

流山市高齢者支援計画

(高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)

— 第7期・平成30年度～平成32年度 —

地域ぐるみの支え合いでつくる
元気で 生き生き 安心 流山

(案)

平成30年3月

流山市

目次

第1編：総論	1
第1章 計画策定の趣旨	2
1 計画の位置付け	2
2 地域福祉計画とのつながり	3
3 計画の期間	4
4 策定方針・策定体制	5
第2章 流山市の高齢者を取り巻く現状と課題	6
1 日常生活圏域の設定	6
2 高齢者数の状況	8
(1) 総人口の推移	8
(2) 高齢者数の推移	9
(3) 高齢化率の推移	10
(4) 圏域別・年齢階層別にみた高齢者数等の推移	11
3 高齢者等実態調査の結果から見た高齢者の状況	13
(1) 調査の概要	14
(2) 高齢者一般調査（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）結果	15
(3) 要支援・要介護認定者調査（在宅介護実態調査）結果	26
(4) 調査結果から見る高齢者施策への期待	33
4 介護保険事業の状況	35
(1) 要支援・要介護認定者数の推移	35
(2) 給付費の推移	37
5 介護保険制度改正の動向	38
(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進	38
(2) 介護保険制度の持続可能性の確保	39
(3) 関連する法制度・サービス	39
6 第6期計画の取組状況の評価	40
第3章 第7期計画の基本的な考え方	43
1 基本理念	43
2 基本目標と施策目標	44
3 施策の体系	45
第2編：各論	47
第1章 地域ぐるみ支え合い体制づくりの推進	48

(地域包括ケアシステムの推進)	48
1 いつまでも元気で暮らせる健康づくり	49
(1) 健康づくりの啓発・推進	49
(2) 健康保持・増進（一次予防）	50
(3) 疾病の早期発見・早期治療（二次予防）	52
2 生きがいのある地域づくり	56
(1) 生きがい対策の充実	56
(2) 就業の支援	59
(3) 外出の支援	60
3 介護予防と社会参加の推進	61
(1) 介護予防・日常生活支援総合事業への対応	61
① 介護予防・生活支援サービス事業	65
② 一般介護予防事業	67
③ 第6期における総合事業の評価・検証	71
(2) 社会参加を通じた生きがいと介護予防の推進	72
4 介護・福祉サービスの充実	76
(1) 地域包括支援センターの機能強化	76
(2) 在宅介護の支援	80
(3) 高齢者福祉サービスの充実	82
(4) 認知症に係る総合的な支援	85
(5) 介護人材に関する施策（介護支援課）	90
5 介護と医療の連携推進	91
(1) 流山市在宅医療介護連携拠点事業の展開	91
6 在宅での生活の継続を支える地域づくり	93
(1) 地域の支え合い活動の推進	93
(2) 高齢者の権利擁護に係る施策の推進	95
(3) 成年後見制度の研究・促進	96
(4) 地域で安心して暮らすための支援	99
7 高齢者の住まいに係る施策の推進	100
(1) 高齢者が安心して居住する場の確保	100
(2) 在宅の居住環境の整備	101
第2章 高齢者を支える介護体制づくり	102
(介護保険事業のサービス量見込みと保険料)	102
1 予防給付サービスの推進（介護支援課）	102
(1) 介護予防訪問看護	102

(2) 介護予防訪問リハビリテーション	102
(3) 介護予防居宅療養管理指導	103
(4) 介護予防通所リハビリテーション（デイケア）	103
(5) 介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）	103
(6) 介護予防福祉用具貸与	104
(7) 介護予防特定施設入居者生活介護	104
(8) 特定介護予防福祉用具販売	104
(9) 介護予防住宅改修	105
(10) 介護予防支援（介護予防ケアプラン作成）	105
2 介護給付サービスの推進（介護支援課）	106
(1) 訪問介護（ホームヘルプサービス）	106
(2) 訪問入浴介護	106
(3) 訪問看護	107
(4) 訪問リハビリテーション	107
(5) 居宅療養管理指導	107
(6) 通所介護（デイサービス）	108
(7) 通所リハビリテーション（デイケア）	108
(8) 短期入所生活介護（ショートステイ）	108
(9) 短期入所療養介護（ショートケア）	109
(10) 福祉用具貸与	109
(11) 特定施設入居者生活介護	109
(12) 特定福祉用具販売	110
(13) 住宅改修費の支給	110
(14) 居宅介護支援（ケアプランの作成）	110
(15) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	111
(16) 介護老人保健施設（老人保健施設）	111
(17) 介護療養型医療施設（療養型病床群）	111
(18) 介護医療院	111
3 地域密着型サービスの推進（介護支援課）	112
(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	112
(2) 地域密着型通所介護	112
(3) 認知症対応型通所介護	113
(4) 小規模多機能型居宅介護	113
(5) 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）	114
(6) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	114
(7) 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	114

4 介護予防・日常生活支援総合事業の推進（介護支援課）	115
(1) 訪問型サービス（第一号訪問事業）	115
(2) 通所型サービス（第一号通所事業）	115
(3) 介護予防ケアマネジメント（第一号介護予防支援事業）	115
5 その他サービスの推進（介護支援課）	116
(1) 介護支援専門員（ケアマネジャー）の支援	116
(2) シルバーサービス事業者連絡会	116
(3) 介護相談員派遣	116
(4) 介護保険制度モニター	116
(5) 給付適正化	117
6 介護保険サービスの事業規模及び介護保険料	118
(1) 要介護・要支援認定者数の見込み	118
(2) 介護サービスの利用量の見込み	120
(3) 介護保険事業にかかる総費用の見込み	122
(4) 第1号被保険者（65歳以上）の介護保険料の設定	123
(5) 第6期と第7期の介護保険料所得段階設定の比較	126
資料編	128
■ 流山市福祉施策審議会 委員名簿	129
■ 計画の策定過程	130
■ 諮問書	131
■ 答申書	132
■ 第6期（平成27～29年度）介護保険事業の実績	133
■ 用語集	139

計画の策定過程・答申書・第6期（平成27～29年度）介護保険事業の実績は、平成30年3月の計画公表時に公開します。

第1編：総論

第1章 計画策定の趣旨

1 計画の位置付け

法的な位置付け

「高齢者支援計画（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）」は、老人福祉法第20条の8に規定する高齢者に関する施策事業の確保を定める「老人福祉計画」と介護保険法第117条に規定する要介護高齢者等に関するサービス見込量や整備方針等を定める「介護保険事業計画」を一体化した計画です。

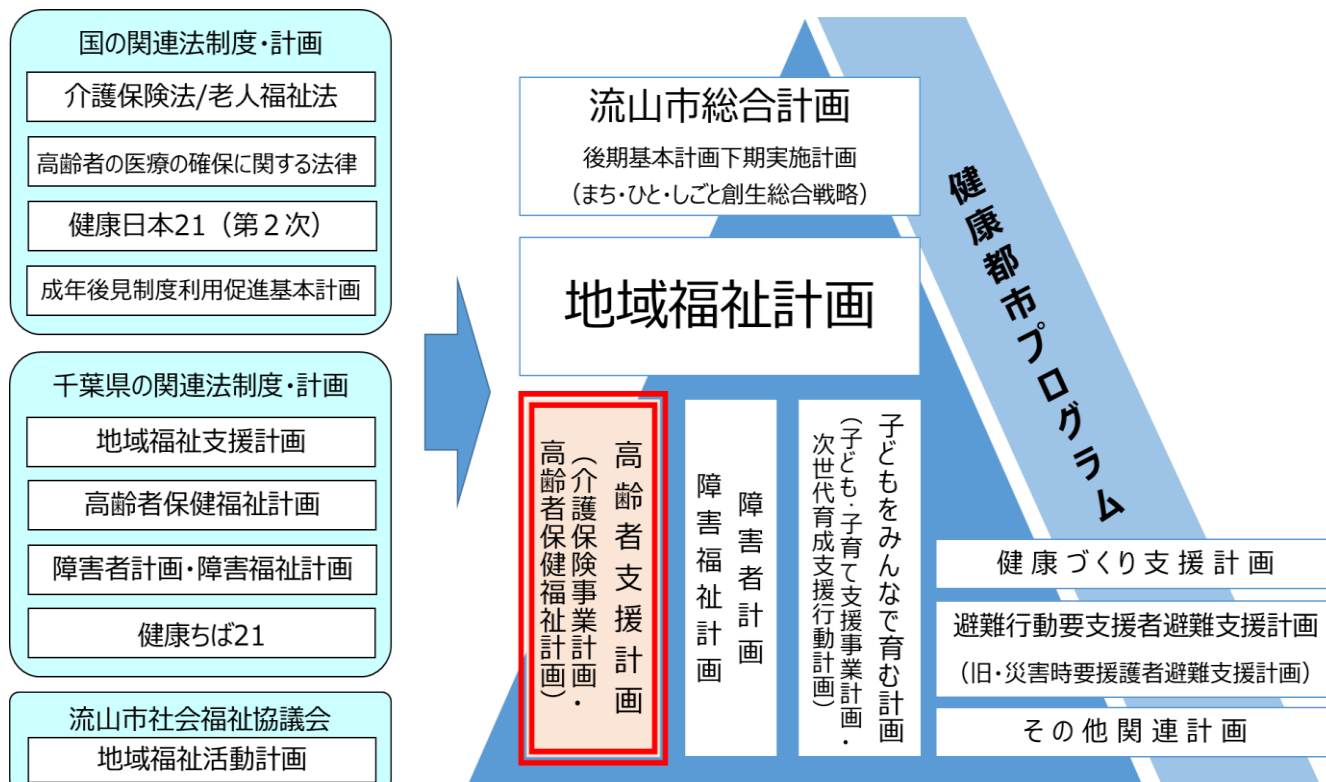
流山市での位置付け

流山市の最上位計画である総合計画（基本構想）や地域福祉の基本的方針を示した地域福祉計画に基づき、高齢者施策の分野別計画として策定するものです。

また、健康づくり支援計画、避難行動要支援者支援計画などの関連施策や、教育・住宅・交通・環境などの分野とも連携を図っていきます。

関係機関・その他計画との関連

健康日本21や障害者基本計画等の国の関連法制度・計画との整合を図ります。また千葉県が策定する千葉県高齢者保健福祉計画、流山市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画とも連携を図っていきます。



2 地域福祉計画とのつながり

流山市では、平成29年3月、地域福祉の基本的方針を示した第3期地域福祉計画を策定しました。第3期地域福祉計画では、「自助・共助・公助」の考え方のもと、役割分担・できることを具体的に示して、地域に関わるすべての人が活動に参加しやすい環境づくりを通じて、地域のチカラの底上げを目指しています。

高齢者支援計画においても、地域包括ケア、地域活動を通じた健康寿命の延伸など、地域での活動推進、連携、協働が重要となっています。高齢者支援計画の策定や施策の実施にあたっては、地域のチカラを高めていくことを意識していきます。

流山市第3期地域福祉計画・H29-H33

身近な地域で解決する福祉のニーズ

地域活動で健康に-人も都市も健康に-

コミュニティの維持
地域活動の担い手

地域活動で
心身ともに健康に

災害時も
地域の活動が大切

多様化する
福祉のニーズ

できることから始めよう みんなで高める地域のチカラ

～みんながずっと住みたいまち ながれやま～



3 計画の期間

平成26年3月に策定した計画（第6期計画）を見直し、計画期間を平成30年度から平成32年度までの3か年とする「流山市高齢者支援計画（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）」（第7期計画）を策定します。

なお、介護保険事業計画に関しては、「団塊の世代」が75歳以上の後期高齢者となる2025年（平成37年）を見据えて、中長期的な視野に立った計画として策定します。

計画名称	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
総合計画 (平成12～31年度)	後期基本計画 (平成22～31年度)							
	中期実施計画 (平成25-27年度)		下期実施計画 (平成28～31年度)					
地域福祉計画	第2期 (平成24～28年度)			第3期 (平成29～33年度)				
高齢者支援計画	第5期	第6期 (平成27～29年度)			第7期 (平成30～32年度)			
	見直し 第6期計画 策定			見直し 第7期計画 策定			見直し 第8期計画 策定	
障害者計画	第4次	第5次 (平成27～32年度)						
障害福祉計画 障害児福祉計画	第3期	第4期 (平成27～29年度)			第5期 (平成30～32年度)			
					第1期 (平成30～32年度)			
子どもをみんなで 育む計画 <small>子ども・子育て支援総合計画</small>	※	第1期 (平成27～31年度)						
健康づくり支援計画		第1期 (平成27～31年度)						

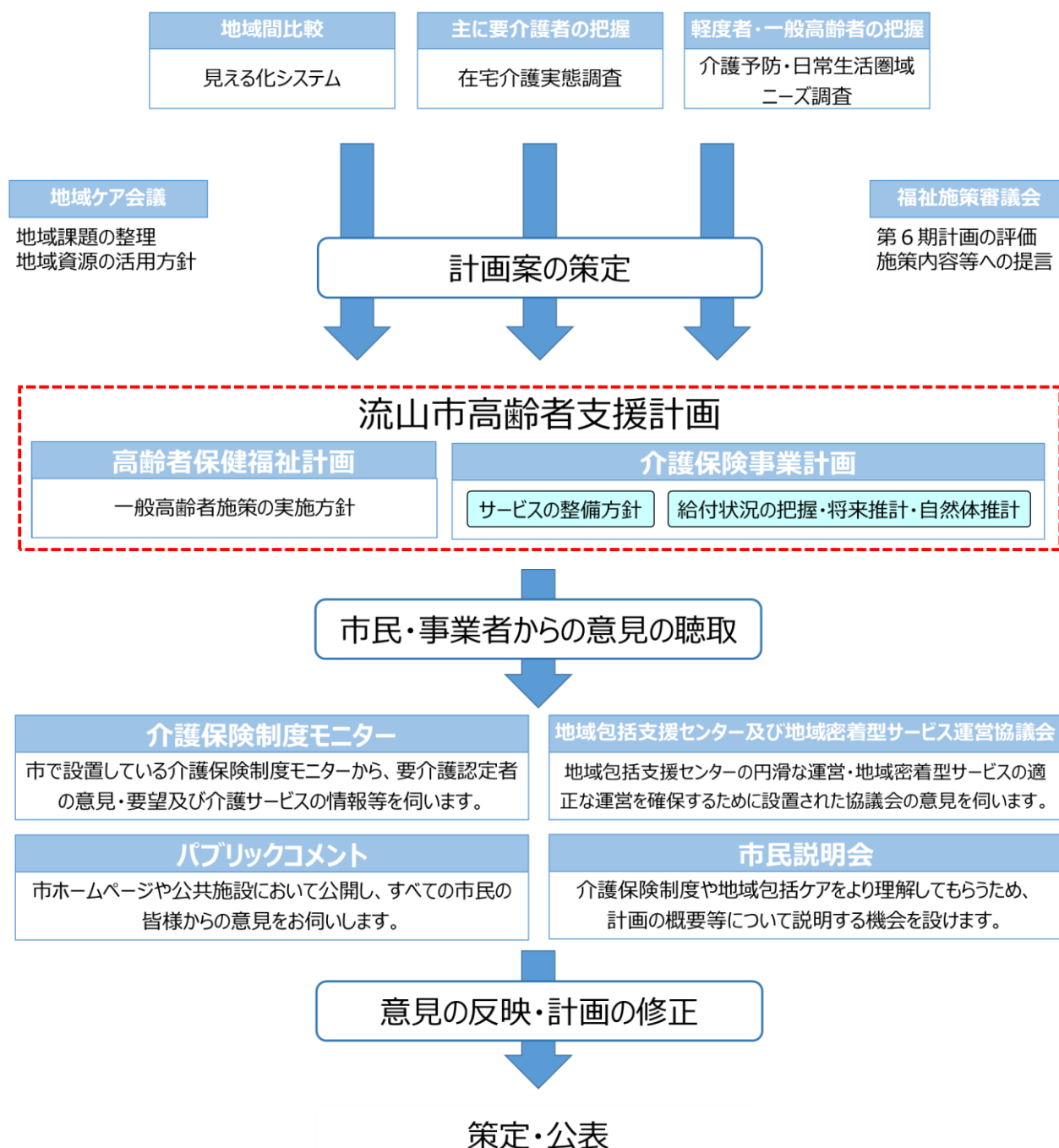
※次世代育成支援行動計画（平成17～26年度）

4 策定方針・策定体制

高齢者数の着実な増加、高齢者を取り巻く社会環境の変化、高齢者自身の生活志向や意識の多様化、介護や支援を要する高齢者の増加など地域の高齢者をめぐっては様々な課題があります。

特に、2025年（平成37年）には「団塊の世代」が75歳以上となり、地域社会の高齢化が一層伸展します。これを見据えて、高齢者が健康で生きがいをもって暮らせるよう、高齢者の社会参加の促進や健康づくり等の諸施策を推進するとともに、介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で、可能な限り日常生活を送ることができる地域社会づくりを推進するための計画として策定します。

また、市民や介護事業者・関係者の意見を反映した計画として策定する必要があることから、アンケート調査や市民参加条例に基づく複数の市民参加手続の実施を通じて、市民参加を基本とした計画策定を目指します。



第2章 流山市の高齢者を取り巻く現状と課題

1 日常生活圏域の設定

高齢者が住み慣れた地域で生活し続けられる社会基盤を整備するため、高齢者の日常生活の場である「日常生活圏域」において、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を構築することが必要となっています。

本市では、第3期介護保険事業計画から、地理的条件、人口、交通事情等及び本市の他の計画における地域区分等を総合的に勘案して、中学校区を基本に、4つの日常生活圏域を定めています。

各圏域においては、高齢者なんでも相談室が中心となり、地域ケア会議等を通じて地域の現状や課題を把握するとともに、関係機関との情報共有やネットワークの構築等に取り組んでいます。また、高齢化による相談ニーズの増加にも対応するため、人員の増員等による体制の充実に努めています。

第7期の当初における日常生活圏域は、これまでの取組みを着実に進めるためにも4つの体制を基本としますが、今後も高齢者人口がさらに増加し各圏域の現況が変化していきます。人員の増員や増設等の体制については、その状況を見極め対応を図ります。

■日常生活圏域図



第2章 流山市の高齢者を取り巻く現状と課題

■ 日常生活圏域の詳細

(平成29年4月1日現在の字名及び中学校区)

圏域	中学校区	該当住所	高齢者なんでも相談室
北部	北部中学校区 東深井中学校区	富士見台・小屋・南・北・中野久木・平方・平方村新田・美原 1～4 丁目・江戸川台東 1～4 丁目・江戸川台西 1～4 丁目・東深井・西深井・こうのす台・深井新田・西初石 1 丁目 (73 番地を除く)・上新宿新田 35～98 番地	北部高齢者なんでも相談室 江戸川台東 2 丁目 19 番地 旧江戸川台出張所
中部	常盤松中学校区 西初石中学校区 ※おおたかの森中学校区の一部	東初石 1～6 丁目・青田・駒木・駒木台・十太夫・美田・若葉台・桐ヶ谷・谷・下花輪・上貝塚・大畔・上新宿・上新宿新田 27～34 番地・西初石 1 丁目 73 番地・西初石 2～6 丁目	中部高齢者なんでも相談室 下花輪 409 番地の 6 東葛病院付属診療所内
東部	東部中学校区 八木中学校区 ※おおたかの森中学校区の一部	西松ヶ丘 1 丁目・松ヶ丘 1～6 丁目・向小金 1～4 丁目・前ヶ崎・名都借・宮園 1～3 丁目・思井・中・芝崎・古間木・前平井・後平井・野々下 1～6 丁目・長崎 1～2 丁目	東部高齢者なんでも相談室 野々下 2 丁目 488 番地の 5 特別養護老人ホームあざみ苑内
南部	南部中学校区 南流山中学校区 ※おおたかの森中学校区の一部	大字三輪野山・三輪野山 1～5 丁目・大字流山・流山・流山 1～9 丁目・加・加 1～6 丁目・市野谷・平和台 1～5 丁目・大字鱈ヶ崎・鱈ヶ崎・木・南流山 1～8 丁目・西平井	南部高齢者なんでも相談室 平和台 2 丁目 1 番地の 2 流山市ケアセンター2 階

■ 日常生活圏域別の介護保険サービス事業所・介護保険施設等の状況

(平成29年10月1日現在)

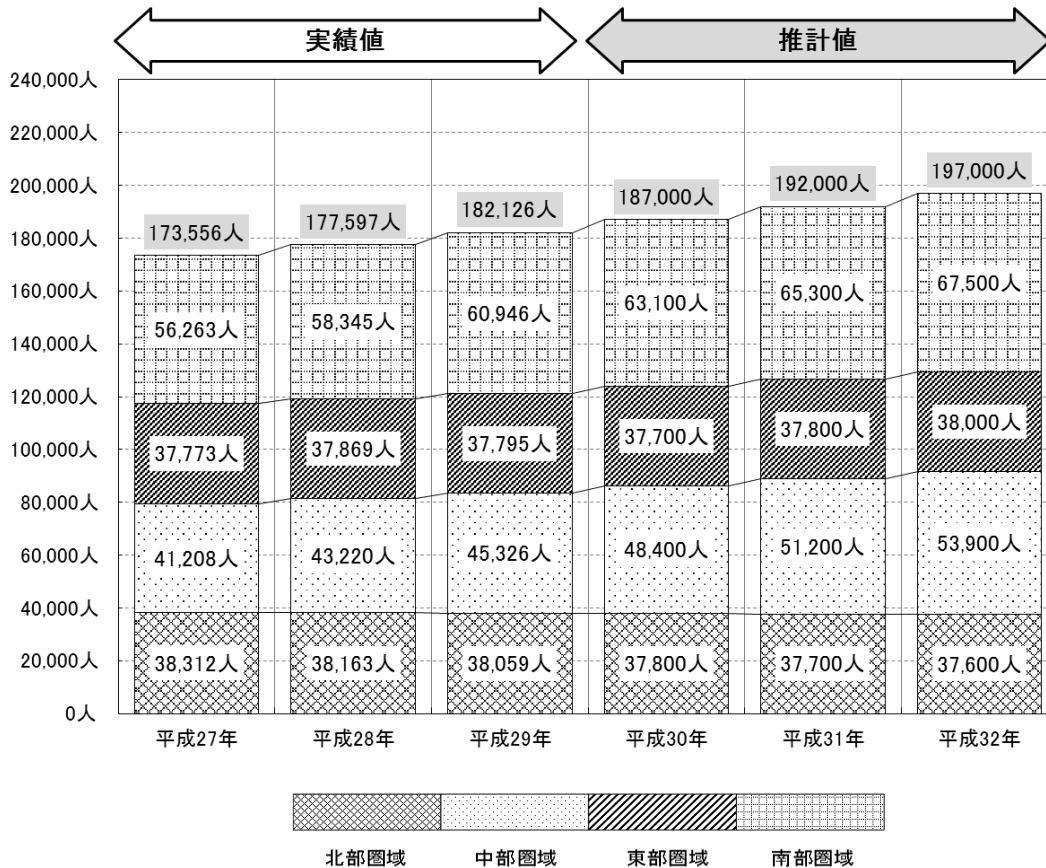
区分	介護保険サービス事業 (在宅・訪問系)										地域密着型サービス				介護保険施設		高齢者福祉施設等														
	高齢者なんでも相談室 (地域包括支援センター)	居宅介護支援	訪問介護	訪問入浴	訪問看護	訪問リハビリテーション	通所介護(デイサービス)	通所リハビリテーション(デイケア)	短期入所生活介護(ショートステイ)	短期入所療養介護(ショートケア)	特定施設入居者生活介護	認知症対応型生活介護(グループホーム)	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	地域密着型介護老人福祉施設	地域密着型通所介護	介護老人保健施設	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	ケアハウス	有料老人ホーム(特定施設指定以外)	サービス付き高齢者向け住宅	高齢者福祉センター	福祉会館	高齢者趣味の家	シルバー人材センター	保健センター(平日夜間・休日診療所)	ケアセンター	公民館・文化会館	生涯学習センター	高齢者ふれあいの家	
北部	1	16	14		1	2	8	2	4	1	2	2	1	1	1	2	3	1	1	3	4	1	4	1				1			7
中部	1	12	10		4		10	2	6	2	3	1	1	1	2	2				3		3			1	1		1			6
東部	1	8	6		2	1	5	1	3	1	3	4		1		5	3	1	1	3	2		4	1				1	1		5
南部	1	9	9	1	2		8		1		1	2		1		5				3	2		4	1			1	3			3
計	4	45	39	1	9	3	31	5	14	2	8	11	2	4	2	14	8	2	2	9	11	1	15	3	1	1	1	6	1		21

2 高齢者数の状況

高齢者数の状況等における人口推計の条件

- ※ 平成29年までの実績値は住民基本台帳人口です。(各年4月1日現在)
- ※ 平成30年以降の推計値は、平成29年9月に推計した、次期総合計画の策定にあたっての将来人口推計(速報値)を使用しています。(各年4月1日現在)
- ※ 実績値は実数です。推計値は、P8.(1)総人口の推移における 合計値のみ1,000人単位で、それ以外の推計値は100人単位で調整しています。

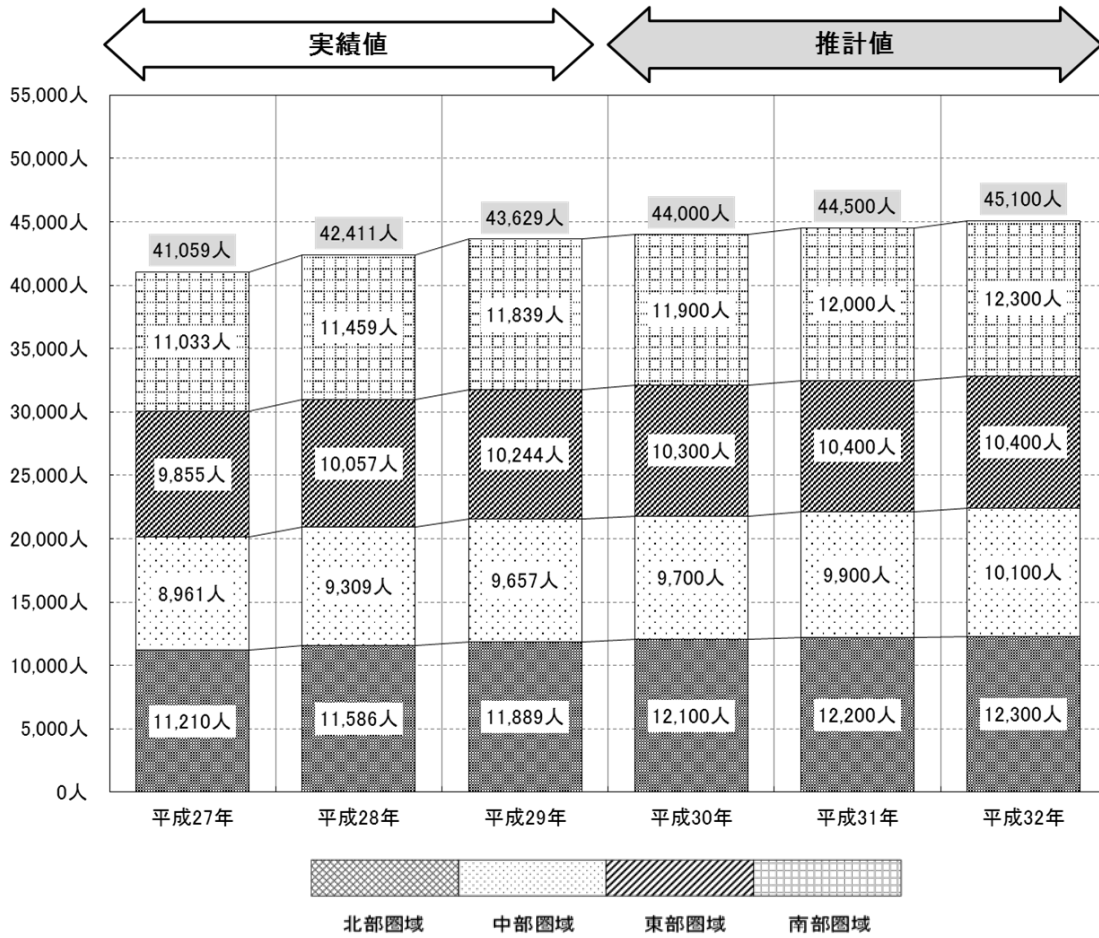
(1) 総人口の推移



※上記の推計値は、平成29年9月時点で推計したものです。計画公表時において、最新の推計値を記載します。

総人口の推移をみると、毎年度5千人程度の上昇傾向にあります。圏域別にみると、開発の影響が大きい中部圏域、南部地域で増加傾向が顕著となっており、東部圏域、北部圏域ではほぼ横ばい傾向となっています。

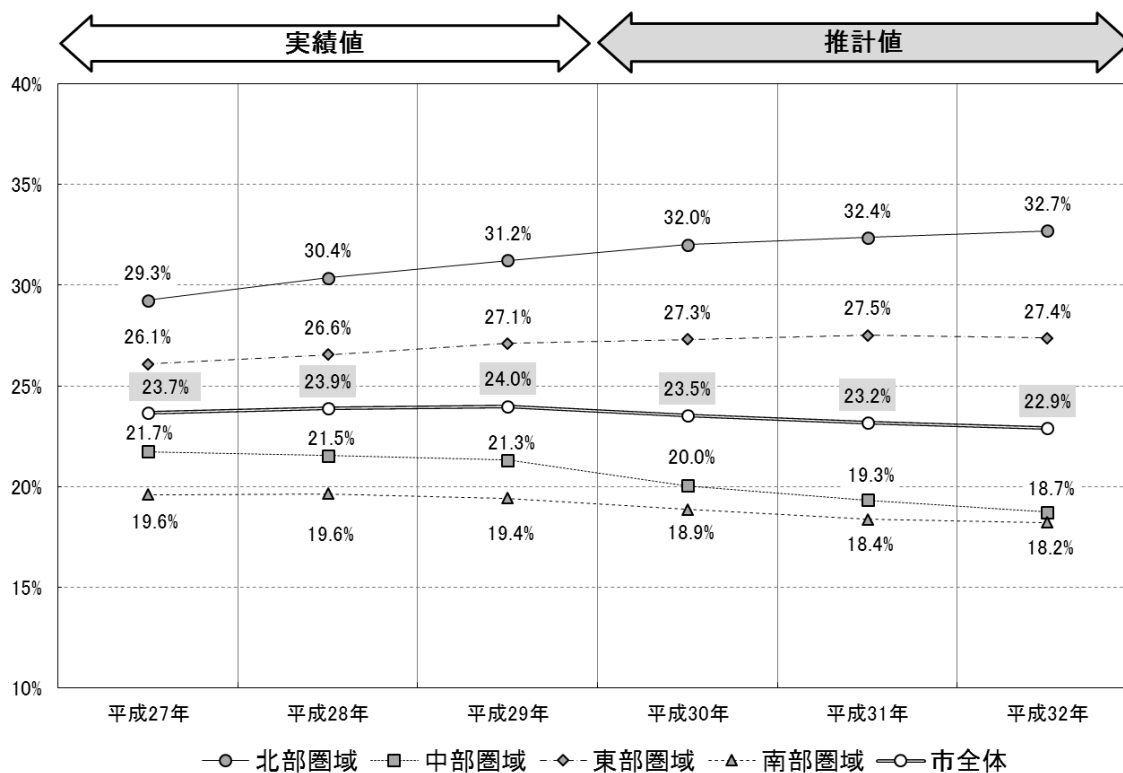
(2) 高齢者数の推移



※上記の推計値は、平成29年9月時点で推計したものです。計画公表時において、最新の推計値を記載します。

高齢者数（65歳以上人口）の推移をみると、平成27年から平成29年まで、毎年1千人超の増加となっており、今後も年600人程度の増加が見込まれます。圏域別にみても、いずれの圏域でも増加していくと見込まれます。

(3) 高齢化率の推移



※上記の推計値は、平成29年9月時点で推計したものです。計画公表時において、最新の推計値を記載します。

高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）の推移をみると、子育て世代の転入が続いているため、その上昇のスピードは緩やかとなってきました。第6期計画の策定時点では、最終年度の平成29年度末には高齢者数が総人口の4人に1人を超えて、約26%となると見込んでいましたが、約2ポイント下回りました。

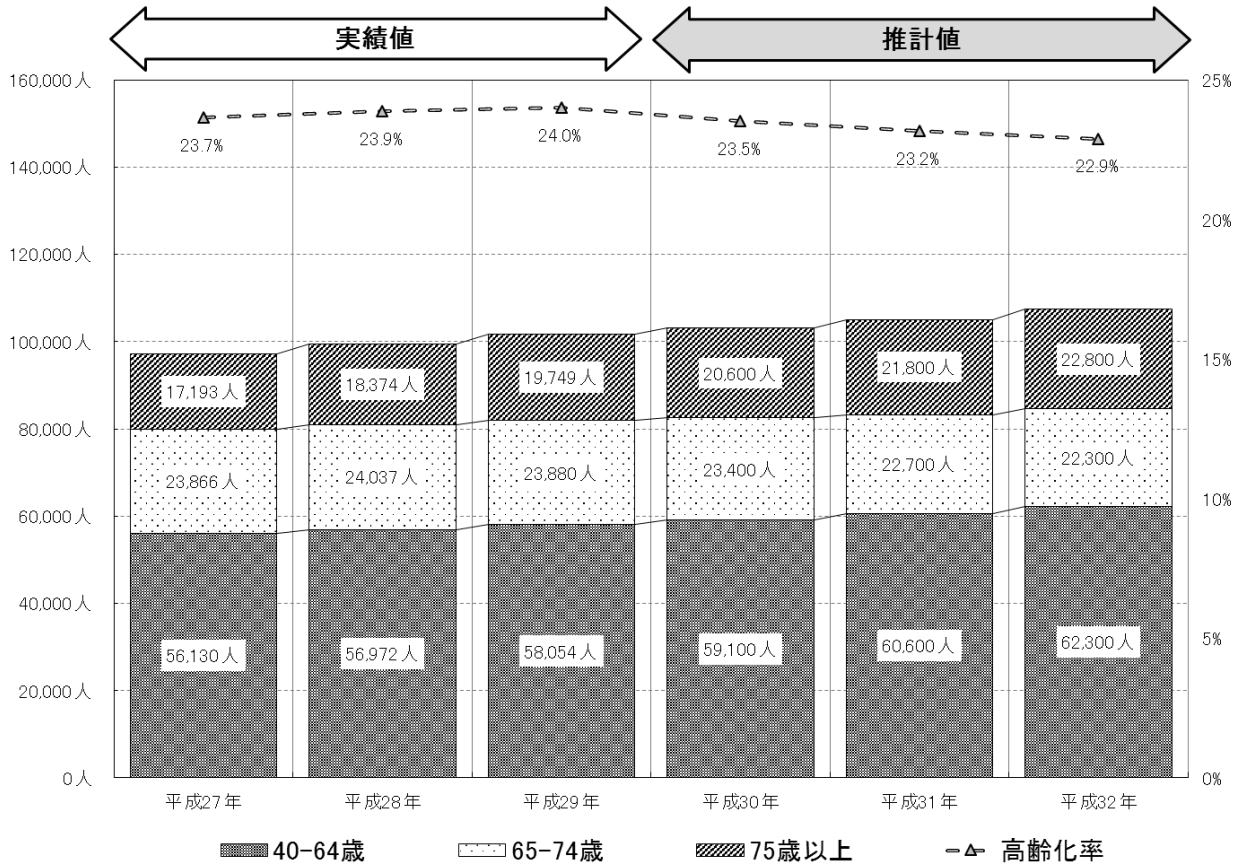
第7期計画期間における市全域の高齢化率については、今後も開発の状況やこれに伴う転入者の年齢層に影響を受ける可能性があり、全体として第7期計画期間中は横ばい・若干の低下傾向にあると考えられます。

しかしながら圏域別で見ると、圏域ごとに状況が大きく異なります。北部圏域、東部圏域の順に高齢化率が高く、30%前後まで上昇しています。その一方で、中部圏域、南部圏域では、つくばエクスプレス沿線の開発に伴って子育て世代の転入者が多いこと等が影響し、高齢化率は下がっています。

なお、高齢化率が最も低い南部圏域においても、高齢者数は最も高齢化率が高い北部圏域について多いことから、高齢化率だけでなく、高齢者の実数にも留意しながら計画を遂行していきます。

(4) 圏域別・年齢階層別にみた高齢者数等の推移

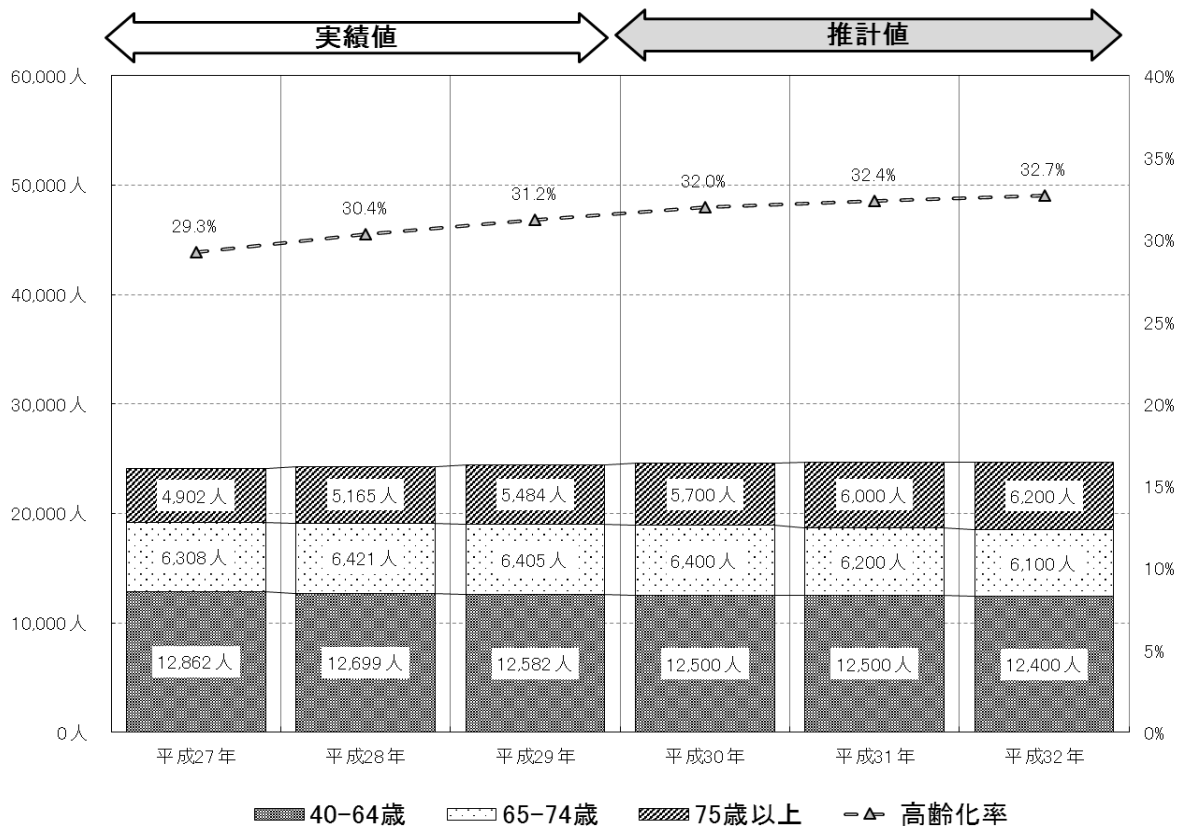
■ 流山市全域



※上記の推計値は、平成29年9月時点で推計したものです。計画公表時において、最新の推計値を記載します。

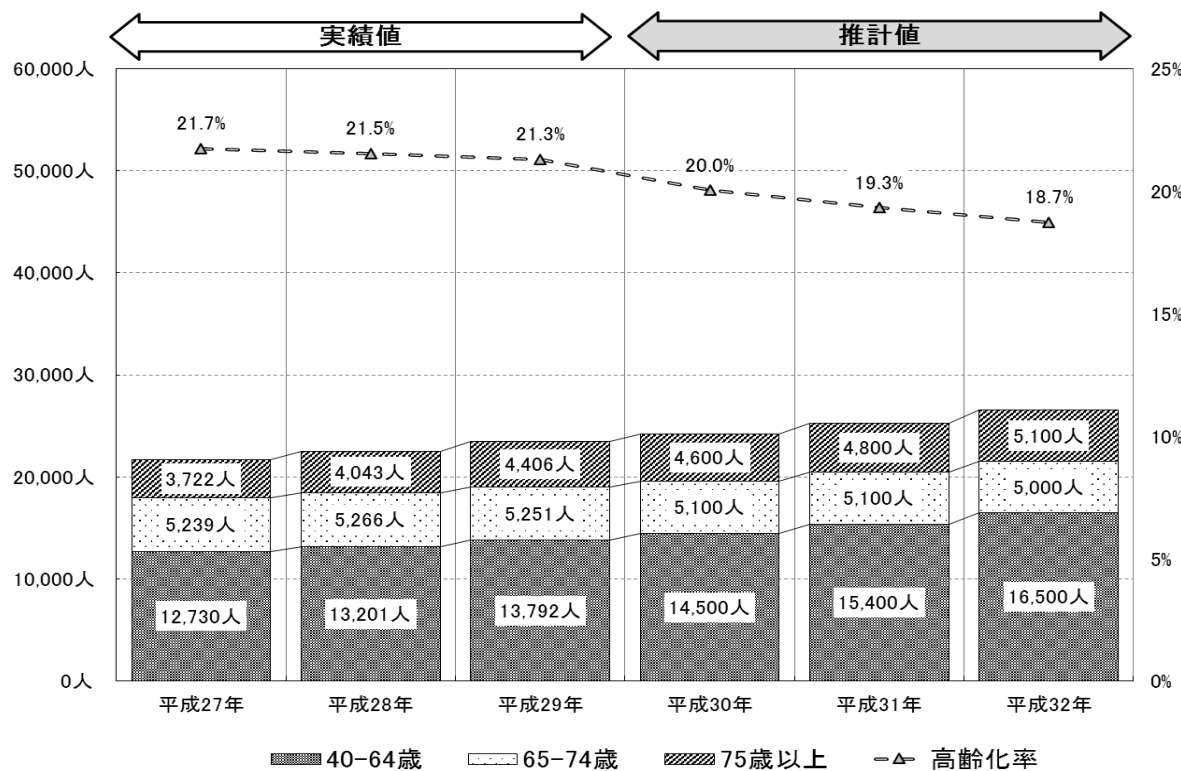
市域全体の40歳以上の人口の推移をみると、これまで各年齢層とも増加傾向にありましたが、平成28年から平成29年にかけて、65-74歳の人口は減少しています。一方、75歳以上の後期高齢者数は増加傾向で、今後も大きく増加していくと見込まれます。

■北部圏域



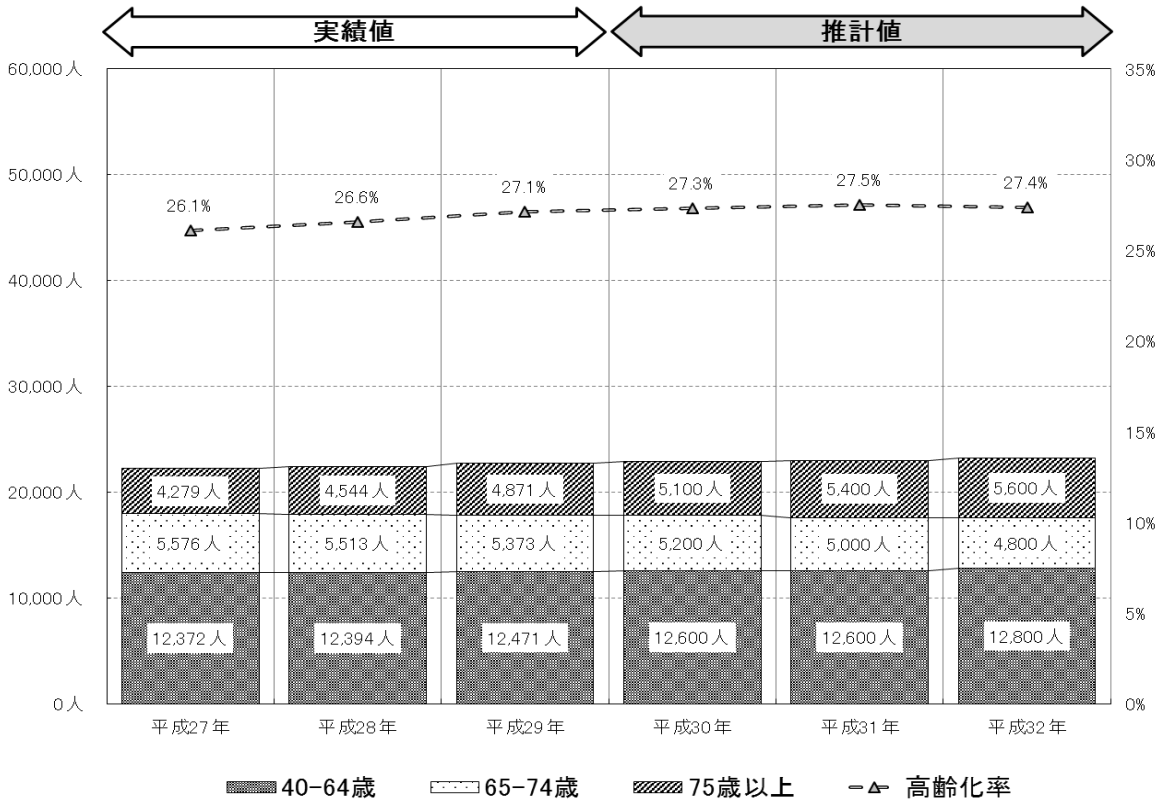
※上記の推計値は、平成29年9月時点で推計したものです。計画公表時において、最新の推計値を記載します。

■中部圏域



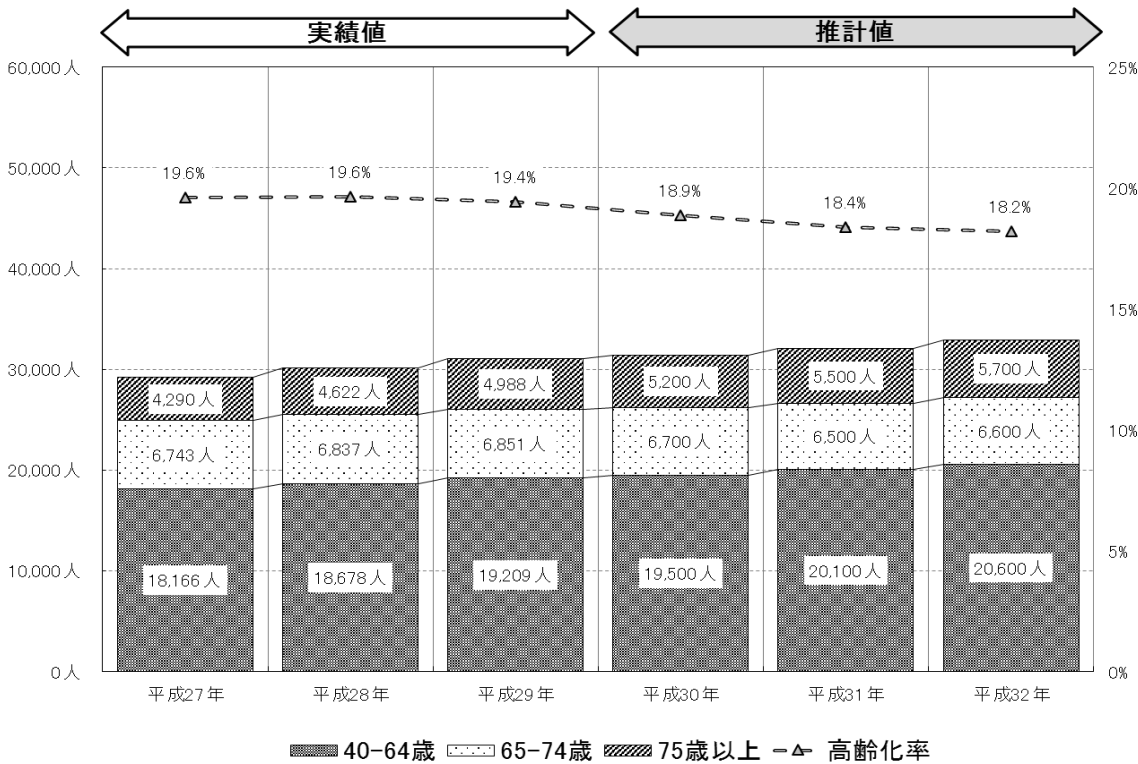
※上記の推計値は、平成29年9月時点で推計したものです。計画公表時において、最新の推計値を記載します。

■東部圏域



※上記の推計値は、平成29年9月時点で推計したものです。計画公表時において、最新の推計値を記載します。

■南部圏域



※上記の推計値は、平成29年9月時点で推計したものです。計画公表時において、最新の推計値を記載します。

3 高齢者等実態調査の結果から見た高齢者の状況

(1) 調査の概要

① 調査目的

高齢者等の状況や高齢者福祉及び介護サービスに対する意見・意向等の把握し、本計画策定の基礎資料とすることを目的として実施したものです。

② 調査対象

調査名	調査対象	規模
1 高齢者一般調査 (介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)	要介護認定(要介護1-5)を受けていない 65歳以上の高齢者	無作為抽出 (2,000人)
2 要支援・要介護認定者調査 (在宅介護実態調査)	要支援・要介護認定を受けて在宅で生活されている 65歳以上の高齢者	無作為抽出 (1,000人)
3 介護サービス事業所調査	流山市内の介護サービス提供事業所	(173事業所)

※ ここでは、3対象の調査のうち「高齢者一般調査」と「要支援・要介護認定者調査」の結果を中心に掲載しています。

③ 調査方法及び調査期間

調査名	調査方法	調査期間
1 高齢者一般調査	郵送によるアンケート調査 (お礼兼督促ハガキの発送1回)	平成29年2月22日(木)～ 平成29年3月12日(日)
2 要支援・要介護認定者調査		
3 介護サービス事業所調査	メールによるアンケート調査	平成29年4月14日(金)～ 平成29年4月28日(金)

④ 回収状況

調査名	調査対象数(人)	有効回収数(人)	有効回収率(%)
1 高齢者一般調査	2,000	1,650	82.5
2 要支援・要介護認定者調査	1,000	776	77.6
3 介護サービス事業所調査	173	128	74.0

⑤ 調査結果の見方

※ 集計は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、数値の合計が100.0%にならない場合があります。

※ 基数となるべき実数は、(n: number of cases の略)として表示しています。

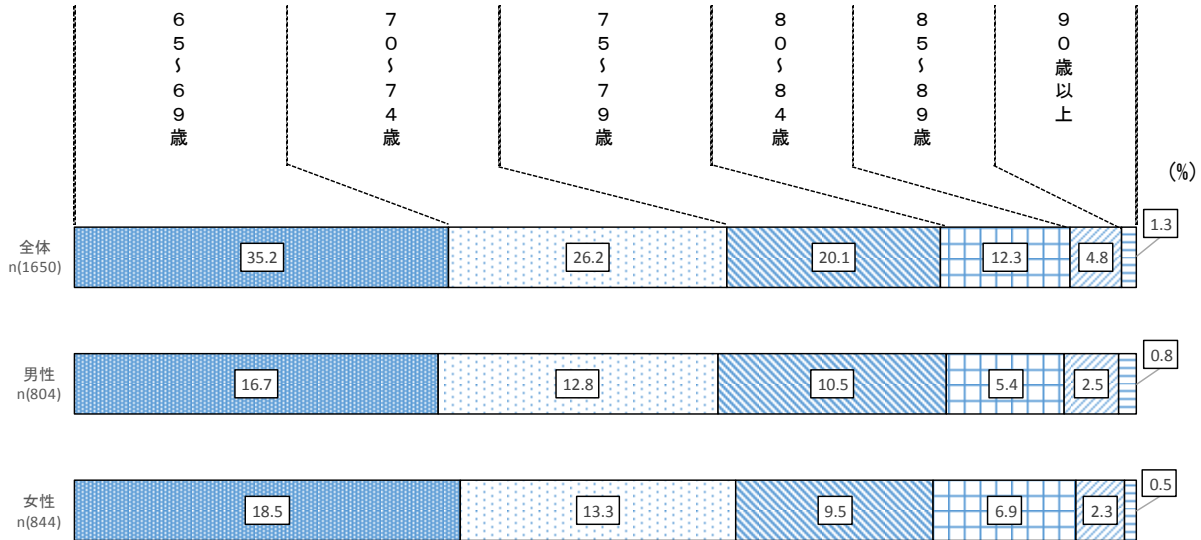
※ 回答の比率(%)は、その質問の回答者数を基数として算出しているため、複数回答の設問は全ての比率を合計すると100.0%を超える場合があります。

(2) 高齢者一般調査（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）結果

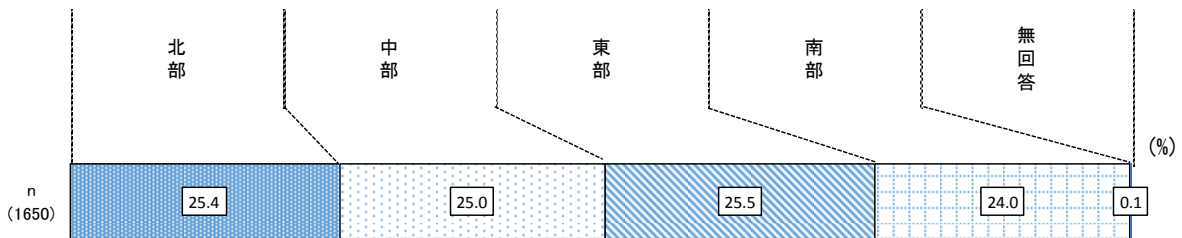
① 回答者の属性

ア) 性・年齢

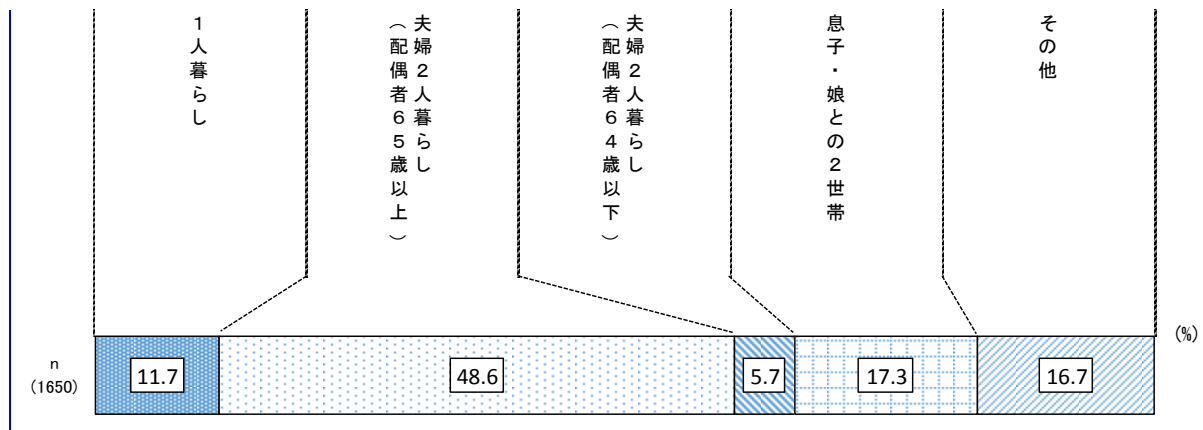
対象者2,000人のうち有効回収数は1,650人で、そのうち男性：804人、女性：844人、性別無回答：2人でした。



ウ) 居住地区



エ) 家族構成



② 一般高齢者調査の状態像

設問ごとの回答の組み合わせによって、健康状態や身体機能に関するリスク該当者（判定基準に該当した方）の割合を算出します。

項目	配点	
	0.はい	1.いいえ
階段を、手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0.はい	1.いいえ
椅子に座った状態から、何もつかまらずに立ちあがっていますか	0.はい	1.いいえ
15分くらい続けて歩いていますか	0.はい	1.いいえ
この1年間に転んだことがありますか	1.はい	0.いいえ
転倒に対する不安は大きいですか	1.はい	0.いいえ
6か月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	1.はい	0.いいえ
身長 ____cm , 体重 ____kg	※BMI<18.5 なら「1」	
半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1.はい	0.いいえ
お茶や汁物等でむせることがありますか	1.はい	0.いいえ
口の渇きが気になりますか	1.はい	0.いいえ

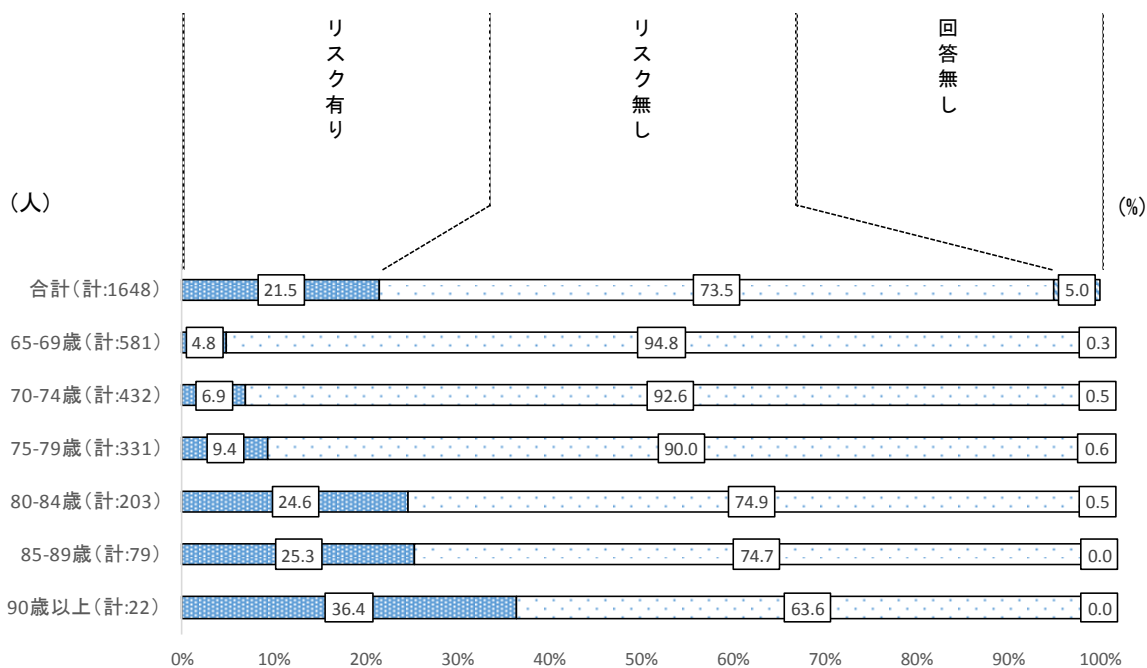
運動器の機能低下
5項目のうち、
点数が3点以上の方

低栄養
2項目のうち、
点数が2点の方

口腔機能の低下
3項目のうち、
点数が2点以上の方

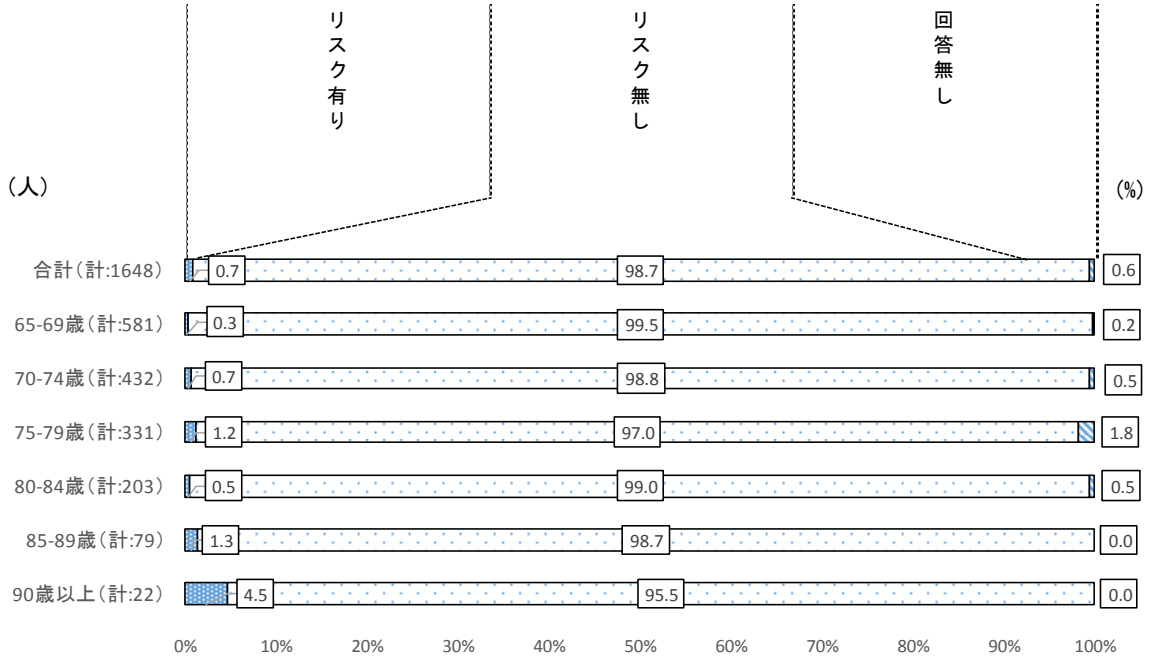
運動器の機能低下

全体では、「リスク有り（3点以上）」は、21.5%となっています。年代別に分類すると、80歳代を境にして、機能低下が進むことがわかります。これは、年代別の要介護認定率とも同様の結果となっています。



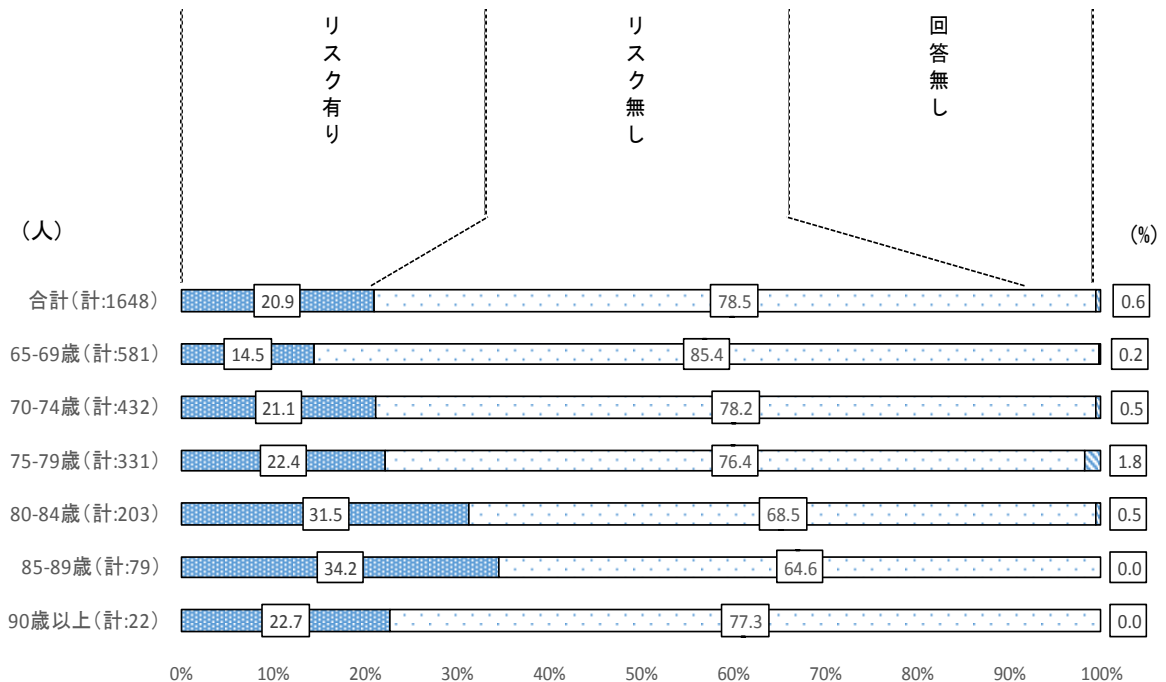
低栄養

全体では、「リスク有り(2点)」は、0.7%となっています。年代別に分類すると、75-79歳代、85-89歳代、90歳以上の方が平均値より高くなっていますが、65-69歳代は平均値を大きく下回っています。



口腔機能の低下

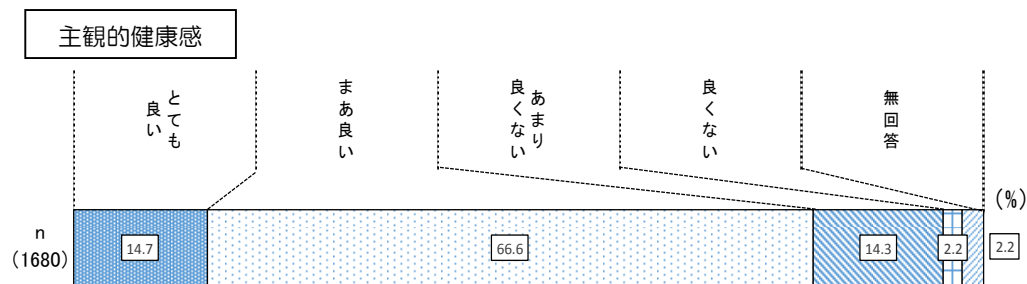
全体では、「リスク有り(2点以上)」は、20.9%となっています。年代別に分類すると、75-79歳代、85-89歳代、90歳以上の方が平均値より高くなっていますが、65-69歳代は平均値を大きく下回っています



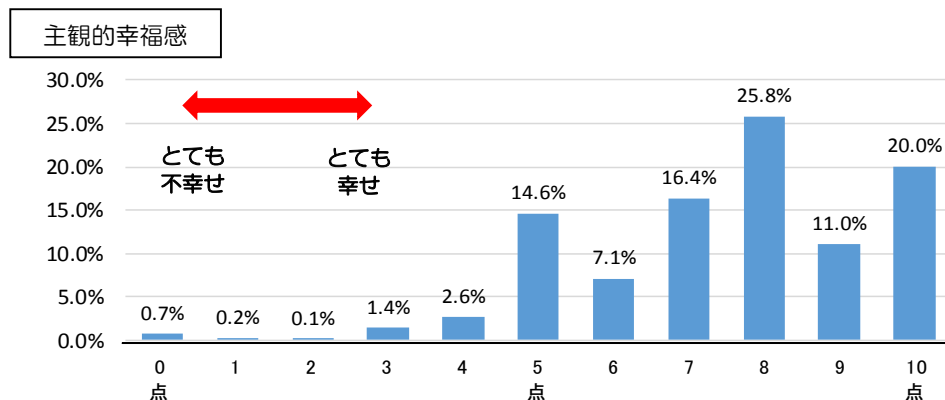
③ 健康・疾病・生活の状況

主観的健康感・主観的幸福感

主観的健康感は、全体では約8割が、良い(とても良い・まあ良い)と回答しています。

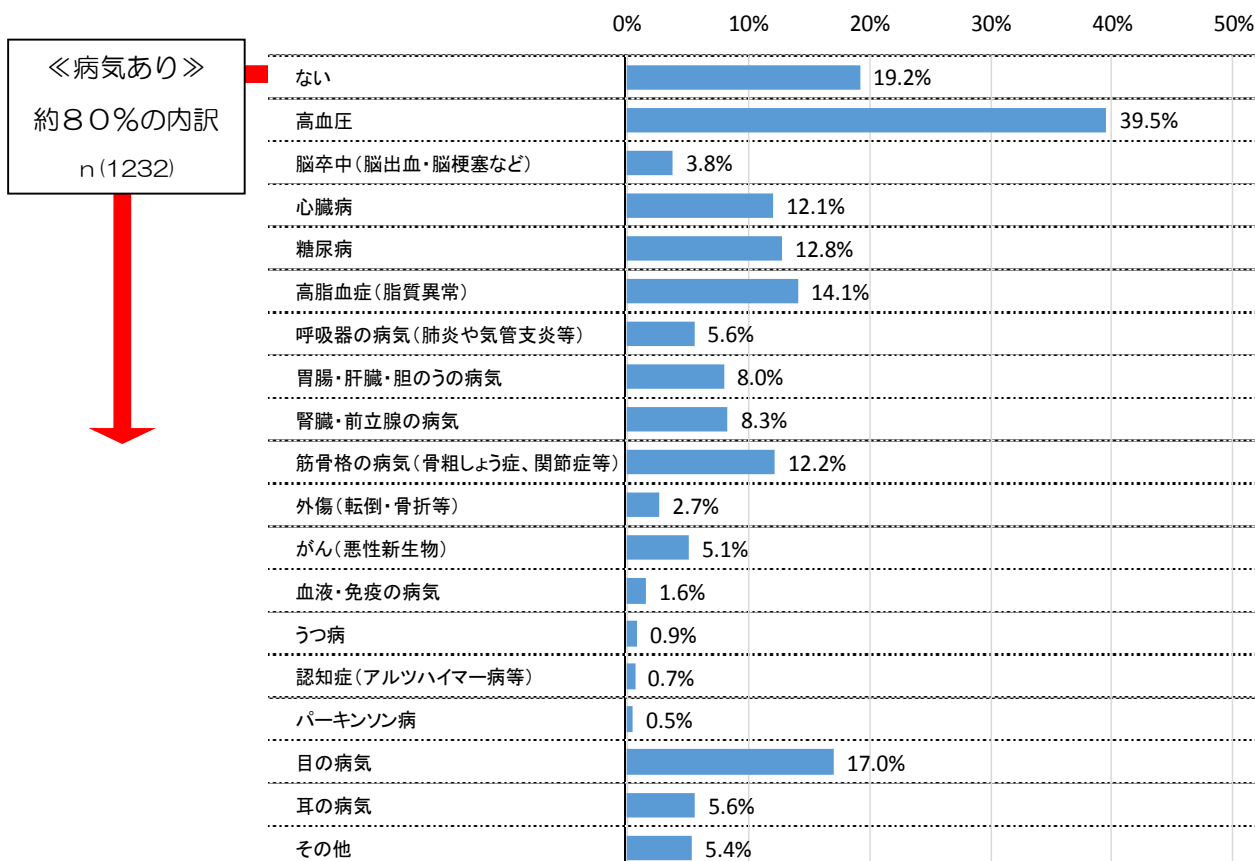


主観的幸福感は、8点以上の幸せが半数超を占めています。一方で、中間値の5点も約15%と多くなっています。



現在治療中、または後遺症のある病気

現在治療中、または後遺症のある病気が「ある」は、約80%となっています。病気の内訳では、「高血圧」が39.5%で最も多く、次いで「目の病気」が17.0%、「高脂血症(脂質異常)」が14.1%となっています。

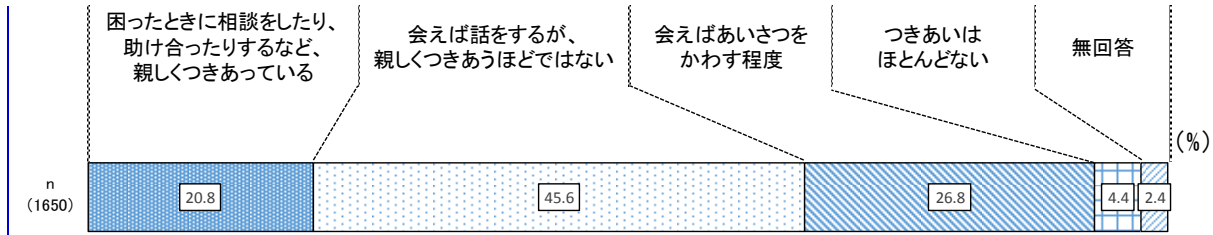


④ 地域・ご近所での活動

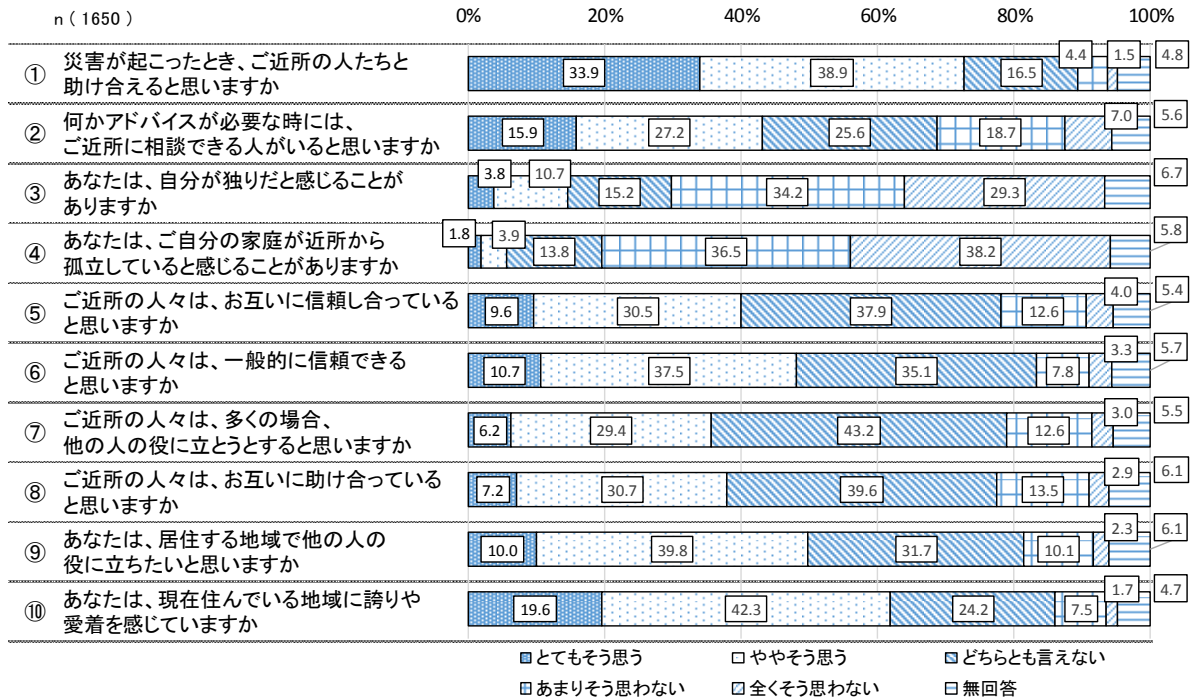
近所づきあい・地域での支え合いの現状

困った時に相談できるなど親しくつきあっているのは20.8%となっています。一方で、あいさつをかわす程度やほとんど付き合いが無いとの回答が約3割を占めています。地域での支え合いについては、⑥ご近所の人への信頼、⑨地域で他の人の役に立ちたい、⑩地域に愛着を感じる、といった項目で、とてもそう思う・ややそう思うとの回答が過半数を占めています。

近所づきあいの程度

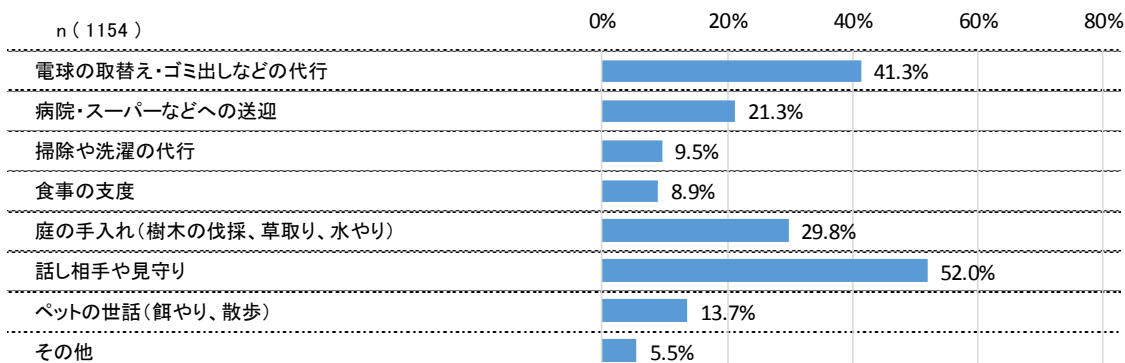


地域での支え合い



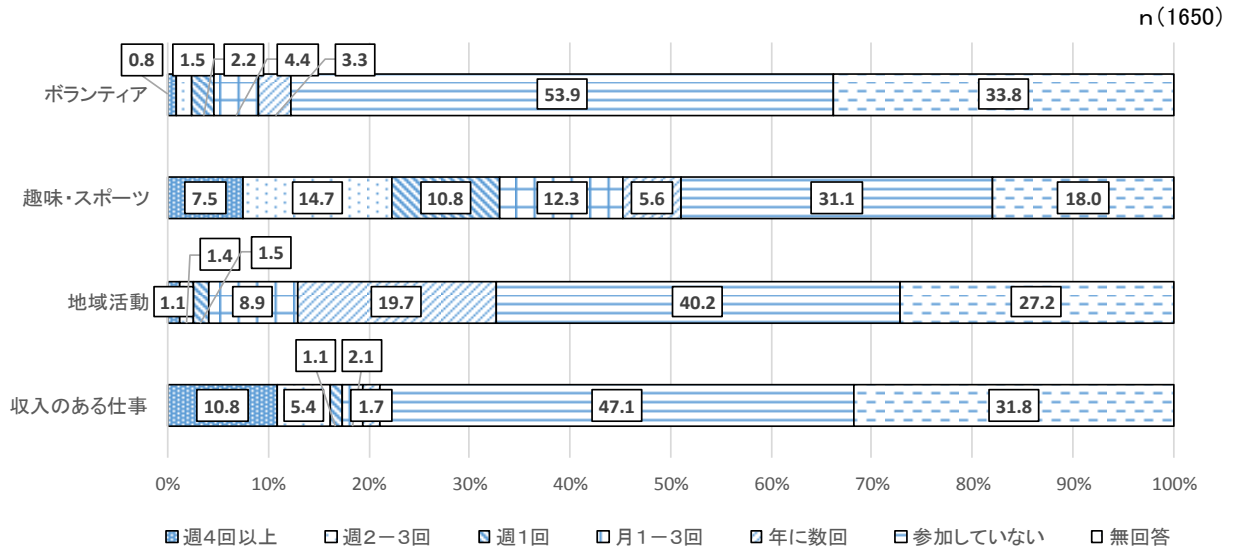
近所で困っている人がいたら手伝えそうなこと

「話し相手や見守り」は52.0%と多くの方が回答しています。また、一人暮らし高齢等が自分で行うことが困難な「電球の取替え・ゴミ出しなどの代行」が可能との回答も41.3%と高くなっています。



さまざまな活動への参加頻度

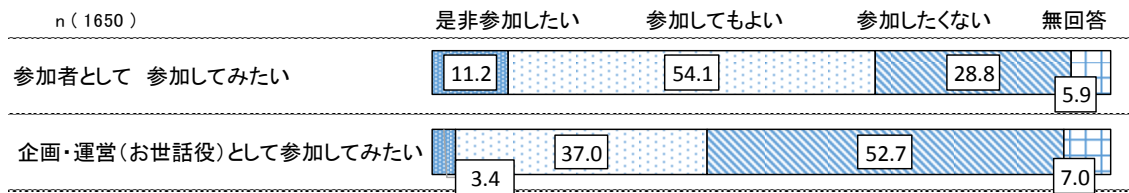
趣味・スポーツに参加している方（年に数回以上）は過半数を超え、地域活動へ参加している方（年に数回以上）は30%を超えています。また、高齢期であっても、定期的に収入のある仕事をしている方（月に1回～3回以上）が20%程度いることがわかります。



地域住民の有志による、地域づくりの活動への参加意向

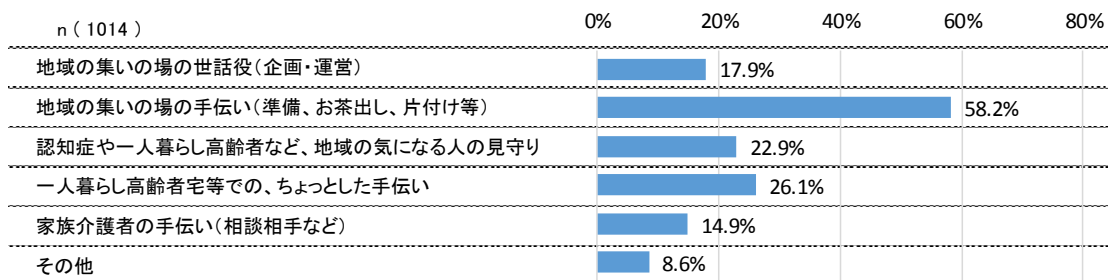
地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとした場合の参加意向を質問したところ、参加者として参加してみたいと回答（是非参加したい・参加してもよい）した方は、65.3%となっています。一方で参加したくないと回答した方も28.8%となっています。

また活動の企画・運営（お世話役）として参加したいと回答（是非参加したい・参加してもよい）した方は、40.4%となっています。



地域づくりの活動へ参加した場合に、やってもよい・できそうなこと

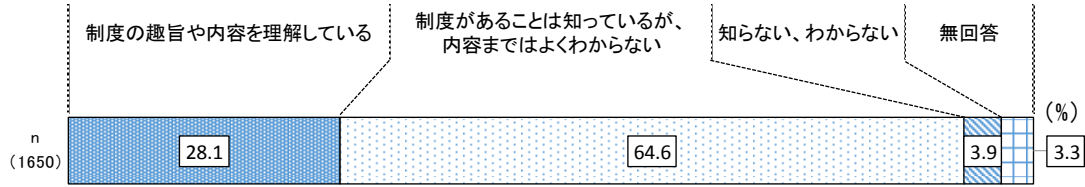
地域づくり活動に参加した場合に、やってもよい・できそうな内容を質問したところ、地域の集いの場の手伝いが58.2%と最も多く、次いで、ちょっとした手伝い、地域の気になる人の見守りが20%を超えています。



⑤ 介護保険・高齢者福祉について

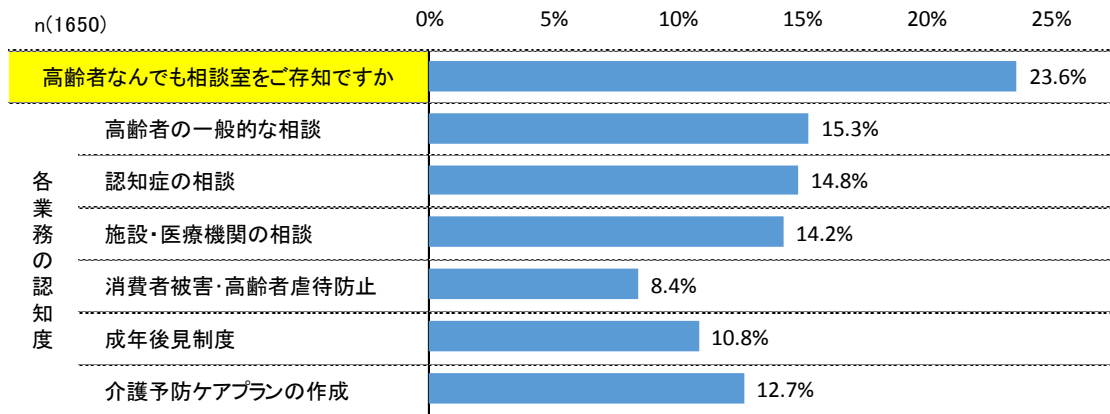
介護保険制度の認知度

介護保険制度の認知度は、「制度があることは知っているが、内容まではよくわからない」が64.6%で最も多く、「制度の趣旨や内容を理解している」が28.1%となっています。



高齢者なんでも相談室の認知度

高齢者なんでも相談室の認知度は23.6%で、まだまだ多くの人に知られていない現状があります。活動内容については、各種相談の認知度は高くなっていますが、「消費者被害・高齢者虐待防止」、「成年後見制度」など、より専門性の高い業務についての認知度はあまり高くありません。

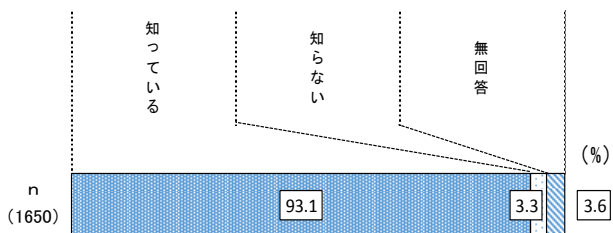


⑥ 認知症・成年後見

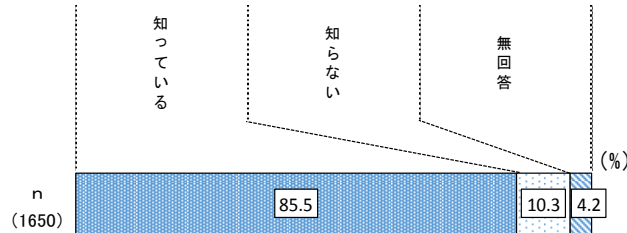
認知症に関する理解・考え

多くの方が認知症について知っており、理解が進んでいることが分かります。最初に相談するところでは、病院、高齢者なんでも相談室、市役所など具体的な相談先を挙げる方が多い一方で、分からないとの回答も10%近くになっています。

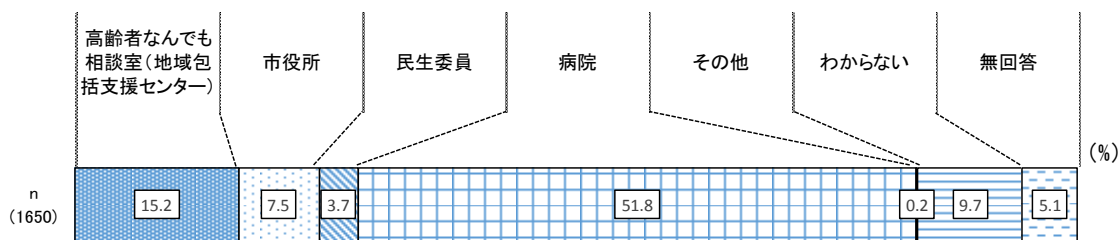
認知症は病気であることをご存知でしたか。



認知症は早期に発見し治療や介護サービスにつなげると、進行を緩やかにできると言われていますが、ご存知ですか。

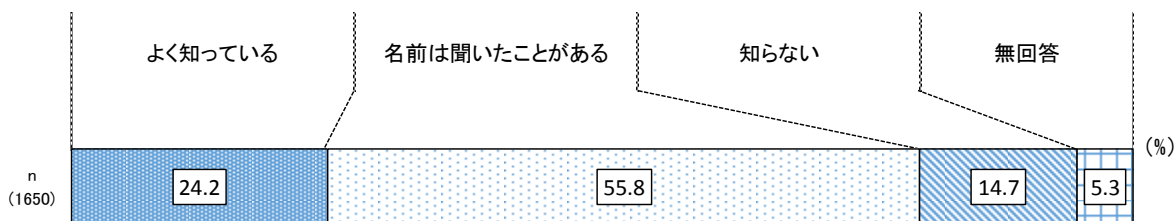


家族や近所の方に認知症が疑われる場合、最初にどこに相談に行きますか。



成年後見制度¹の認知度

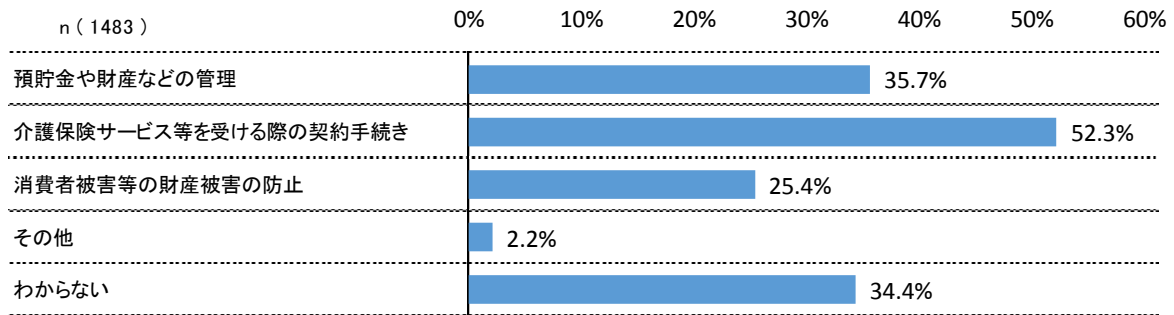
成年後見制度について、よく知っていると回答した方は24.2%となっています。一方で、名前は聞いたことがある、知らないと回答した方が約70%となっており、認知度に課題があります。



¹成年後見制度…認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、本人を法的に支援する制度です。成年後見制度は、具体的な支援を行う法定後見制度（後見・保佐・補助）と、本人の判断能力が十分なうちに将来に備えておく為の任意後見制度に分かれています。

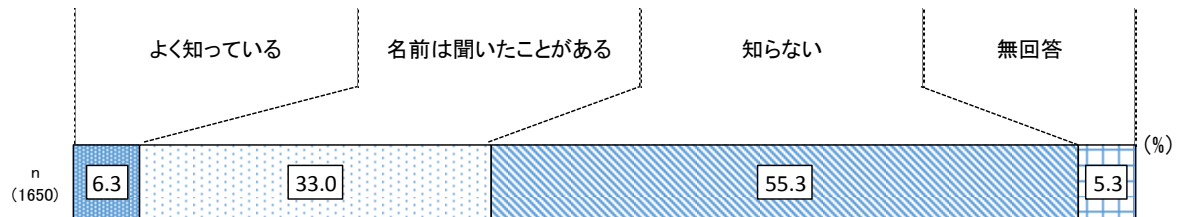
成年後見制度の活用意向

成年後見制度を利用するとした場合にどんな利用を考えるかを質問したところ、介護保険サービス等を受ける際の契約手続きが最も多くなっていますが、約3割の方がわからないと回答しています。



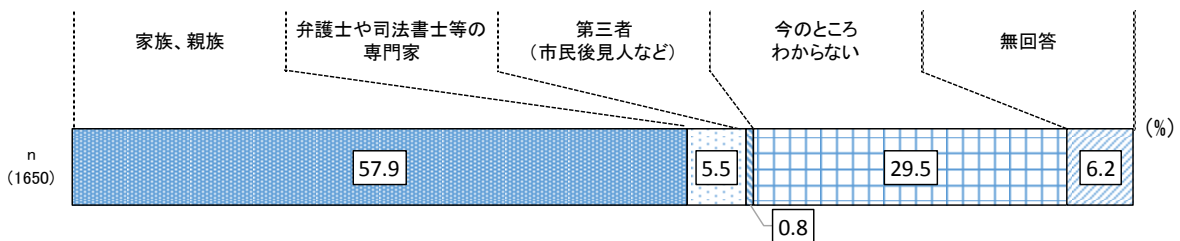
成年後見制度を担う市民後見人の認知度

成年後見制度の機能を担う市民後見人²について質問したところ、よく知っていると回答した方は6.3%となっています。一方で、名前は聞いたことがある、知らないと回答した方が約90%となっており、活動内容等はほとんど知られていないといった課題があります。



成年後見制度を利用するとしたら誰に頼みたいですか。

成年後見制度を利用するとしたら誰に頼みたいかを質問したところ、家族・親族が最も多く約60%となっており、次いで弁護士や司法書士等の専門家が5.5%となっています。また、第三者（市民後見人など）と回答した方は0.8%と少なくなっています。一方で、今のところわからないと回答した方が29.5%となっています。

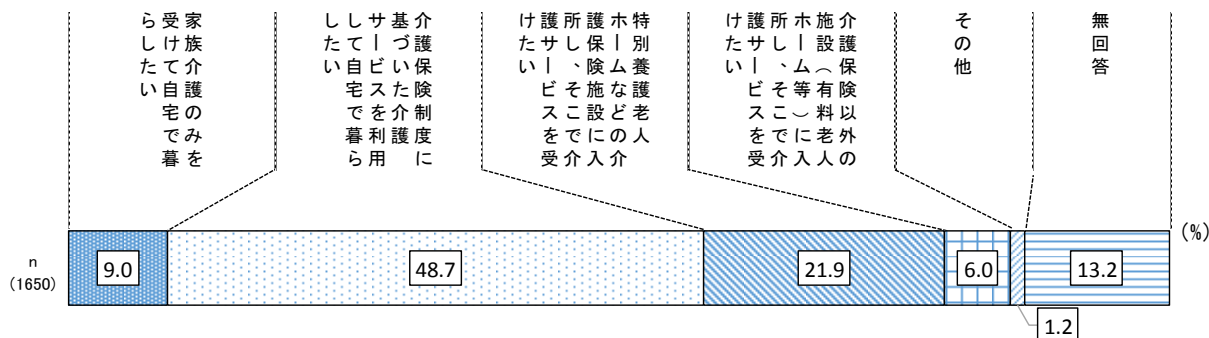


² 市民後見人…高齢化の進展により成年後見制度のニーズが高まる一方で、弁護士や司法書士といった専門家だけでは対応できなくなってきました。そこで、後見の内容や範囲が簡易な方を中心に、仕組みやマナーを習得した市民が成年後見人となって対応していくことを目指すものです。

⑦ 今後の暮らし（地域包括ケア）

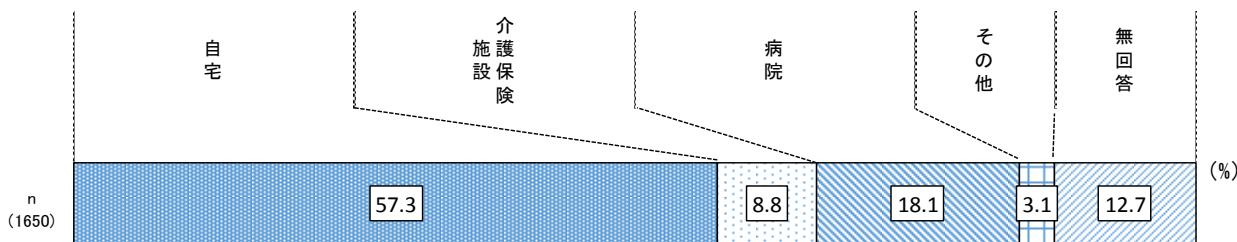
介護が必要になった時に望む暮らし方

介護が必要になった時に望む暮らし方では、「介護保険制度に基づいた介護サービスを利用して自宅で暮らす」が48.7%で最も多く、次いで、「特別養護老人ホームなどの介護保険施設に入所し、そこで介護サービスを受けたい」が21.9%となっています。



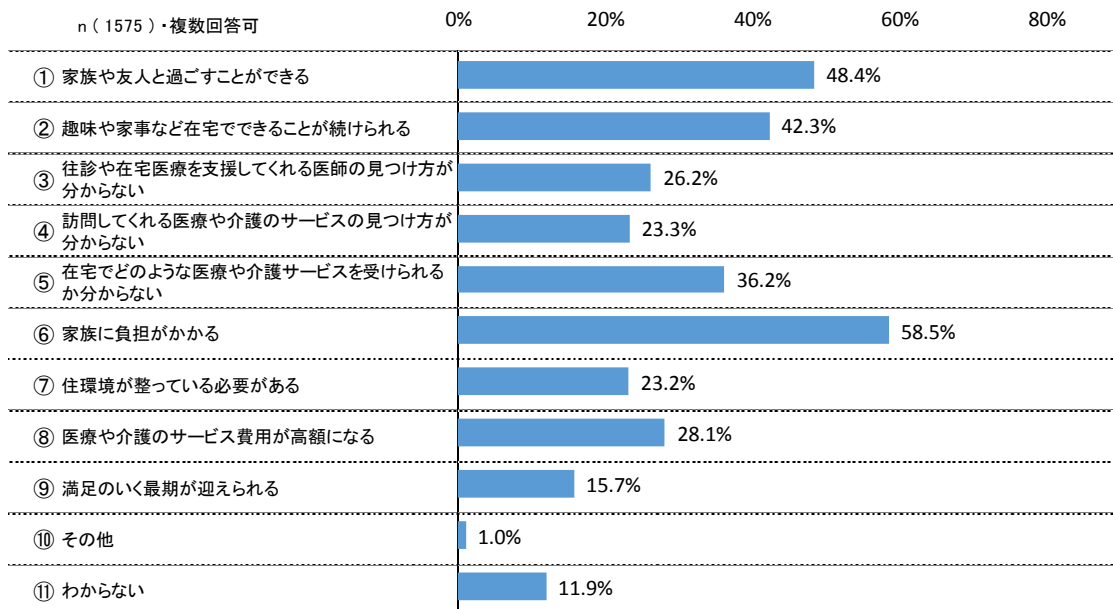
ご自身の人生の最期はどこで迎えたいか

人生の最期はどこで迎えたいかでは、「自宅」が57.3%で最も多く、次いで、「病院」が18.1%となっています。「介護保険施設」は、8.8%となっています。



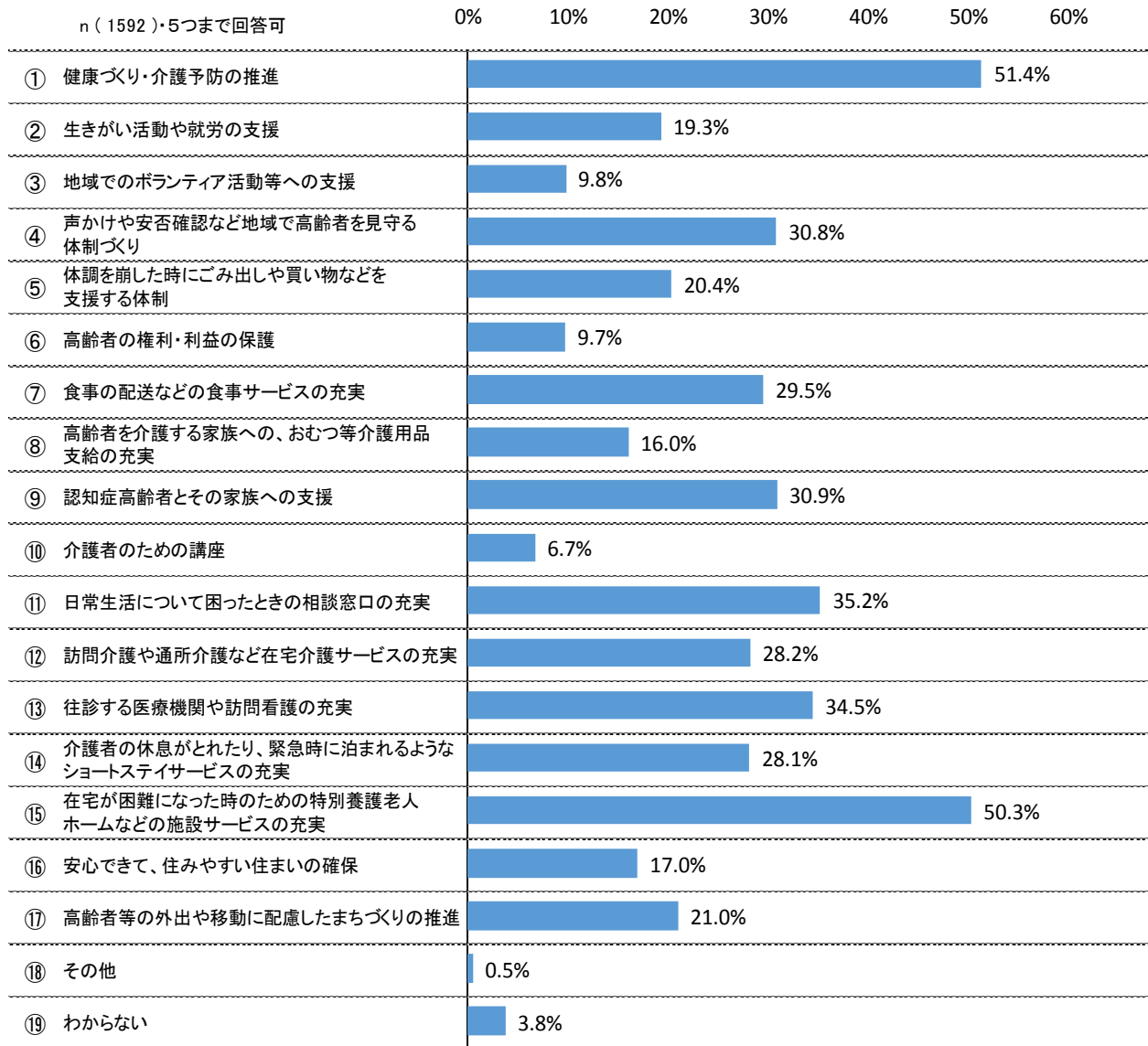
在宅で医療や介護を受けることについてのイメージ

在宅で医療や介護を受けることについてのイメージでは、「⑥家族に負担がかかる」が58.5%で最も多くなっている一方で、「①家族や友人と過ごすことができる」が48.4%となっています。また、「③医師のを見つけ方が分からない」、「④医療や介護のサービスのを見つけ方が分からない」「⑤どのような医療や介護のサービスが受けられるか分からない」といった回答も多くなっています。



できる限り住み慣れた地域で暮らし続けるために、力を入れるべきこと

できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるようにするために特に力を入れていくべきものでは、「①健康づくり・介護予防の推進」が51.4%で最も多く、次いで、「⑮在宅が困難になった時のための特別養護老人ホームなどの施設サービスの充実」が50.3%、「⑪日常生活について困ったときの相談窓口の充実」が35.2%、「⑨認知症高齢者とその家族への支援」が30.9%、「④声かけや安否確認など地域で高齢者を見守る体制づくり」が30.8%となっています。

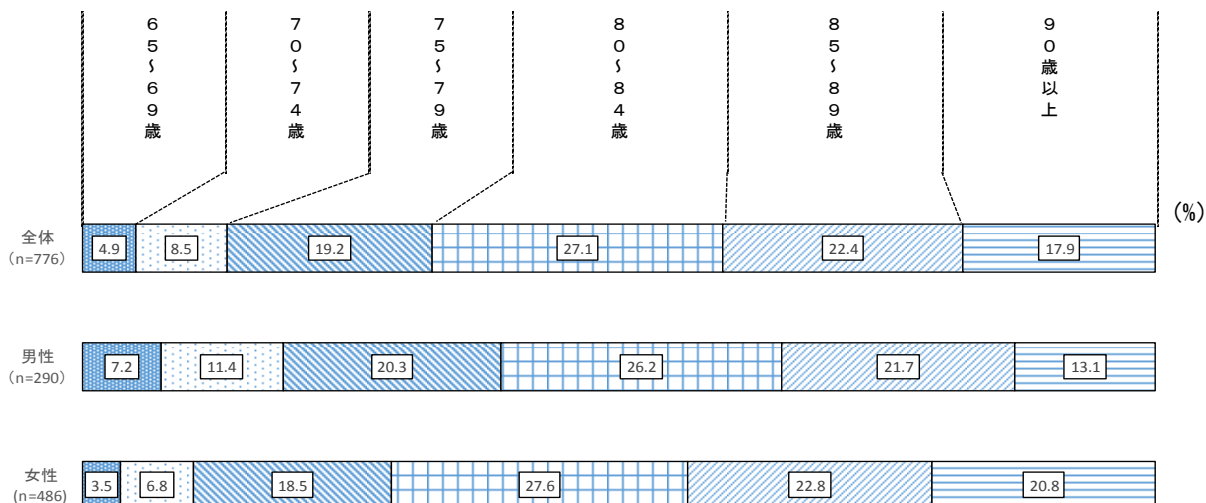


(3) 要支援・要介護認定者調査（在宅介護実態調査）結果

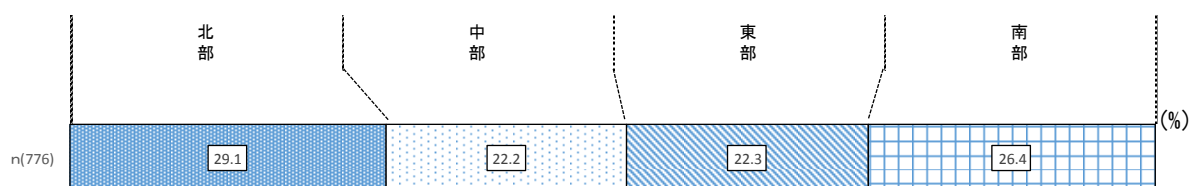
① 回答者の属性

ア) 年齢・性別

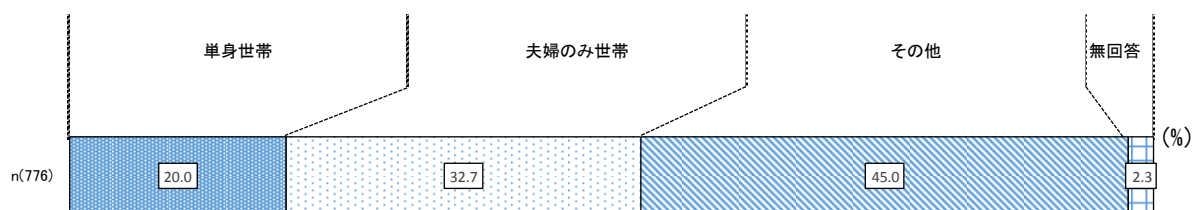
対象者1,000人のうち有効回収数は776人で、そのうち男性：290人、女性：486人でした。



イ) 居住地区

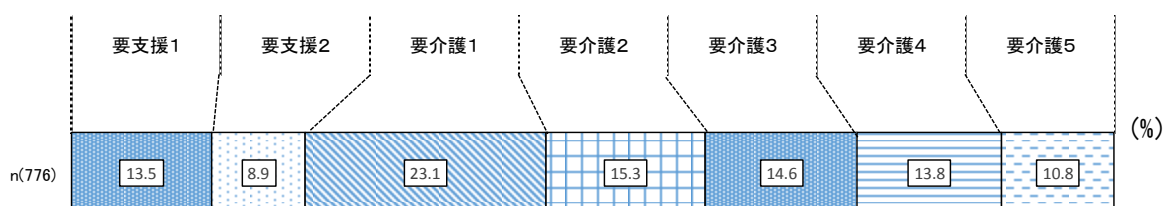


ウ) 家族構成



エ) 要介護度

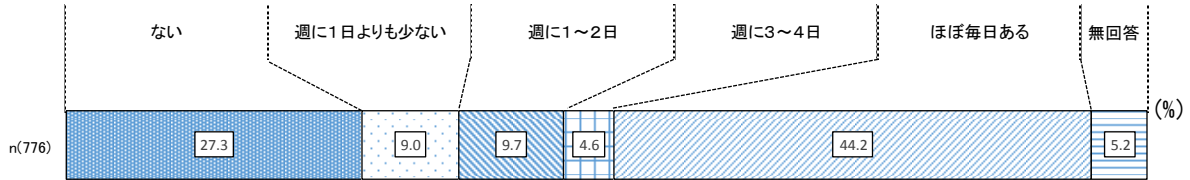
「要介護1」が23.1%で最も多くなっており、次いで「要介護2」が15.3%となっています。



② 在宅介護の状況

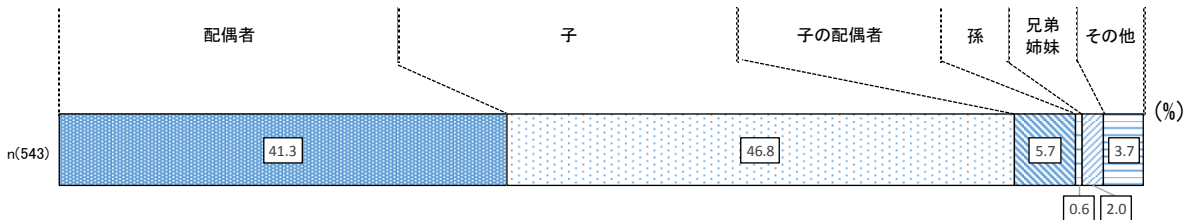
ご家族やご親族の方からの介護の回数

要介護認定を受けていても、介護を受けていない方が27.3%、「週に1日よりも少ない」が9.0%となっています。その一方で、「ほぼ毎日ある」が44.2%となっています。



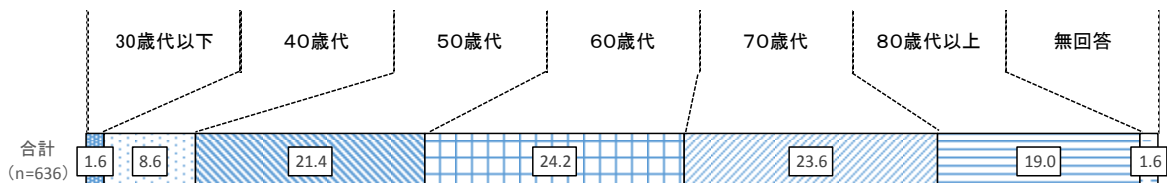
主な介護者の方の続柄

「子」が46.8%で最も多くなっており、次いで「配偶者」が41.3%となっています。



主な介護者の方の性別・年齢

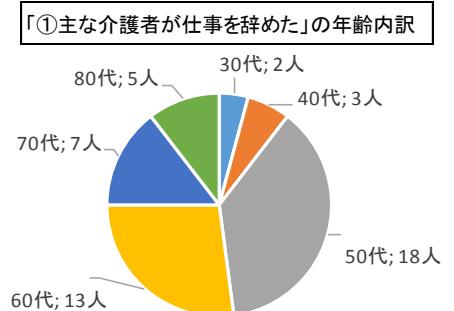
主な介護者として回答された方は636人で、そのうち男性は225人、女性は411人でした。「60歳代」、「70歳代」が多くなっていますが、「50歳代」も約20%を占めています。



介護を主な理由として、過去1年の間に仕事を辞めた方はいますか。

勤務形態等を問わずに、介護を理由に退職した方は、65人となっています。「①主な介護者が仕事を辞めた」の48人の内訳では、50歳代が18人で最も多くなっています。

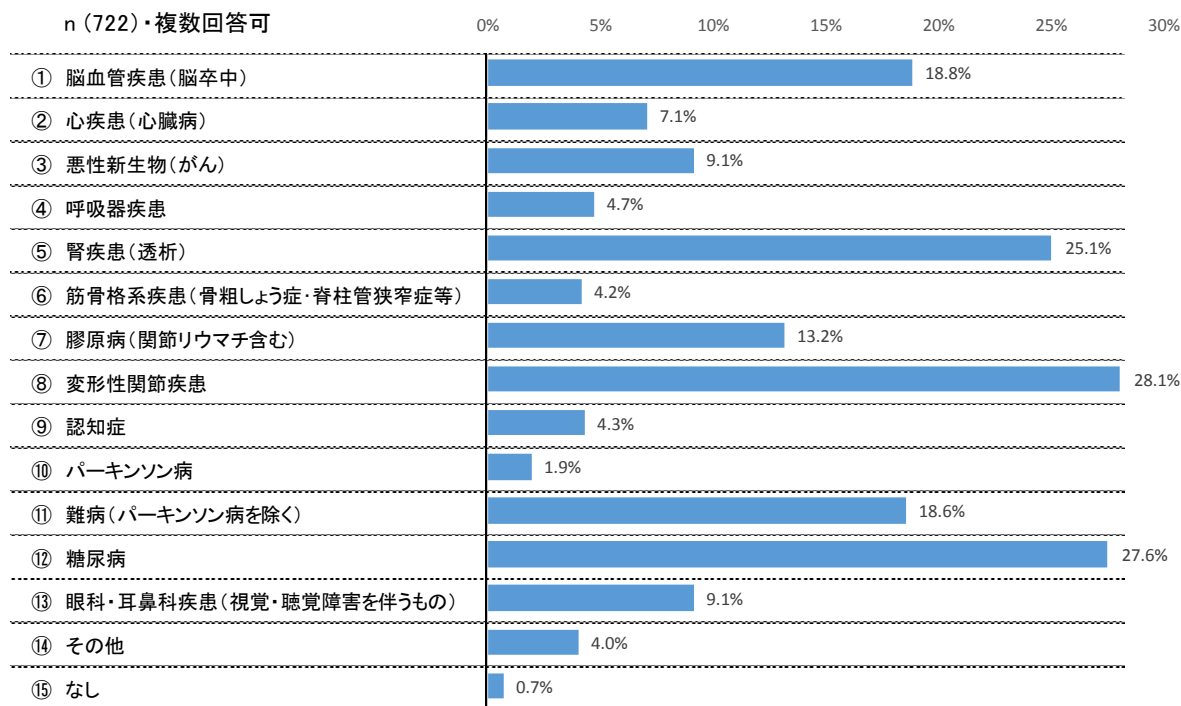
n(65人)	
① 主な介護者が仕事を辞めた (転職除く)	48
② 主な介護者以外の家族・親族が仕事を辞めた (転職除く)	6
③ 主な介護者が転職した	4
④ 主な介護者以外の家族・親族が転職した	7



【第1編：総論】

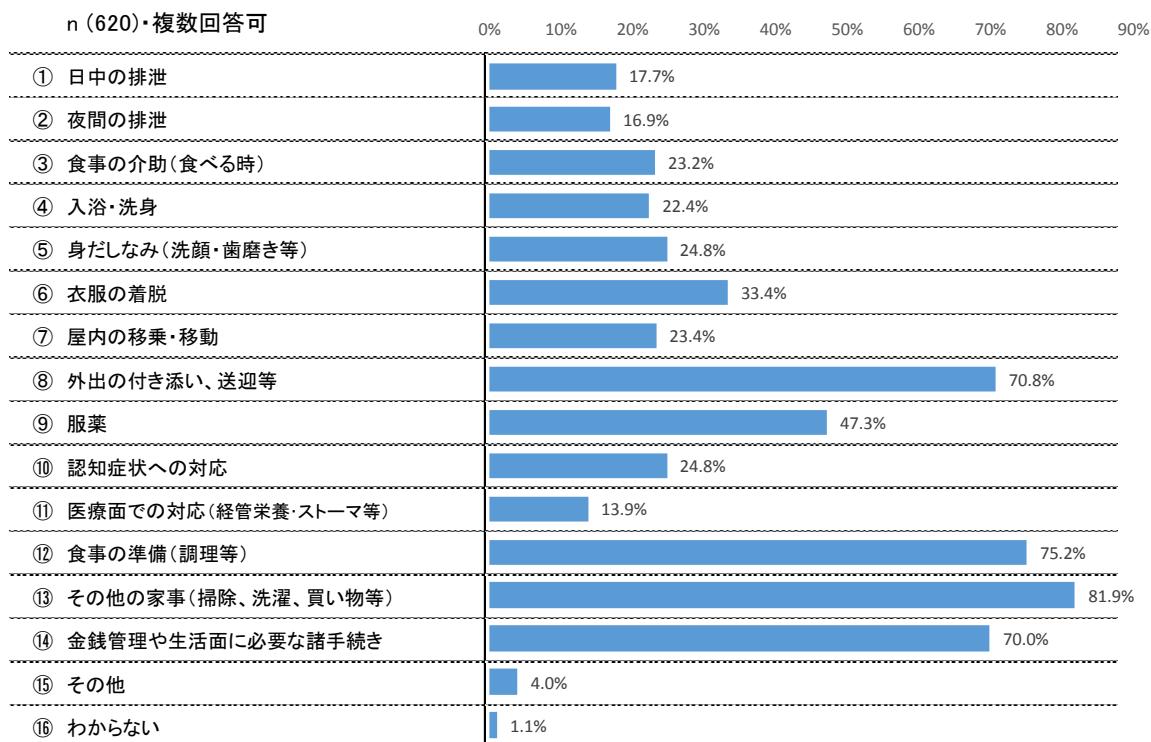
現在、（要介護認定を受けている本人が）抱えている傷病

要介護認定を受けている本人が抱えている傷病は、「変形性関節疾患」が28.1%、次いで「糖尿病」が27.6%となっています。



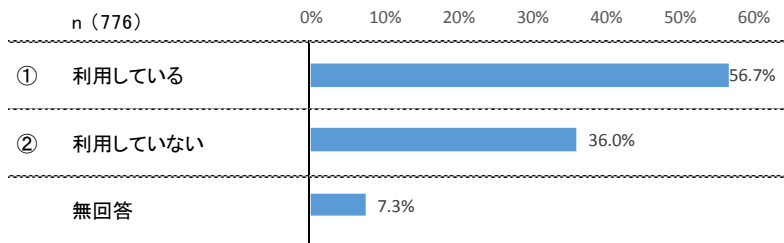
現在、主な介護者の方が行っている介護等

主な介護者の方が行っている在宅での介護は、「その他の家事(掃除、洗濯、買い物等)」が81.9%で最も多く、次いで「食事の準備(調理等)」が75.2%となっています。

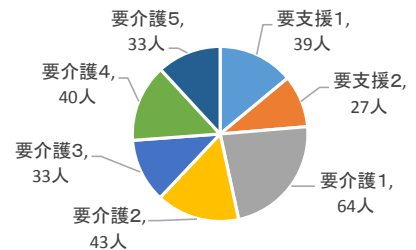


現在、介護サービスを利用しているか・利用していなければその理由

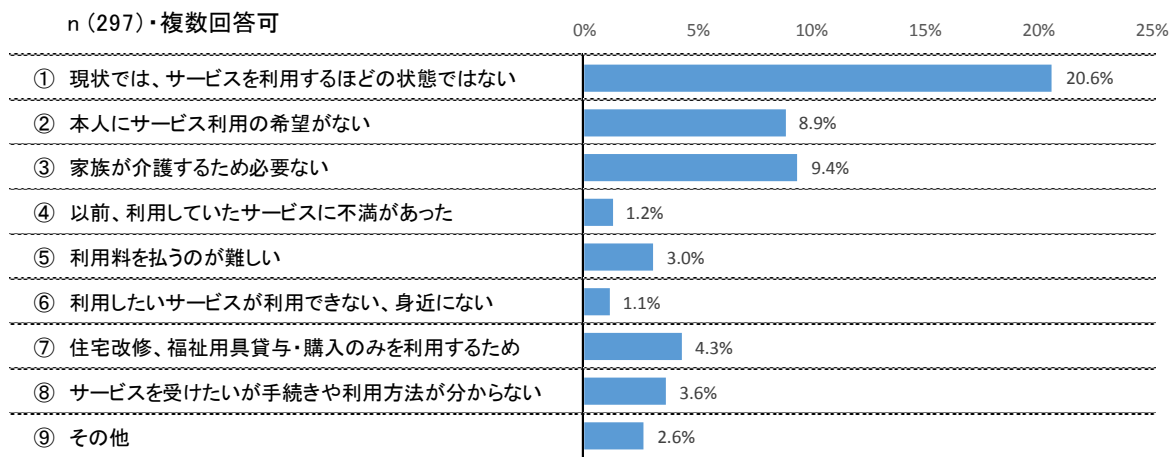
調査回答者 776 人のうち、「①介護サービスを利用している」は 56.7%、440 人となっています。利用していない人の介護度の内訳では、要介護 1、要介護 2 が多くなっています。



「②利用していない」の介護度別内訳

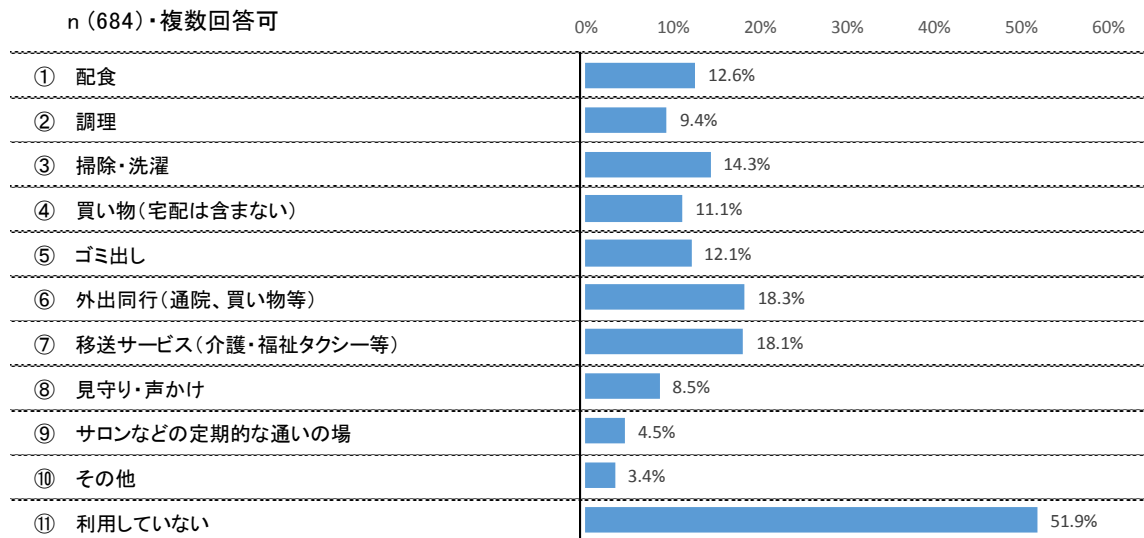


介護サービスを利用していない理由では、「①現状では、サービスを利用するほどの状態ではない」が 20.6% と最も多くなっています。



現在、利用している介護保険サービス以外の支援・サービスについて

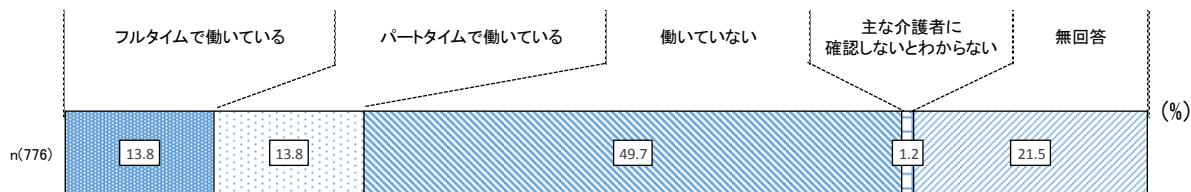
介護保険以外のサービスについては、「⑪利用していない」が最も多くなっています。利用されているサービスの中では、「⑥外出同行（通院、買い物等）」、「⑦移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が多くなっています。



③ 主な介護者の状況

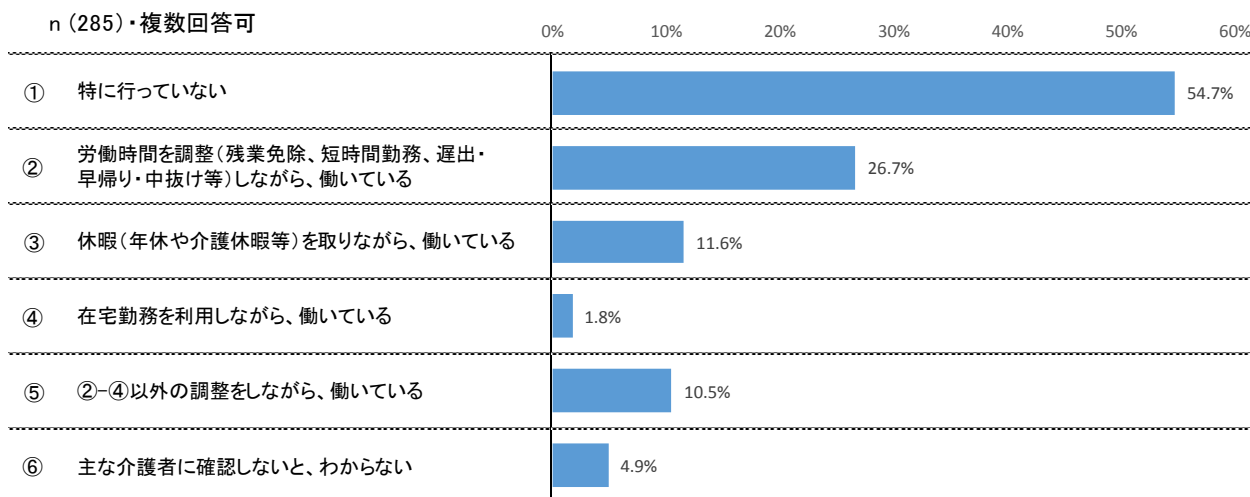
ア) 主な介護者の方の勤務形態について

主な介護者の方の勤務形態では、「フルタイム」「パートタイム」がそれぞれ 13.8%となっています。「働いていない」との回答は、49.7%となっています。



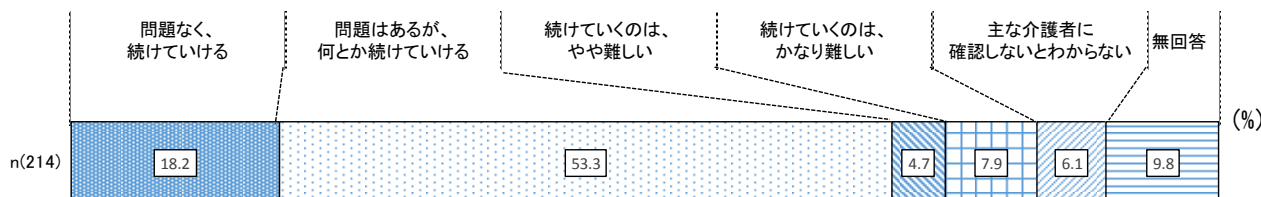
イ) 主な介護者の方が働き方の調整を行っているか

主な介護者の方が行っている働き方の調整では、「①特に行っていない」が 54.7%となっています。実際に行っている調整方法では、「②労働時間の調整」、「③休暇」が多くなっています。



ウ) 今後も働きながら介護を続けていけそうですか。

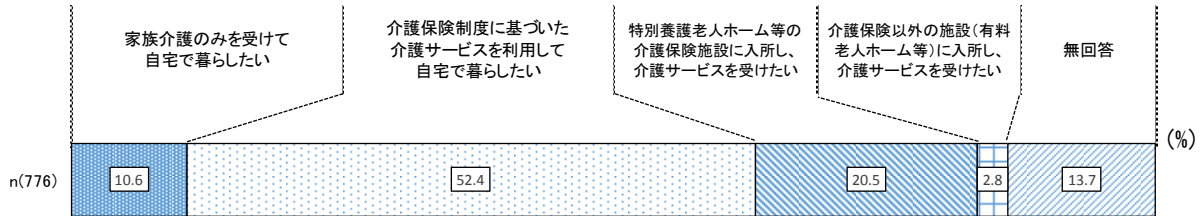
「フルタイム」「パートタイム」で働いている 214 人を対象としたところ、「問題はあるが何とか続けていける」との回答が 53.3%で最も多く、次いで、「問題なく続けていける」が 18.2%となっています。一方で、「続けていくのはやや難しい」「続けていくのはかなり難しい」との回答も合計で 10%を超えています。



④ 今後の暮らし（地域包括ケア）

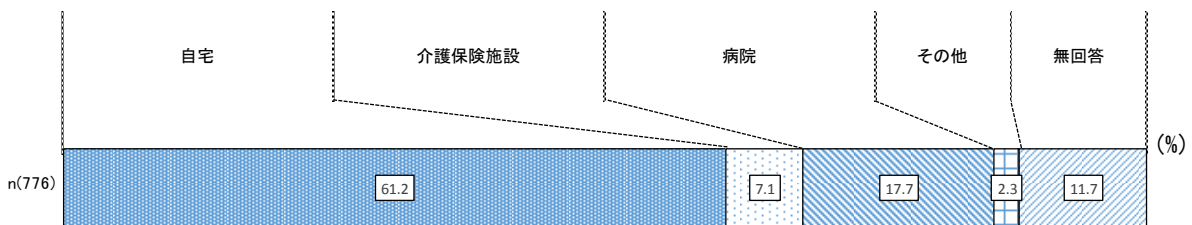
より介護が必要になった時に望む暮らし方

介護が必要になった時に望む暮らし方では、「介護保険制度に基づいた介護サービスを利用して自宅で暮らす」が52.4%で最も多く、次いで、「特別養護老人ホームなどの介護保険施設に入所し、そこで介護サービスを受けたい」が20.5%となっています。



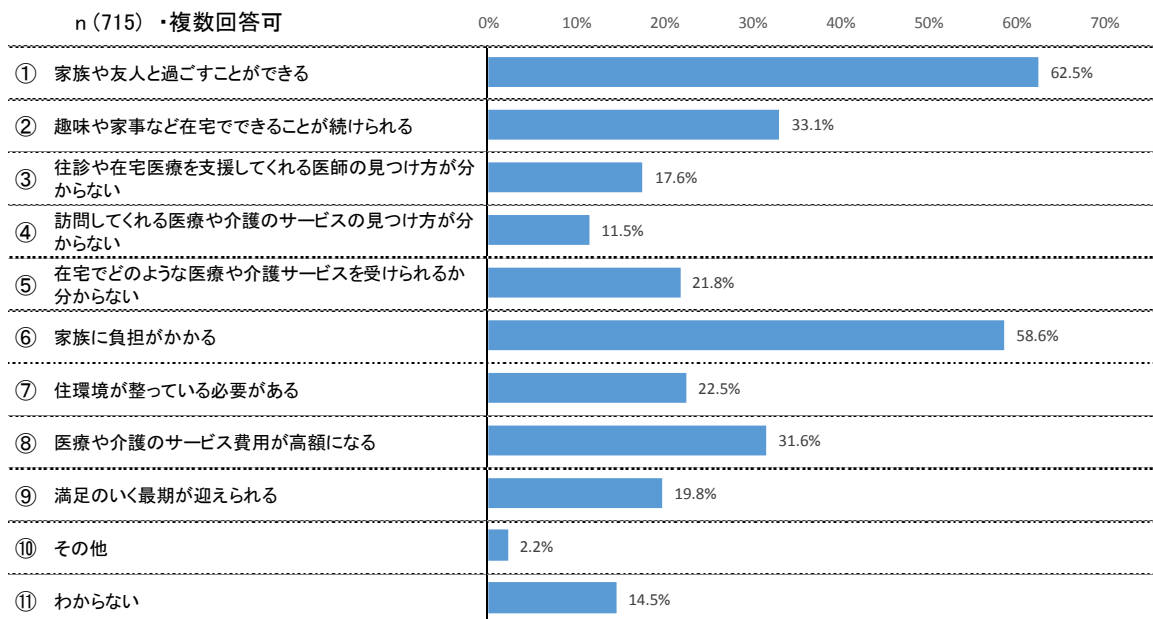
ご自身の人生の最期はどこで迎えたいか

人生の最期はどこで迎えたいかでは、「自宅」が61.2%で最も多く、次いで、「病院」が17.7%となっています。「介護保険施設」は、7.1%となっています。



在宅で医療や介護を受けることについてのイメージ

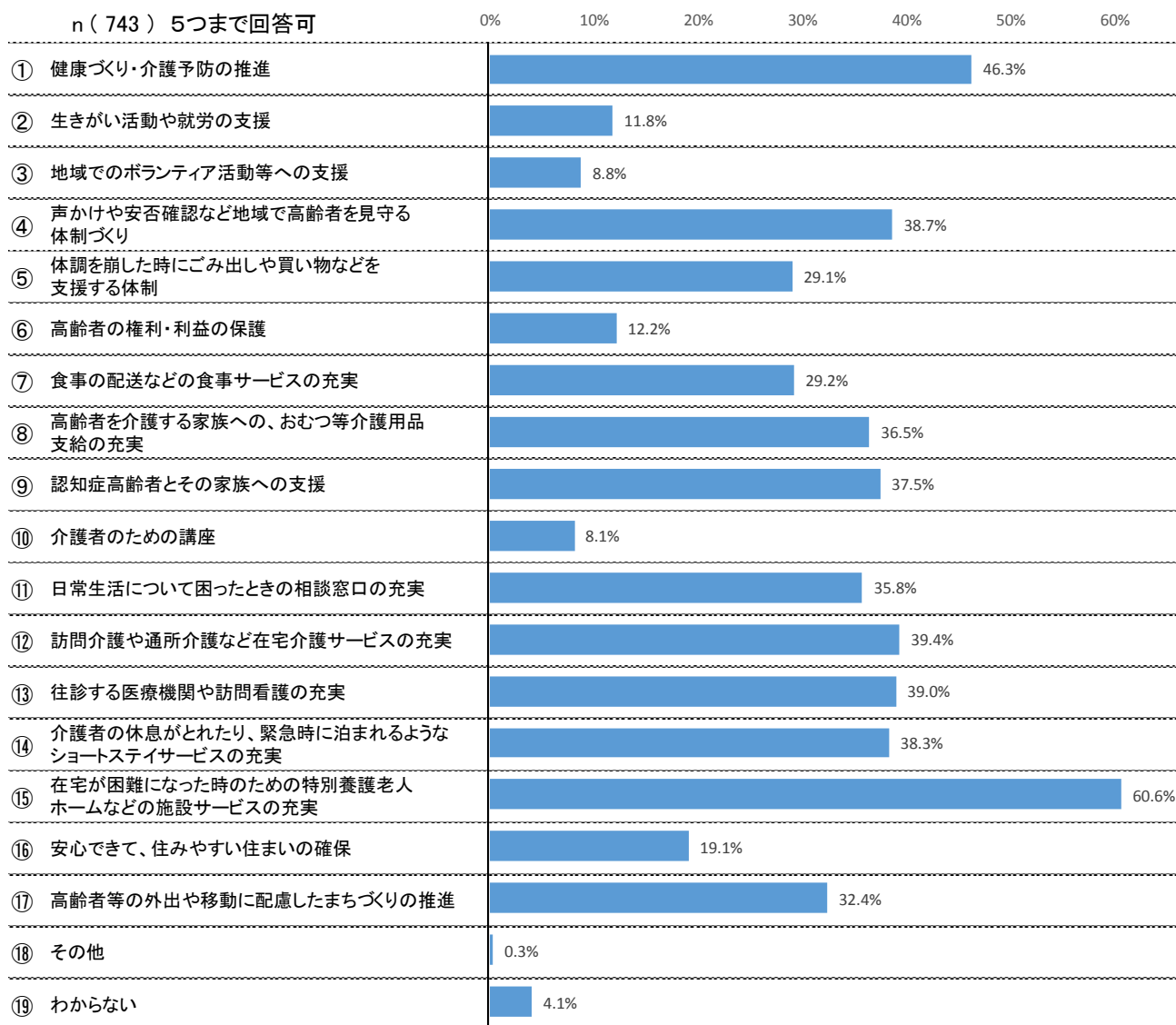
在宅で医療や介護を受けることについてのイメージでは、「①家族や友人と過ごすことができる」が62.5%で最も多くなっている一方で、「⑥家族に負担がかかる」が58.6%となっています。また、「③医師のを見つけ方が分からない」、「④医療や介護のサービスのを見つけ方が分からない」「⑤どのような医療や介護のサービスが受けられるか分からない」といった回答も多くなっています。



できる限り住み慣れた地域で暮らし続けるために、力を入れるべきこと

できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるようにするために特に力を入れていくべきものでは、「⑮在宅が困難になった時のための特別養護老人ホームなどの施設サービスの充実」が60.6%で最も多く、次いで、「①健康づくり・介護予防の推進」が46.3%となっています。

また、「⑨認知症高齢者とその家族への支援」、「⑪日常生活について困ったときの相談窓口の充実」、「⑫訪問介護や通所介護など在宅介護サービスの充実」など、具体的な支援のニーズが高くなっています。



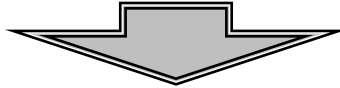
(4) 調査結果から見る高齢者施策への期待

ア) 在宅生活の継続意向について

【一般高齢者】【在宅で生活する要介護認定者】

「介護保険サービスを利用して自宅で暮らしたい」「人生の最期を自宅で迎えたい」との回答割合が最も多くなっています。

一方で、在宅で医療や介護を受けることについては、「家族に負担がかかる」、「在宅でどのような医療や介護サービスを受けられるか分からない」との声も高くなっています。



在宅生活の継続においては、本人だけでなく家族全体での選択が重要になります。本人や家族が介護サービスを必要とする前に備えができるような普及啓発や、サービスを利用する際に安心して相談できる体制の整備等が求められています。

在宅で医療や介護を受けることへのニーズが高まっているため、医療と介護などの多職種連携による体制づくりが重要となっています。

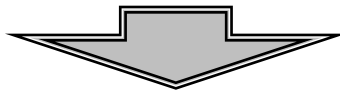
イ) 介護保険制度等の評価について

【一般高齢者】

介護保険制度、高齢者なんでも相談室、認知症、成年後見制度については、名前は知っているが良く知られていない、知らないとの回答が多くなっています。

【在宅で生活する要介護認定者】

主に介護をしている方は、「60歳代」、「70歳代」が約半数を占めますが、「40歳代」、「50歳代」の現役世代で仕事を続けながら介護をする方も多くなっています。



今後の高齢者人口の増加に備え、介護保険制度等の理解が進むような取組みや各制度の充実、利用促進が求められています。また、認知症の早期発見のため、医療機関、介護サービス事業所、地域の機関との連携が求められています。

在宅での介護を行うためには、仕事との両立支援が重要になっています。利用できるサービスの情報提供や悩み事への相談体制の整備などが求められています。

ウ) 地域活動・就労について

【一般高齢者】

趣味・スポーツ、ボランティア、収入のある仕事など、地域活動・就労の機会を持っている高齢者も多くなっています。

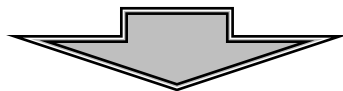
「地域への愛着を感じている」、「地域で役に立ちたい」と思っている高齢者も多く、具体的に活動できそうな事として、「話し相手や見守り」「電球の取替え・ゴミ出しなどの代行」が挙げられています。

地域住民の有志による地域活動についても、参加したい・参加しても良いとの回答だけでなく、企画・運営（お世話役）でも参加したいとの回答が高くなっています。

【在宅で生活する要介護認定者】

主な介護者の方が行っている介護では、「日常の家事（掃除、洗濯、買い物等）」、「外出の付き添い、送迎等」が多くなっています。

介護保険サービス以外で利用している支援・サービスでは、「外出同行（通院、買い物等）」、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が多くなっています。



地域活動・就労の機会を持つことへの意欲は高くなっており、適切な情報、必要な知識や技能を習得できる機会を提供していくことが求められています。

在宅で生活する要介護認定者やその家族が必要としているサービスと、一般高齢者が地域で担える・担いたい役割は共通する点が多くなっています。活動を活性化させる取組みはもちろん、サービス・支援を必要とする人と活動を希望する人との橋渡しが重要です。

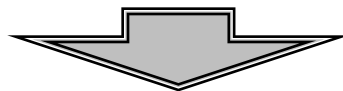
エ) 今後の高齢者施策で重視すべきこと

【一般高齢者】

特に力を入れるべきものとして、「健康づくり・介護予防の推進」の回答が最も多く、「相談窓口の充実」、「見守りの体制づくり」なども多くなっています。

【一般高齢者】【在宅で生活する要介護認定者】

「認知症高齢者とその家族への支援」、「在宅介護サービスの整備」など、具体的な支援・介護サービスを必要とする回答が多くなっています。



一般高齢者では、介護状態にならないよう普段からの健康づくりや介護予防事業の取組みが重要です。また地域での支え合いにより、高齢者の生活支援の体制づくりが必要です。

一般高齢者、在宅で生活する要介護認定者ともに、具体的な介護サービスに対する要望が高く、安心してサービスを利用できる環境を整えていくことが必要です。

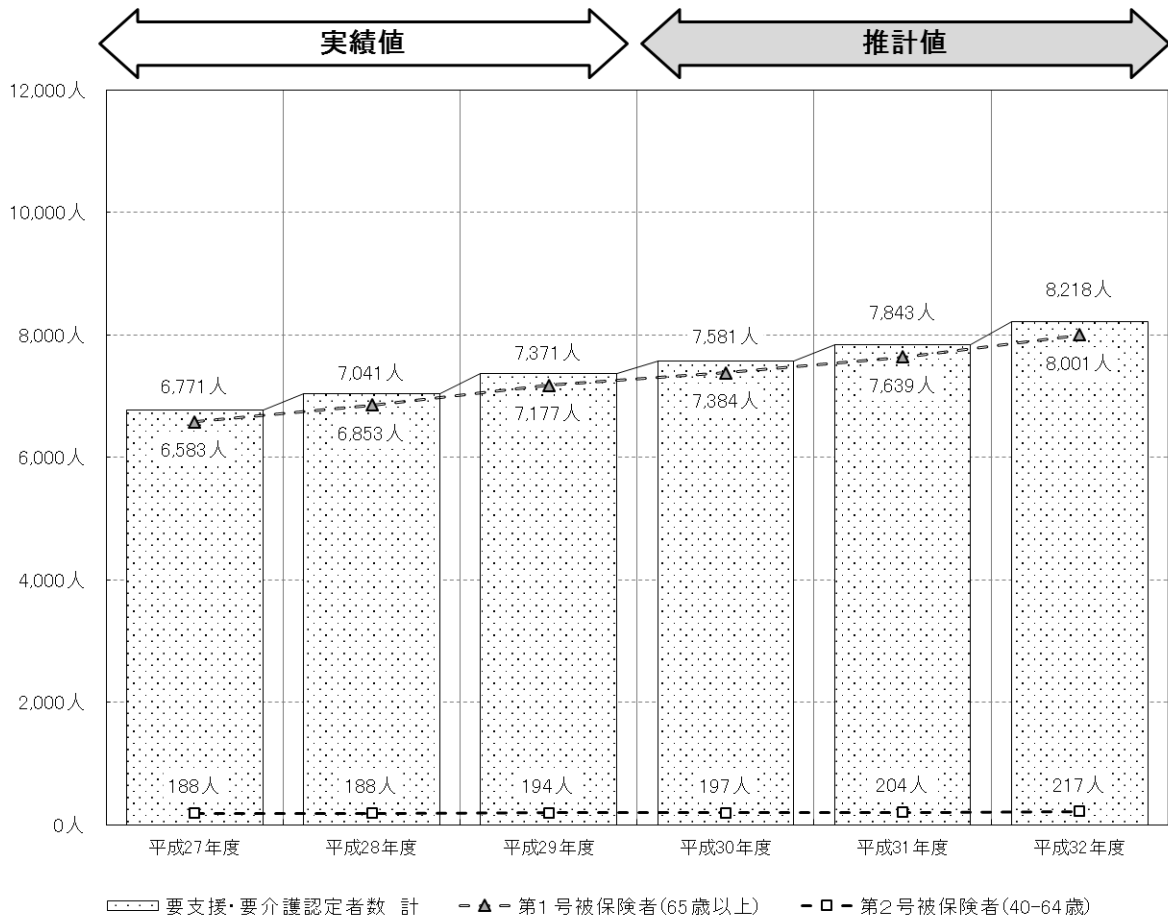
4 介護保険事業の状況

(1) 要支援・要介護認定者数の推移

■被保険者の区分別にみた認定者数の推移

※ 平成 29 年度までは実績値です。(各年度 10 月 1 日現在)

※ 平成 30 年度以降の推計値については、平成 29 年度までの人口に占める認定者数の割合に基づいて、人口推計の結果にその割合を乗じることによって算出しています。(各年度の平均値)



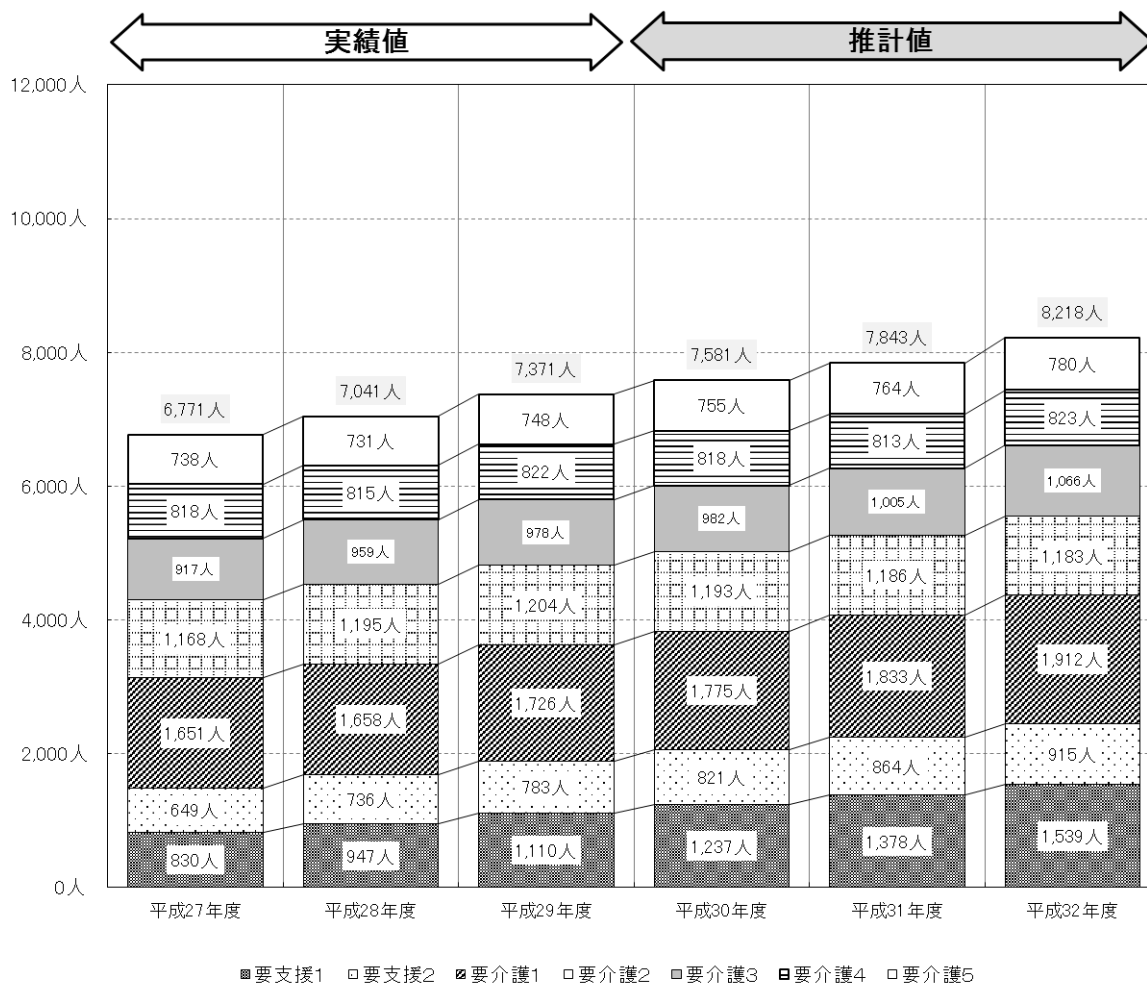
※上記の推計値については、平成 29 年 9 月時点で推計したものであり、今後変動する可能性があります。

要支援・要介護認定者数の推移をみると、高齢者数の伸びとともに増加傾向にあり、平成 30 年度以降の推計値でも、本計画期間最後の平成 32 年度には、約 8,200 人となり、平成 29 年度に対して約 800 人の増加、率にして約 11.5%と大きな増加が見込まれます。

■介護度別にみた認定者数の推移

※ 平成29年度までは実績値です。(各年度10月1日現在)

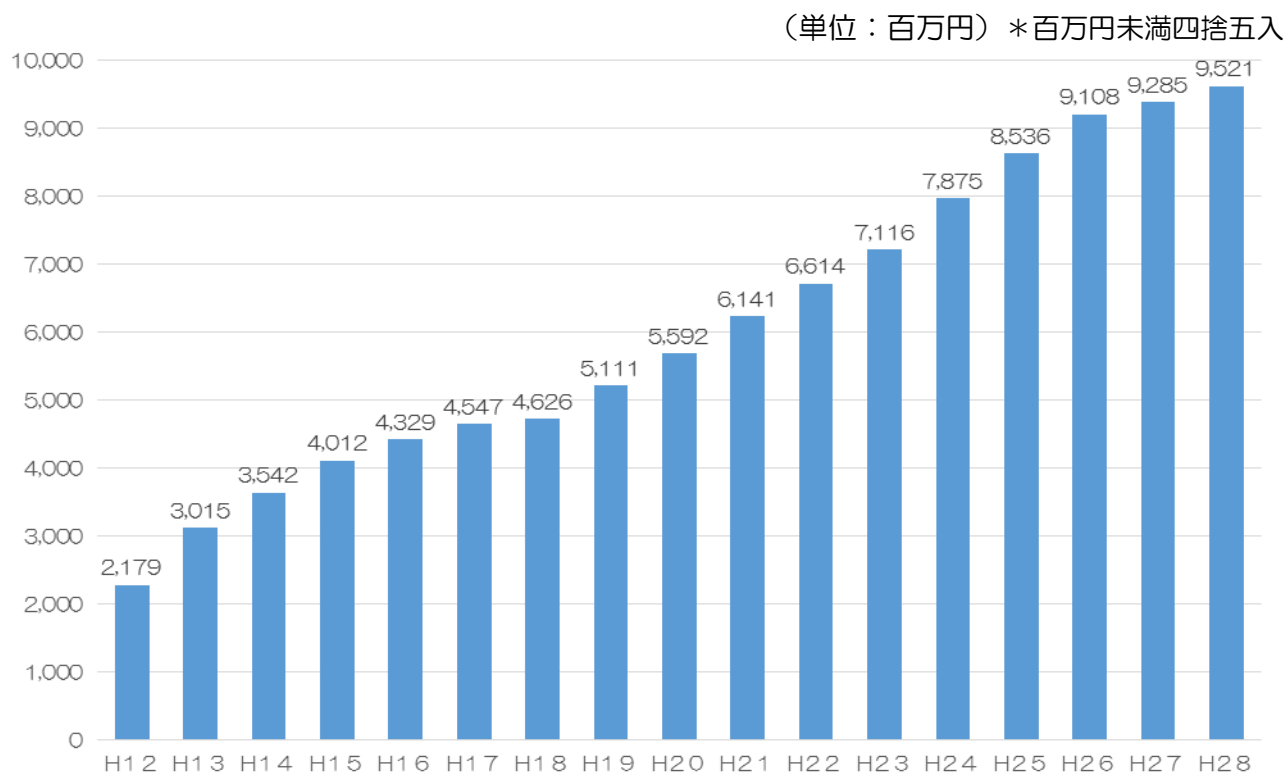
※ 平成30年度以降の推計値については、平成29年度までの人口に占める認定者数の割合に基づいて、人口推計の結果にその割合を乗じることによって算出しています。(各年度の平均値)



※上記の推計値については、平成29年9月時点で推計したものであり、今後変動する可能性があります。

要支援・要介護度別の推移をみると、いずれの介護度においても増加傾向を示しています。平成30年度以降の推計値では、本計画期間最後の平成32年度には、平成29年度に対する率にして、【要支援1】が約38.6%増、【要支援2】が約16.9%増、【要介護1】が約10.8%増、【要介護2】が約1.7%減、【要介護3】が約9.0%増、【要介護4】が約0.1%増、【要介護5】が約4.3%増と大きく増加が見込まれます。

(2) 給付費の推移



給付費は、要支援・要介護認定者数・介護保険サービスの利用者数の増加に伴って、増加傾向が続いています。増加するサービス給付費への対応が今後の課題となっています。

5 介護保険制度改正の動向

第7期計画においては、「団塊の世代」が75歳以上となる2025年（平成37年）を見据え、第6期から提唱された地域包括ケアシステムの着実な構築に向けた取組を進めていくことが求められています。

具体的な法改正の内容については、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されることを基本としています。

（1）地域包括ケアシステムの深化・推進

◎自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組

第7期高齢者支援計画の策定、施策の実施にあたっては、国から提供されたデータを分析し、地域の課題や実情を踏まえたものとします。また、介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を定めて、地域包括ケアシステムの着実な構築を推進します。

◎認知症施策の推進

認知症に関する普及・啓発等を継続して推進していきます。また、認知症になっても住み慣れた地域で住み続けられるよう、第6期計画中に取組を開始した認知症ケアパス（状態に応じた適切なサービス提供の流れ）、認知症初期集中支援チーム等の関連施策を適切に推進していきます。

◎医療・介護の連携推進

在宅医療と介護の連携に向けて、第6期計画期間での取組みを踏まえて、高齢者なんでも相談室や医師会等との連携体制をさらに推進していきます。

◎新たな介護保険施設の創設

今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設「介護医療院」が創設されます。

◎地域共生社会の実現に向けた取組の推進

平成28年度に策定した地域福祉計画に基づき、地域福祉への参加を促進します。また、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者との連携によって、問題の把握・解決を目指します。

◎共生型サービスの位置づけ

高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険事業と障害福祉サービス事業の両方の制度に、新たに共生型サービスを位置付けられます。（指定基準等は、平成30年度介護報酬改定及び障害福祉サービス等報酬改定時に検討）

(2) 介護保険制度の持続可能性の確保

◎現役世代並みの所得のある利用者の自己負担割合の見直し

現在、利用料の自己負担割合が2割となっている利用者のうち、現役世代並みの所得のある利用者については、3割となります。(ただし、月額限度額があるため、見直し対象者全員の負担が増えるわけではありません。)

◎介護納付金における総報酬割の導入

2号被保険者(40-64歳)が対象

2号被保険者(40-64歳)の介護保険料は、介護納付金として医療保険者に賦課され、各医療保険者が加入者である第2号被保険者の負担すべき費用を一括納付しています。この医療保険者が納付する保険料について、現在の2号被保険者『加入者数に応じた負担』が、『報酬額に比例した負担』となります。

(3) 関連する法制度・サービス

◎成年後見制度の理念尊重・利用促進について

平成28年4月、成年後見制度利用促進法及び成年後見制度円滑化法が成立しました。本人中心とした理念の尊重(ノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上の保護)をはじめ、利用の促進、体制の整備が位置づけられました。

利用の促進、体制の整備に関しては、地方公共団体に対して国が定める成年後見制度利用促進基本計画を勧告して、利用促進のための基本的な計画を定め、推進施策を実施することなどが求められています。

※上記に示した、流山市が定めるべき成年後見制度に関する基本的な計画は、第7期高齢者支援計画に含むものとします。

6 第6期計画の取組状況の評価

第6期計画における高齢者施策の展開として、8つの施策目標ごとに取組を進めてきました。ここでは、第6期計画の取組状況を評価し、第7期計画の策定に向けた方向性を整理します。

■基本目標1/施策目標1：いつまでも元気で暮らせる健康づくり

健康の保持と増進を図り、単に疾病がないという状態だけではなく、心身ともに自立した状態で健康的に生活を送れるよう健康寿命の延伸を図ります。

【第6期計画の取組状況】

- ★健康づくりの重要性をより多くの方に知ってもらうため、自治会・老人会等を対象とする地域での健康教育、健康まつりや健診会場での相談コーナー設置等により積極的な普及啓発に努めました
- ★疾病の早期発見・早期治療（二次予防）を目的とした各種健（検）診については、平成27年度より脳検査・脳ドック利用助成を開始しました。受診率向上への取組みとしては、ホームページや広報でのPRのほか、健（検）診時にあわせた個人・集団への通知等を行いました。
- ★健（検）診ハイリスク者への対応として、訪問指導を通じて、重症者の医療サービスへの結びつけや未受診者への受診勧奨を行いました。

■基本目標1/施策目標2：生きがいのある地域づくり

高齢者が地域で生きがいを持って充実した生活を送ることができるよう、趣味や娯楽、学習や就業、敬老行事やイベントなどの活動の機会の充実を図り、健康で活力にあふれた生涯の実現を目指します。

■基本目標1/施策目標3：介護予防と社会参加の推進

高齢者が支援や介護が必要な状態にならず、また、支援が必要な状態になっても軽度な状態からそれ以上悪化しないようにするため、介護予防と日常生活を総合的に支援する体制の構築を図るとともに、地域活動等へ的高齢者の積極的な参加を促進して、生きがいづくりと介護予防の推進を図ります。

【第6期計画の取組状況の評価】

- ★スポーツ・学習・趣味活動など多様な事業の実施、敬老行事やイベントの開催、高齢者趣味の家・森の倶楽部（高齢者福祉センター）の運営等によって、活動機会の充実に努めました。
- ★外出の支援では、敬老バスの運行や福祉有償運送の活用のほか、市内病院に協力いただき運営している高齢者等市内移動支援バスのルートを増設（計8ルート）するなど充実に努めました。
- ★老人クラブの活動支援や高齢者ふれあいの家開設支援を通じて、地域活動等への積極的な参加を呼びかけました。
- ★高齢者の就労については、ジョブサポート流山（地域職業相談室）・流山市シルバー人材センターとの連携による就労相談、市内企業への雇用促進奨励金の支給を通じて積極的に推進しました。
- ★第6期計画より市町村が地域の実情に応じて実施することとなる、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）は、主に要支援認定者等の軽度者向け事業「介護予防・生活支援サービス事業」、要支援・要介護認定を受けていない一般高齢者向け事業「一般介護予防事業」を実施しました。
- ★介護予防・生活支援サービス事業については、「ちょい困」・「ちょい通」サービスを始めとした、地域での支え合いによるサービス提供を推進しています。一般介護予防事業については、「ながいき100歳体操」による住民主体の介護予防の推進、介護支援サポーター事業による積極的な社会参加の推進を図ってきました。

■**基本目標1/施策目標4：介護・福祉サービスの充実**

高齢者が住み慣れた地域での生活を継続できるよう、認知症支援や医療・介護・福祉等のサービスの充実と連携を図り、高齢者なんでも相談室を中心とした地域包括ケアシステムの構築を目指します。

■**基本目標1/施策目標5：介護と医療の連携推進**

要介護状態や持病を抱えながらも、最期まで住み慣れた地域・在宅等で、自分らしく満足度の高い生活を過ごすことができる地域社会を実現するため、地域における医療と介護の連携の仕組みの構築を目指します。

■**基本目標2：高齢者を支える介護体制づくり**（介護保険事業のサービス量見込みと保険料）

介護や支援が必要になっても、状態に応じ適切な介護保険サービス等を利用することで健康状態を維持し、生活の質の向上を図ることができるように、引き続き介護保険事業の適切な運営を図り、サービスの安定的な提供を図ります。

【第6期計画の取組状況の評価】

- ★地域包括ケアシステムの中核となる、高齢者なんでも相談室が中心となって、定期的に地域のケアマネジャーや民生委員・児童委員等が参加したケア会議を開催するなど、地域との顔の見える関係づくりに取り組みました。
- ★在宅介護の支援、高齢者福祉サービスの充実については、住み慣れた地域での生活を支えるための支援として、緊急通報装置、高齢者訪問理美容サービス等を継続して実施しました。
- ★認知症に係る総合的支援については、地域、学校、団体などを対象とした認知症サポーター養成講座・認知症講座を実施し、正しい理解を深めるきっかけづくりの場を設けています。また認知症を抱える人やその家族への支援として、認知症ケアパス（状態に応じた適切なサービス提供の流れ）や認知症初期集中支援チームを構築して、発症の早期で適切な支援に結び付けられるような地域ぐるみの体制づくりを推進しました。
- ★介護人材の確保・定着については、介護職員初任者研修、介護福祉士資格取得に係る実務者研修の費用一部助成や介護技術の講座を実施し人材確保を推進しました。
- ★在宅医療連携拠点事業を実施し、介護と医療に携わる様々な職種間での顔の見える関係づくり、市民への情報提供・普及啓発を図ってきました。
- ★在宅医療連携拠点事業の一環として、「流山市介護と医療をつむぐ会」を開催し、医師・歯科医師・薬剤師・看護師・ケアマネジャー・高齢者なんでも相談室職員・介護事業者など、顔の見える関係づくりから発展した多職種連携を進めてきました。
- ★在宅や地域での医療を実現するためには、最期を迎えるための看取りも重要になります。本人や家族の意志を尊重できるよう、終末期医療や緩和医療などの学びに取り組みました。
- ★ICT（Information and Communication Technology）を活用した多職種連携システムの運用により、効率的・効果的な推進に努めました。

■基本目標1/施策目標6：在宅での生活の継続を支える地域づくり

高齢者が在宅での生活を継続していくことができるよう、地域における見守り活動やボランティア活動などの多様な助け合いや生活支援の充実を促進するとともに、虐待や消費者被害を防止して尊厳ある暮らしを守り、高齢者が安心して在宅で暮らすことができる支え合いの地域社会の構築を目指します。

■基本目標1/施策目標7：高齢者の住まいに係る施策の推進

高齢者が安心して市内に住み続けられるよう、所有する戸建住宅の維持管理が困難になった高齢者の相談等に対応する高齢者住み替え支援制度の整備や住宅改造の助成を行い、ニーズに対応した住まいが確保できる環境づくりを目指します。

【第6期計画の取組状況の評価】

★一人暮らし高齢者や要介護認定や障害者等級をお持ちの方など、災害時に特に支援が必要な方を中心に、地域ぐるみで見守りを行う地域支え合い活動を推進しています。平成29年3月末現在、76自治会と協定を締結し、日常での孤独死防止にもつながる取組みを実施しています。

★生活支援コーディネーターと協働し、地域のマンパワーの活用と発掘を行い、住民主体型サービスの拡充を図っていきます。

★高齢者虐待対策に関しては、市及び高齢者なんでも相談室が連携して、高齢者虐待の早期発見・早期対応に取り組んでいます。また、医師、介護関係者、民生委員・児童委員、警察機関等が連携して高齢者虐待防止ネットワークを組織し、虐待防止に向けた研修等を行っています。

★成年後見制度については、成年後見制度の周知や利用を呼び掛ける啓発事業や制度の利用支援のほか、市民向け啓発講座、専門家による制度の利用相談会を実施しています。家族等による後見人請求が困難な場合には、市により審判請求を行っています（市長申立て）。

★在宅生活や高齢者施設での生活などライフスタイルや本人・家族の意思によって選択できるような住宅改造費の助成やケアハウスなどの施設系サービスの整備を実施しました。

★高齢者の住み替え支援として、戸建住宅の維持管理が困難になった高齢者を対象とした相談窓口を設け、二世帯住宅への建替え、マンションへの住み替え等の支援を行っています。

第7期計画策定に向けた方向性

自助：高齢者が活躍できる地域・社会を実現するには、

◇ 流山市にはまだまだ元気な高齢者がたくさんいます。自身が健康であるためにも、今後の地域・社会の活力を維持するためにも、自身の能力を活かせる就労や地域活動への参加を積極的に呼びかけていく必要があります。

共助：地域包括ケアを着実に構築していくためには、

◇ 市民・自治会・事業者・関係機関・行政等の地域に係るすべての人・機関が「福祉の担い手」となって連携・協働し、地域ぐるみでの取組みを進めていく必要があります。

公助：安心して利用・参加できる環境を整えるためには、

◇ 人口動態やニーズに応じた介護・福祉サービスの給付体制の整備、担い手の確保を行い、安心して利用できるサービス・制度を整えます。

◇ 就労の場や地域活動についても支援していきます。

第3章 第7期計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市では、最上位計画である総合計画において、「誰もが充実した生涯をおくることのできる流山」を福祉施策の大綱として掲げ、市民福祉の充実を図っています。また、平成19年1月の市制施行40周年を機に「健康都市宣言」を行い、WHOが提唱する健康都市の理念に基づく健康都市づくりを推進し、市民一人ひとりが心身ともに健康であることを大切にしています。

第6期高齢者支援計画では、「団塊の世代」が75歳以上となる2025年（平成37年）を視野に入れ、地域包括ケアシステムの構築を目指してきました。介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で、可能な限り日常生活を送ることができるよう仕組みが重要となっています。

また、平成29年度には、新たな第3期地域福祉計画「できることから始めよう みんなで高める地域のチカラ みんながずっと住みたいまち ながれやま」を策定しました。地域福祉計画では、「自助・共助・公助」の考え方のもと、自身の健康づくりや地域ぐるみの支え合い活動など積極的な地域参加を呼びかけています。

第7期高齢者支援計画の策定・施策の展開にあたっては、第6期計画における地域包括ケアシステムを着実に進めていくことが求められています。また、「地域ぐるみの支え合い」を進めるためにも、地域福祉計画における自助・共助・公助の役割をより具体化していくことが必要です。

これら本市のまちづくりに関する諸計画や方針、これまでの高齢者施策の実施状況を踏まえ、第7期計画においても、第6期の基本理念はじめ施策目標等の全てを継続することとします。

地域ぐるみの支え合いでつくる

元気で 生き生き 安心 流山

2 基本目標と施策目標

前述の基本理念をより具体化して、第7期計画において目指すべき基本目標とこれを達成するために取り組むべき施策目標を次のとおり定めます。

基本目標1：地域ぐるみ支え合い体制づくり（地域包括ケアシステムの構築）

「団塊の世代」が75歳以上となる2025年（平成37年）を見据えた本格的な地域包括ケアシステムを構築するため、保健・医療・福祉・介護・住まい等の関連施策や地域での支え合い活動等が連携することが重要です。市民・自治会・事業者・関係機関・行政等が協働して、本市の地域特性を生かした地域ぐるみでの支え合い体制づくりに取り組み、高齢者一人ひとりが健康で生き生きと安心して暮らすことができる流山の実現を目指します。

◎施策目標1：いつまでも元気で暮らせる健康づくり

健康の保持と増進を図り、単に疾病がないという状態だけではなく、心身ともに自立した状態で健康的に生活を送れるよう健康寿命の延伸を図ります。

◎施策目標2：生きがいのある地域づくり

高齢者が地域で生きがいを持って充実した生活を送ることができるよう、趣味や娯楽、学習や就業、敬老行事やイベントなどの活動の機会の充実を図り、健康で活力にあふれた生涯の実現を目指します。

◎施策目標3：介護予防と社会参加の推進

高齢者が支援や介護が必要な状態にならず、また、支援が必要な状態になっても軽度な状態からそれ以上悪化しないようにするため、介護予防と日常生活を総合的に支援する体制の構築を図るとともに、地域活動等へ高齢者の積極的な参加を促進して、生きがいづくりと介護予防の推進を図ります。

◎施策目標4：介護・福祉サービスの充実

高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を継続できるよう、認知症支援や医療・介護・福祉等のサービスの充実と連携を図り、高齢者なんでも相談室を中心とした地域包括ケアシステムの構築を目指します。

◎施策目標5：介護と医療の連携推進

要介護状態や持病を抱えながらも、最期まで住み慣れた地域・在宅等で、自分らしく満足度の高い生活を過ごすことができる地域社会を実現するため、地域における医療と介護の連携の仕組みの構築を目指します。

◎施策目標6：在宅での生活の継続を支える地域づくり

高齢者が在宅での生活を継続していくことができるよう、地域における見守り活動やボランティア活動などの多様な助け合いや生活支援の充実を促進していきます。また、虐待や消費者被害を防止して尊厳ある暮らしを守り、高齢者が安心して在宅で暮らすことができる支え合いの地域社会の構築を目指します。

◎施策目標7：高齢者の住まいに係る施策の推進

高齢者が安心して市内に住み続けられるよう、所有する戸建住宅の維持管理が困難になった高齢者の相談等に対応する高齢者住み替え支援制度の整備や住宅改造の助成を行い、高齢者のニーズに対応した住まいが確保できる環境づくりを目指します。

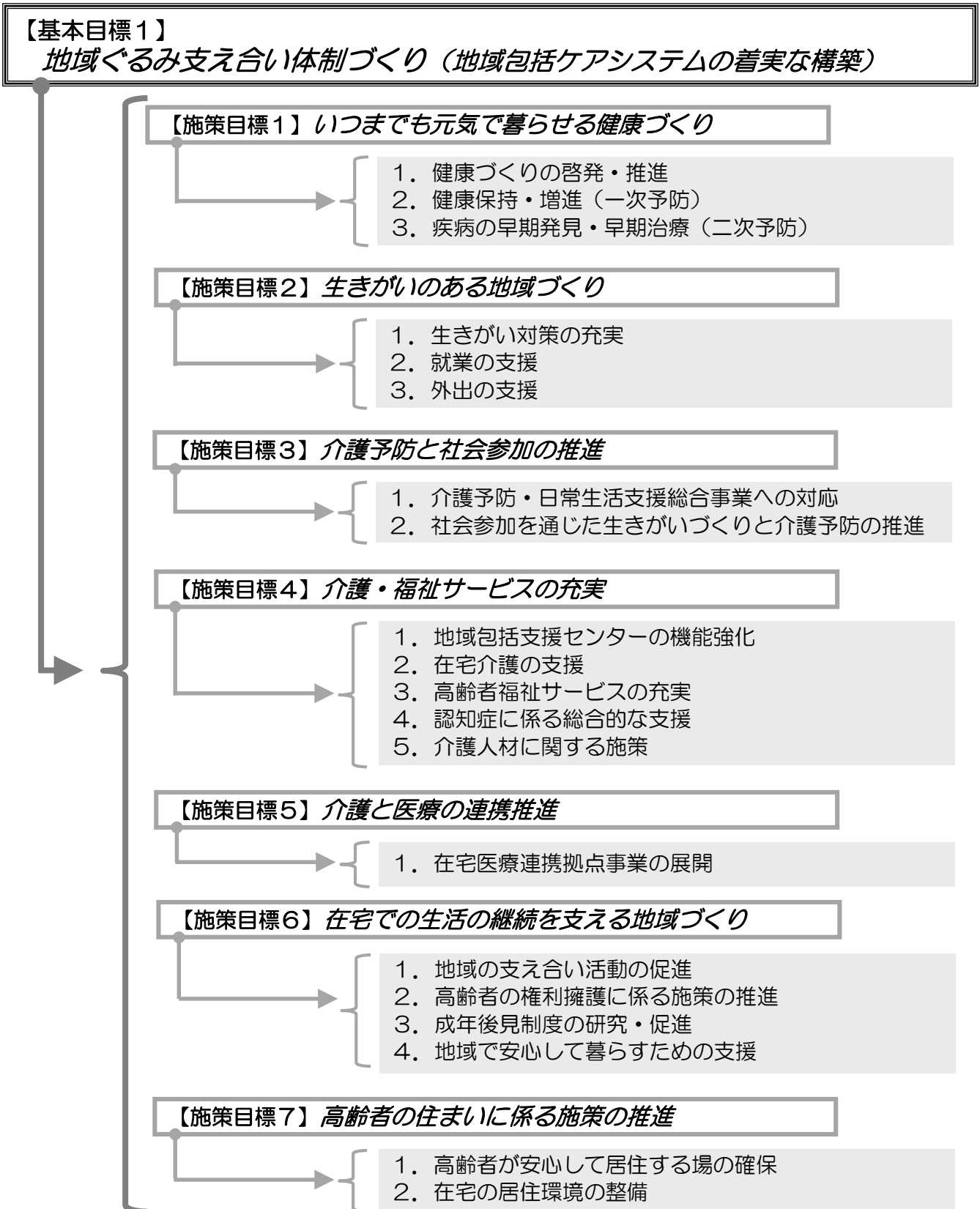
基本目標2：高齢者を支える介護体制づくり（介護保険事業のサービス量見込みと保険料）

介護や支援が必要になっても、状態に応じ適切な介護保険サービス等を利用することで健康状態を維持し、生活の質の向上を図ることができるように、引き続き介護保険事業の適切な運営を図り、サービスの安定的な提供を図ります。

3 施策の体系

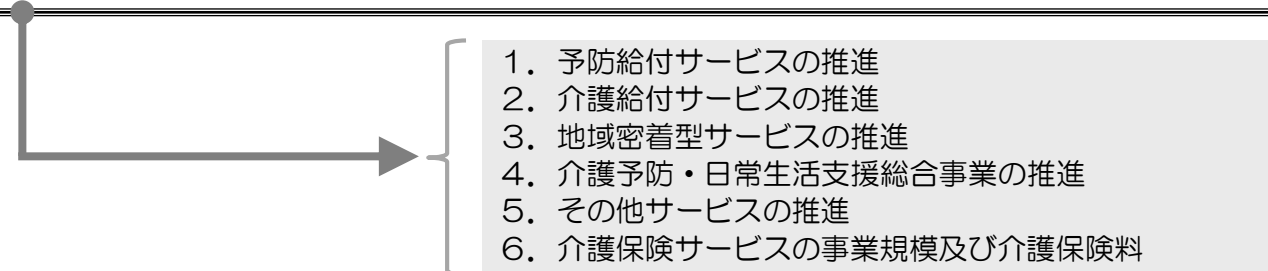
前述の基本目標及び施策目標に基づき、第7期計画における高齢者施策の展開を次の体系のとおり整理して位置付けます。

後述の第2編各論では、この施策体系に基づき第7期計画における具体的な取組を位置付けるとともに、第7期計画における介護保険事業のサービス量の見込みと保険料の設定を示します。



【基本目標2】

高齢者を支える介護体制づくり（介護保険事業のサービス量見込みと保険料）

- 
1. 予防給付サービスの推進
 2. 介護給付サービスの推進
 3. 地域密着型サービスの推進
 4. 介護予防・日常生活支援総合事業の推進
 5. その他サービスの推進
 6. 介護保険サービスの事業規模及び介護保険料

第2編：各論

【平成30～32年度における取組】

第1章 地域ぐるみ支え合い体制づくりの推進

(地域包括ケアシステムの推進)

地域包括ケアシステムの推進

団塊の世代（約800万人）が75歳以上となる2025年（平成37年）以降は、医療や介護の需要が、さらに増加することが見込まれています。こうした状況においても、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進することが必要となっています。

図1) 地域包括ケアシステムの構成要素

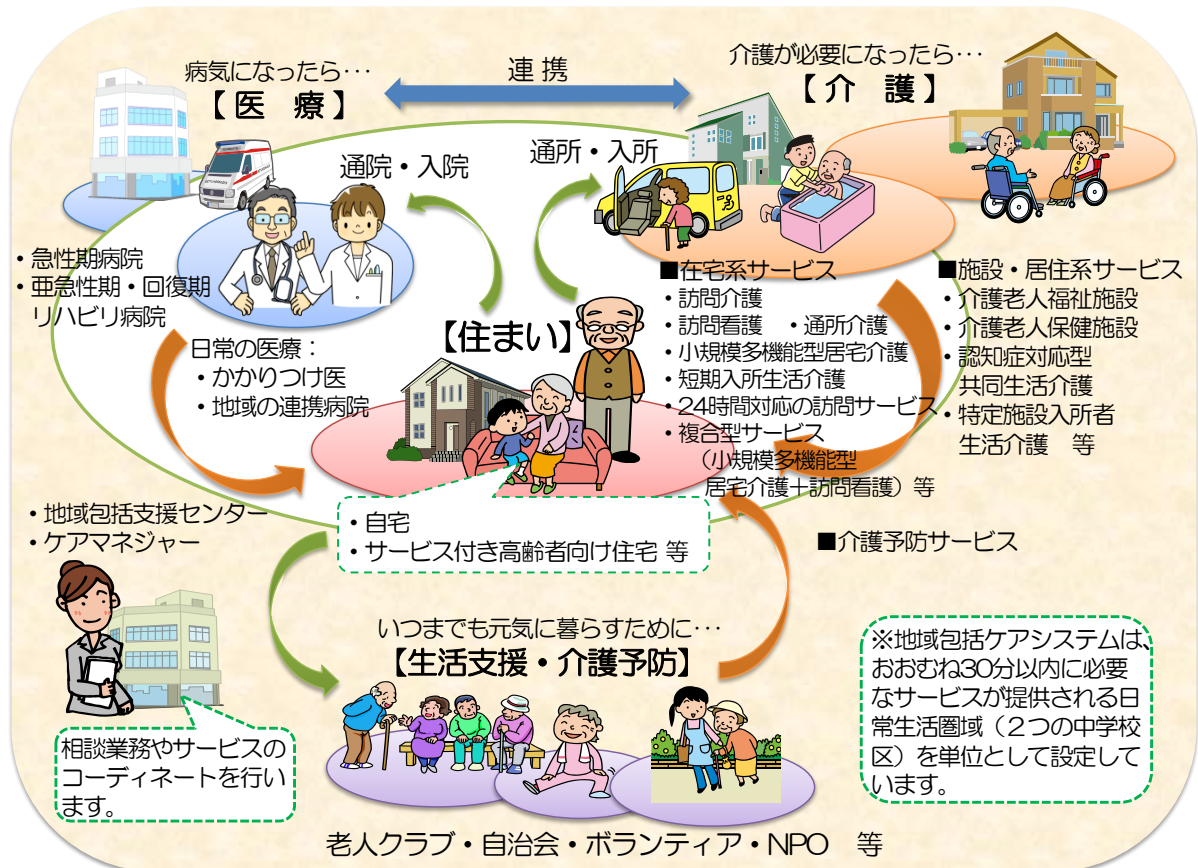
地域ぐるみの連携・協働

本人や家族の「在宅・地域で生活したいとの希望」を実現するためには、「住まい」・「介護予防・生活支援サービス」を基本として、そこに「介護」・「医療」・「保健・福祉」という専門的なサービス・施策が相互に連携していく必要があります。

そして、サービス・施策の連携を進めていくためには、市民・自治会・事業者・関係機関・行政等の協働により、本市の地域特性を生かした地域ぐるみでの支え合い体制づくりが重要です。



図2) 地域包括ケアシステムの姿



(国の社会保障制度審議会資料に基づいて作成)

1 いつまでも元気で暮らせる健康づくり

(1) 健康づくりの啓発・推進

① 保健だより（健康増進課）

【事業概要】

各種検診や健康に関する催し等について、市民へ周知を図ることを目的として、事業案内等を取りまとめた「保健だより」を各戸に配布する事業です。

【取組の方向性】

従来通り各種検診や催し物に関する内容を掲載することとし、配布方法についてもこれまで通り新聞折込みによる方法を実施していきます。

② 健康まつり（健康増進課）

【事業概要】

流山市民まつりと同時開催するもので、医療・歯科・薬の相談、毎年テーマに沿った体験や試食などの各コーナーを設けて、健康についての意識啓発を図るイベントです。

【取組の方向性】

社会情勢や市民のニーズに合ったテーマや内容を検討し、より市民が身近に感じ参加しやすい健康まつりを目指し、健康に関する意識啓発を図っていきます。

③ ホームページ・広報等を活用した健康増進（健康増進課）

【事業概要】

ホームページや広報等を活用し、わかりやすく健康増進に関わる情報を提供します。見やすいサイトを意識して、市民が必要とする保健事業や健康情報を手軽に確認できるようにします。

【取組の方向性】

市民に分かりやすいホームページの作成につとめます。掲載情報は、市事業のみならず国・県の健康事業の最新情報のほか感染症や制度改正など、新たな情報を幅広く掲載していきます。

④ 健康づくり推進員（健康増進課）

【事業概要】

健康づくり推進員は、健康的な食生活及び健康づくりに関する知識や情報を普及させるため、3年間の任期で活動しています。栄養講座や運動講座の開催の他、研修会への参加や健康まつりでの啓発活動、広報紙の発行などを行っています。

【取組の方向性】

平成30年度は新たな推進員の委嘱の年です。推進員の増員を図り、地域住民に身近で取り組みやすい健康づくりに関する講座の開催や、情報提供を行い、さらに活発に活動していきます。

(2) 健康保持・増進（一次予防）

① 健康手帳（健康増進課）

【事業概要】

市民が自分自身の健康保持、増進のために健康診査等の記録を記載することによって、自分の健康に対する意識を高め、健康管理に役立てることを図ります。

【取組の方向性】

健康診査等の記録のみではなく、健康意識を高めるための内容を継続して検討します。

② 健康教育（健康増進課）

【事業概要】

検診時や地域の中で健康教育を広く市民に行うことにより、健康づくりに対する自主性を促し、健康増進、健康寿命の延伸を目指していきます。

【取組の方向性】

健康増進及び健康寿命の延伸を目指し、講座や地域の自治会や老人会等からの依頼、集団検診時の健康教育を実施します。また、健康づくりに対する個人の自主性を尊重しつつ地域全体の健康意識の向上を図ることができるよう柔軟な事業運営に取り組みます。

項目		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
計画値	回数	130回	133回	136回
	延参加者数	16,412人	16,456人	16,500人

③ 健康相談（健康増進課）

【事業概要】

住民が健康で明るく元気に生活できる社会の実現のためには、疾病の早期発見とともに、医療が必要となる状態の発生を予防していくことも重要です。それらの機会として、健康づくりを支えるために市民の身近な存在として心身の健康に関する各種相談を受け、適切な助言・指導を行います。

【取組の方向性】

引き続き、検診や健康教育、健康まつりなどの機会を活用していきます。相談者の拡大を図り、より適切な支援を実施する必要があるため、相談者のニーズの把握に取り組みます。

項目			平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
計画値	一般健康相談	実施回数	940回	945回	950回
		相談者数	970人	980人	990人
	重点健康相談	実施回数	390回	395回	400回
		相談者数	810人	820人	830人

※高齢者を含む幅広い世代を対象に実施している事業です。

④ インフルエンザ予防接種（健康増進課）

【事業概要】

高齢者にインフルエンザの予防接種を行うことにより、個人のインフルエンザの発症や重症化を未然に防止します。

【取組の方向性】

引き続き、高齢者が円滑に予防接種を受けることができるよう、他市の予防接種実施医療機関に予診票を設置し、さらに実施体制を整えていきます。また、多くの方に接種してもらえるように広報、ホームページ、ポスター掲示などで周知していきます。

項目		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
計画値	65歳以上の被接種者数	19,817人	20,017人	20,311人

⑤ 高齢者の肺炎球菌感染症予防接種（健康増進課）

【事業概要】

平成26年10月に、高齢者の肺炎球菌感染症が定期接種になりました。予防接種を行うことにより、個人の肺炎球菌の発症や重篤化を未然に防止します。時限措置として行われている66歳以上の方の定期接種は平成30年度で終了し、平成31年度以降は、65歳及び心臓や腎臓等に重い障害のある60～64歳の方が対象となります。65歳以上で定期接種の対象に該当しない方に対しては、平成30年度（予定）まで、予防接種（任意接種）の費用を助成し、接種機会を確保します。

【取組の方向性】

高齢者が円滑に予防接種を受けることができるよう、他市の予防接種実施医療機関に予診票を設置し、実施体制を整えていきます。さらにより多くの方に接種してもらえるように、定期接種対象者への個別通知及び広報、ホームページ、ポスター掲示などで周知していきます。

項目		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
計画値	被接種者数（定期）	4,565人	1,126人	1,172人
	被接種者数（任意）	132人	—	—

⑥ 訪問指導（健康増進課）

【事業概要】

保健指導等が必要と認められる方及びその家族等へ保健師等が訪問することにより、家庭環境や健康に関する問題を総合的に把握し、対象者及び家族に対して必要な指導を行い、心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図ります。

【取組の方向性】

今後も対象者の多様なニーズに応えられるよう、より一層、医療機関等の関係機関との連絡調整を図り、訪問指導の充実を図っていきます。具体的には、生活習慣病の予防や重症化防止対策として、健診結果のデータを活かしたより効果的な保健指導や、特に健診結果の数値が非常に悪いにもかかわらず治療に結びつかない方を重点的に訪問していきます。

項目		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
計画値	訪問指導者数	205人	215人	225人

(3) 疾病の早期発見・早期治療（二次予防）

① 健康診査・特定健康診査（国保年金課・高齢者生きがい推進課・健康増進課）

【事業概要】

後期高齢者医療制度の被保険者を対象に、生活習慣の改善等を通じた疾病予防対策の推進、病気の早期発見、早期治療を目的とした健康診査を行います。また、40～75歳未満の国民健康保険の被保険者の方を対象として、主に生活習慣病の予防を目的とした特定健康診査を行います。

特に、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の概念を導入することにより、健診受診者にとっては生活習慣と健診結果、疾病発症との関係が理解しやすく、生活習慣病の改善に向けての明確な動機づけ支援ができるようにすることを目的としています。

【取組の方向性】

今後も受診率の向上を図るとともに、健康診査・特定健康診査及び特定保健指導の総合的な評価、検証に取り組んでいきます。また、健診の結果を効果的に生活習慣の改善に繋がる事後指導を検討していきます。

② がん検診（健康増進課）

【事業概要】

20歳以上の市民（胃がん、肺がん、子宮がん、乳がん、大腸がん検診についてそれぞれ対象者を設定）を対象にがん検診を実施しています。また、検診の重要性について、広報ながれやまやホームページにより啓発し、がん検診の受診率向上に努め、がんに関する正しい知識を身につけて、がんの予防や早期発見・早期治療を図ります。

【取組の方向性】

検診の受診率向上を図るため、ホームページや広報、各種検診の際に他の検診の啓発を行うなど、初回受診者を増やす取組を積極的に行います。また、精密検査の受診率向上の取組を検討していきます。

項目		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	
計画値	胃がん検診	受診者数	5,155人	5,357人	5,587人
		受診率	5.0%	5.1%	5.2%
	肺がん検診	受診者数	8,455人	8,719人	9,025人
		受診率	8.2%	8.3%	8.4%
	子宮がん検診	受診者数	9,258人	9,651人	10,016人
		受診率	12.0%	12.2%	12.4%
	乳がん検診	受診者数	6,893人	7,131人	7,407人
		受診率	13.0%	13.2%	13.4%
	大腸がん検診	受診者数	11,651人	11,975人	12,356人
		受診率	11.3%	11.4%	11.5%

③ 骨粗しょう症検診（健康増進課）

【事業概要】

骨粗しょう症は、寝たきりの原因となる骨折の基礎疾患であるとともに、腰痛や脊椎の変形の原因にもなることから、その予防対策は高齢者の健康や自立した生活を維持するうえで重要となります。そこで、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳の女性に対して骨粗しょう症検診を実施し、骨粗しょう症に関する健康教育・健康相談を行うことにより、早期発見・早期治療を図ります。また、骨粗しょう症予防についての意識啓発を図ることにより、骨粗しょう症の予防を推進します。

【取組の方向性】

受診率向上に向けて、ホームページ、広報、健康教育等で啓発を行っていきます。また、啓発方法をより工夫することで効果的な啓発活動に努めます。

項目		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
計画値	受診者数	1,019人	1,048人	1,027人
	受診率	11.8%	12.0%	12.2%

④ 結核検診（健康増進課）

【事業概要】

結核は過去の病気と思われがちですが、全国で毎年2万人以上の患者が発生し、世界的に見ても先進国の中では未だ高い状況にあり、我が国の主要な感染症になっています。

一般住民に対する結核検診は感染症法により市町村長に義務付けられており、事業所や各種施設等で結核検診を受診する機会のない40歳以上の市民に対して検診を行い、結核の早期発見・早期治療、予防に努めます。

【取組の方向性】

新規の結核罹患者は70歳以上の高齢者に多いという結果が出ていることから、今後も高齢者がより受診しやすい検診体制づくりや受診率の維持に努めます。また、結核予防のため、新規受診者の受診率向上にも努めます。

項目		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
計画値	受診者数	8,455人	8,719人	9,025人
	受診率	8.2%	8.3%	8.4%

⑤ 歯周病検診（健康増進課）

【事業概要】

高齢期に自分の歯を十分に保有し、食べる楽しみを享受して豊かな人生を送れるようにするため、「80歳になっても20本以上自分の歯を保とう」という「8020運動」に基づき、歯の疾病を早期発見し、保健指導により早期に疾病の進行を抑制して、歯の喪失を防ぎ、いつまでも元気で暮らせる健康づくりを目指します。

【取組の方向性】

平成26年7月1日に「流山市歯と口腔の健康づくり推進条例」を施行しました。早い年齢から歯と口腔の健康づくりのために定期的に健診を受ける習慣をつけられるよう、他課や歯科医師会等が実施する事業においても、歯周病検診の周知に協力してもらい、受診率の向上を目指します。

項目		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
計画値	受診者数	540人	560人	580人

※対象者が20歳、30歳、40歳以上の市民であり対象人数が多い事業です。今後さらに、広報、ホームページ等を活用し積極的に周知に努め、受診者の拡大を図っていきます。

⑥ 訪問歯科の推進（健康増進課）

【事業概要】

通院困難な市民に対して、在宅で口腔の継続的な管理が受けられる機会の確保と併せて、かかりつけ歯科医をもってもらい、口腔の相談や治療が安心して受けられるよう支援し、心身機能の低下防止と健康保持を図るとともに、80歳で20本の歯を残すこと（「8020運動」）を目指した健康づくりを推進します。

【取組の方向性】

流山市の訪問歯科は在宅を対象としていますが、施設入所など対象外となるケースの相談にも迅速に対応できるよう引き続き歯科医師会との連携を図ります。

他課及び歯科医師会等が実施する事業においても、市民及び医療に携わる専門職に協力してもらい、訪問歯科の周知を図ります。

また、かかりつけ歯科医の推進を図るとともに、寝たきりにならないよう、健康づくりに関する健康教育及び講座などを実施していきます。

⑦ 人間ドック等利用助成（国保年金課・高齢者生きがい推進課）

【事業概要】

国民健康保険・後期高齢者医療制度加入者の生活習慣病等の早期発見・早期治療のため、また自己の健康や生活習慣を見直し、健康づくりへの意識付けを高めていくため、人間ドック等の利用に助成を行います。

被保険者の健康意識の高まりを受け、平成27年度から脳検査、脳ドック利用助成を開始しました。

【取組の方向性】

利用者の負担軽減が図られる制度であるため、更なる周知を図っていきます。

項目		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
計画値	受診者数	540人	600人	660人

⑧ はり・きゅう・マッサージ利用助成（国保年金課・高齢者生きがい推進課）

【事業概要】

健康増進や介護予防等健康づくりへの意識付けを高め、国民健康保険・後期高齢者医療制度加入者の健康の保持増進に役立てるとともに、利用者負担の軽減、医療費の適正化を図っていくことを目指すため、市に登録されている施設ではり・きゅう・マッサージが利用できる助成券を交付します。

【取組の方向性】

利用者の負担軽減が図られる制度であるため、更なる周知を図っていきます。

項目		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
計画値	受診者数	230人	250人	270人

2 生きがいのある地域づくり

(1) 生きがい対策の充実

① ホームページ・広報等を活用した生涯学習情報の提供（生涯学習課・高齢者生きがい推進課）

【事業概要】

高齢者をはじめとする市民の知的好奇心に応え、生きがいある生活づくりに役立てるため、市ホームページ、広報等において生涯学習情報の提供を行います。

【取組の方向性】

生涯学習に係る情報をホームページ上に「まなびの森」として集約して公開しています。さらなる情報の充実と利用の促進を図るため、各種サークル・団体等の会員募集や各種イベント・講座等の情報提供を団体等に呼び掛けていきます。

また、国や県、その他任意の団体が行う事業についても積極的な情報提供に努めます。

② スポーツ、レクリエーション活動（スポーツ振興課）

【事業概要】

スポーツ活動等により高齢者の親睦を深めるとともに、健康の保持、増進を図ります。
楽しく参加できるスポーツ・レクリエーション活動を推進しています。

【取組の方向性】

毎週日曜日の健康ジョギング講習会及び夏季のウォータービクス講習会など、高齢者も参加できるプログラムを提供し、健康保持・増進と体力向上を図っていきます。

項目		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
計画値	健康ジョギング 講習会参加者数	13,000人	13,300人	13,600人

③ 福祉会館の運営（社会福祉課）

【事業概要】

福祉会館（地域ふれあいセンター）では、高齢者から子育て世代まで幅広く、市民の文化及び教養の向上並びに健康及び生きがいの増進を図るため、研修、講座、会議や相談その他の催物、談話、娯楽、趣味、教養、レクリエーション等の利用に供しています。

【取組の方向性】

市内の15福祉会館のうち、築30年を超す施設が大部分を占め、老朽化が課題となっているほか、利用者の高齢化に伴うバリアフリー化やトイレの洋式化、畳から椅子が使用できる洋間への改修などの要望があり、計画的に施設の改修を図っていきます。

また、サービスの向上と経費節減を図るため、指定管理者制度の導入を進めており、現在11か所に指定管理者を指定して、施設管理の効率化を進めています。直営の福祉会館についても順次、指定管理制度を導入していきます。（向小金福祉会館は平成30年度より導入予定です。）

④ 高齢者福祉センター森の倶楽部・高齢者趣味の家（高齢者生きがい推進課）

【事業概要】

高齢者が趣味と娯楽を楽しむ憩いの場として、60歳以上の方が利用できる施設です。

高齢者福祉センター森の倶楽部には、浴場、大広間、囲碁や将棋を楽しめる娯楽談話室、利用者が食事や喫茶を楽しめるレストラン、趣味のサークルや集会場などに利用できる多目的室を備えているほか、陶芸や盆栽などを楽しめる北部高齢者趣味の家を併設しています。このほかに東部高齢者趣味の家、南部高齢者趣味の家があります。

【取組の方向性】

高齢者福祉センター森の倶楽部や各施設では各種講座を開講するとともに、健康の維持や増進を図る健康相談、娯楽や趣味活動等の利用に供していきます。

東部高齢者趣味の家は、老朽化が顕著になっていたことから、平成29年度中に建替工事を実施しました。

施設の管理運営は、指定管理者が行っています。指定管理者の管理運営状況を観察及び評価し、適正かつ効果的な指導を行うことで、利用者へのサービス向上に努めます。

⑤ 市民教養講座（公民館）

【事業概要】

市民を対象に、社会的、現代的課題をテーマとした教養講座を開催し、市民に学習の機会を提供します。

【取組の方向性】

市民生活が複雑化、多様化する現代社会においては、学習ニーズも多岐に亘っていますが、市民のニーズや社会の課題を把握、整理して、今後も充実した学習機会を提供していきます。また、中高年の生活面での自立を支援する講座や団塊世代の問題に関する事業を展開するなど、地域での課題に対応していきます。

⑥ 流山市ゆうゆう大学（公民館）

【事業概要】

60歳以上の市民を対象に、継続的な集団学習の機会と仲間づくりの場として、地域にある公民館に2年制のゆうゆう大学を6学園開設しています。

【取組の方向性】

60歳以上の市民の学習ニーズの把握に努め、学園毎に現代的課題として福祉や健康等を中心に学ぶ教養科目、趣味や高齢者のニーズに対応したカリキュラムである選択科目を実施し、中高年者の生きがいや学習を通じた仲間づくりを促進していきます。

個人での学びに終わらせることなく、学びの成果を社会や地域に活かして、ボランティアや活動に参加してもらえるようなカリキュラムを行っていきます。

項目		平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画値	入学人数 ※隔年募集	募集なし	400人	募集なし

⑦ 地区敬老行事の支援（高齢者生きがい推進課）

【事業概要】

多年にわたり社会に尽力いただいた高齢者を敬愛し、敬老意識の普及を図るため、市内各地で開催される長寿を祝う行事の開催を支援します。

【取組の方向性】

少子・高齢社会を迎え、地域でも高齢化が進んでいます。現在の家族形成は核家族の傾向が強く、高齢者との関係が疎遠になりがちで、社会から孤立する高齢者も少なくありません。

本市では自主性、独自性を持って活動している16地区社会福祉協議会が開催する各種敬老行事に多くの高齢者が参加できるよう引き続き支援していきます。

⑧ 敬老祝金（高齢者生きがい推進課）

【事業概要】

長寿のお祝いと敬老意識の普及を図るため、88歳、100歳の方にお祝い金を贈呈します。

【取組の方向性】

敬老祝金を支給することで、長寿の方を敬い、お祝いする敬老意識の高揚を図ります。

⑨ 敬老バスの運行（高齢者生きがい推進課）

【事業概要】

高齢者の社会参加、高齢者相互のふれあいの推進、生きがい推進など高齢者の福祉の向上を図るため、レクリエーション活動の一助として敬老バスを貸出します。

【取組の方向性】

現行制度上の利用では、午前8時30分から午後5時まで、市内在住の20名以上の団体に貸し出しを行っています。

利用時間の延長希望などの利用者の声に答えるため、利用可能時間の拡大について規則の改正を検討します。

項目		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
計画値	稼働日数	216日	224日	235日

(2) 就業の支援

① 就業相談（商工振興課）

【事業概要】

松戸公共職業安定所と連携して、江戸川台のジョブサポート流山において、管内及び近隣地区の求人情報の提供、職業紹介を行います。また、就労相談・就職情報提供の窓口の充実を図り、高齢者の雇用を支援します。

平成26年度には、(株)セブン・イレブン・ジャパンと「地域見守りネットワーク協定」を締結し、高齢者見守りと高齢者の就業支援の取組を進めています。

【取組の方向性】

国は、少子・高齢化時代への対応として、「高齢者が健康で、意欲と能力がある限り年齢にかかわらず働き続けることができる社会の実現」を目指しており、市では再就職セミナーや仕事説明会によって高齢者の就業を継続的に支援していきます。

民間企業との連携についても、様々な企業・団体での就労につながるよう取組を検討していきます。

項目			平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
計画値	就職率 (市内)	60～64歳	18%	19%	20%
		65歳以上	20%		

② 公益社団法人流山市シルバー人材センターの支援（高齢者生きがい推進課）

【事業概要】

シルバー人材センターでは、植木の剪定や除草、駐輪場の管理、屋内外清掃など、技能や知識・経験を活用できる様々な就業の機会・場所を紹介しています。引き続き運営費を補助することにより、高齢者の生きがい推進を図るとともに地域社会への参加促進を図っています。

【取組の方向性】

高齢者の就業の機会・場所を幅広く確保していくため引き続き必要な支援を行うとともに、広報等を活用した会員募集のPR、促進等を図っていきます。

③ 雇用促進奨励金（商工振興課）

【事業概要】

市内に居住する障害者及び55歳以上65歳未満の高齢者で、公共職業安定所の特定求職者雇用開発助成金の受給資格決定を受けた人を雇用した市内事業主に対し、雇用促進奨励金を支援し、障害者及び高齢者の雇用を促進し、生活の安定を図ることを目的としています。

【取組の方向性】

国は高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、事業主に高齢者雇用確保措置の実施を義務付けています。今後も、市内企業において、流山市に住む障害者・高齢者の雇用数が増加するよう積極的に周知していきます。

(3) 外出の支援

① バリアフリーのまちづくり（道路管理課・道路建設課・まちづくり推進課・都市計画課・みどりの課）

【事業概要】

高齢者にとっても安全で安心なまちづくりを進めるため、まちぐるみのバリアフリー化を推進しています。土地区画整理事業による整備をはじめ、道路の新設・改良、公園緑地等の施設整備など、まちづくりの多様な観点から取組を進め、利便性の向上にも努めます。

【取組の方向性】

市による整備だけでなく、土地区画整理事業の施行者や民間事業者とも連携を図り、まち全体での取組が進むよう配慮していきます。

② 福祉有償運送（社会福祉課）

【事業概要】

福祉有償運送は、ひとりで交通機関を利用することが難しい方を対象に、車での移動、乗り降りの介助、通院や買い物の付き添いを有償で提供するもので、市が主宰する協議会での協議を経て、国の登録を受けたNPO法人等が自家用自動車を使用して行っています。利用に際しては、障害・要介護認定等を受けている方が福祉有償運送事業者に会員として登録することで、本人及びその付添人が低額で利用することができます。

【取組の方向性】

平成29年10月末現在、福祉有償運送を行うNPO法人等は6事業者で、利用車両は福祉車両9台、セダン等車両104台となっています。

高齢化の進展により、要介護認定者やひとり暮らしの高齢者等が増加し、今後の需要も高まることが見込まれます。事業者の適正なサービス提供や安全運行管理の徹底に取り組むほか、利用者の拡大に対応した支援を図っていきます。

③ 高齢者等市内移動支援バス（高齢者生きがい推進課）

【事業概要】

市内で送迎バスを運行している病院等の協力のもと、バスの空席を活用して高齢者の移動支援を行い、積極的に社会参加ができるまちづくりを進め、生きがいのある地域づくりに努めます。平成29年10月現在、5病院の協力を得て送迎バス8ルートで実施しています。

【取組の方向性】

路線バス等の無い、交通不便地域の高齢者の移動手段を確保する必要があります。

市内を運行する事業所に積極的に協力の依頼を働きかけます。

項目		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
計画値	延利用者数	9,000人	9,500人	10,000人

3 介護予防と社会参加の推進

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業への対応

ア) 総合事業の趣旨

介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」といいます。）は、地域の実情に応じて、地域住民、NPO 法人等の多様な主体が参画し、多様なサービスを提供することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者や軽度のお世話が必要な方に対する効果的で効率的な支援を可能とすることを旨とするものです。

イ) 総合事業の概要

◎ 総合事業の構成

要支援者及び基本チェックリストにより生活機能の低下が確認された方が利用する介護予防・生活支援サービス事業のほか、全ての高齢者を対象とした一般介護予防事業から構成されます。《P62 図3参照・P64 図4参照》

◎ 柔軟で多様なサービスの提供

要支援者をはじめとした軽度の生活機能の低下がある方の多くは、多様なニーズを抱えています。よって、地域の特性に応じ、さまざまな関係者、団体、法人などが参画して、支援が必要な方に働きかけることにより、自立支援を促しつつ、住み慣れた地域で暮らしていけるよう多様なサービスを提供するものです。

◎ 高齢者の社会参加と地域における支え合い体制づくり

高齢者の地域の社会的な活動への参加は、活動を行う高齢者自身の生きがいや介護予防にも効果的であるため、総合事業においてこうした仕組みづくりを推進します。

◎ 要支援者に係るサービスの提供

介護予防訪問介護相当サービス（ホームヘルプ）、介護予防通所介護相当サービス（デイサービス）の他、ニーズに応じた多様な訪問型・通所型サービスを事業者等が提供します。

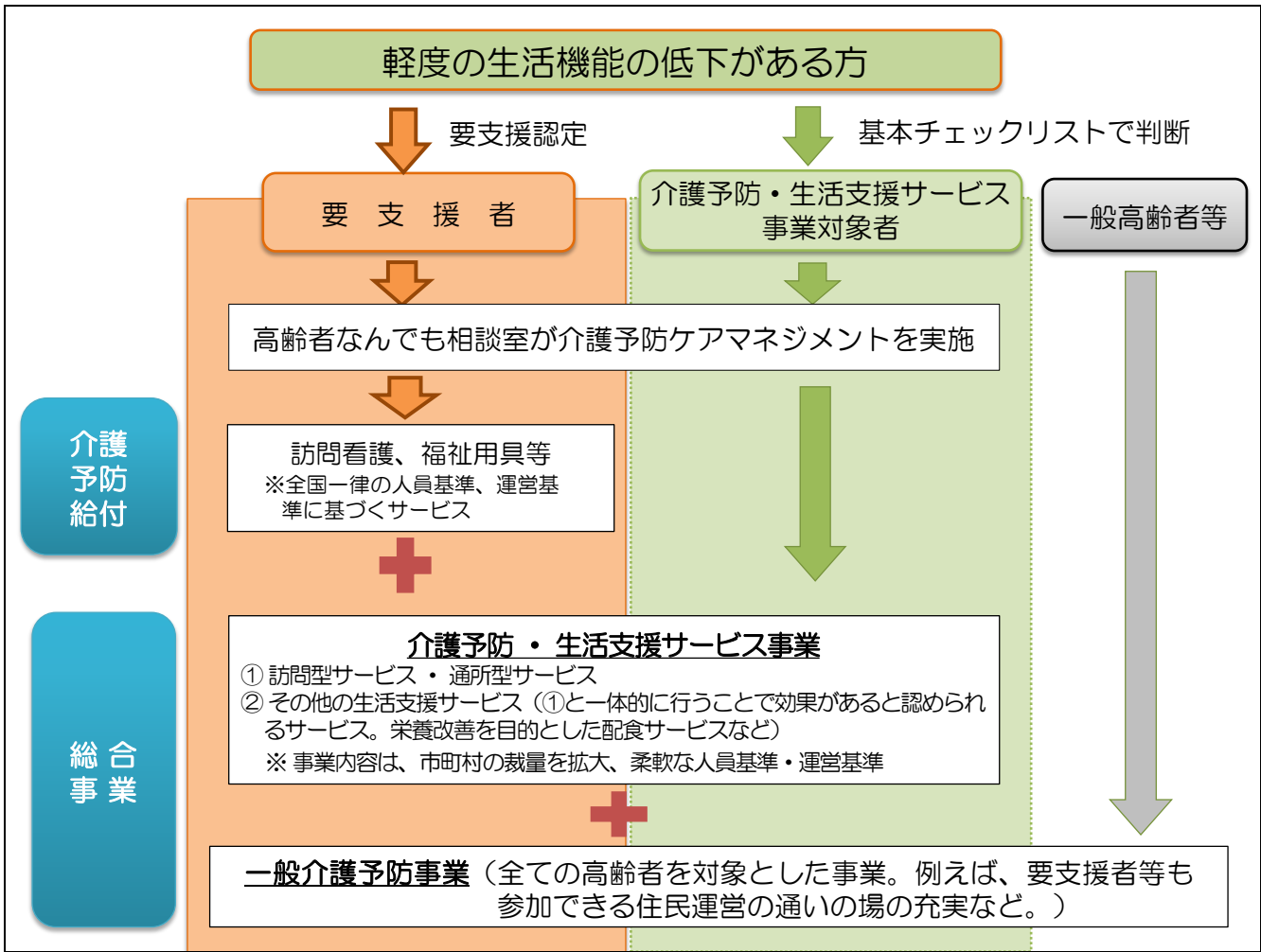
訪問看護、福祉用具貸与等他の介護予防サービスは保険給付サービスとして提供します。

◎ 柔軟な利用の仕組みと適切なケアマネジメントの実施

訪問型サービス及び通所型サービスを含め、総合事業のみを利用しようとする場合は、要介護認定を受けずに、基本チェックリストを受けることで利用サービスの適性を評価する仕組みを設け、ニーズを抱えた方（介護予防・日常生活支援サービス事業対象者（以下「事業対象者」といいます。)) が速やかに利用できるようになります。（第1号被保険者のみ）

サービスの利用に当たっては、これまでどおり、高齢者なんでも相談室（地域の居宅介護支援事業所に委託する場合があります。）が支援を行い、サービス利用者の能力を最大限に活かし、自立支援に向けた適切なサービス利用につなげます。

図3) 介護予防・日常生活支援総合事業の概要



ウ) 総合事業への対応

■総合事業の導入に係る考え方

流山市では、高齢者の増加に伴い、地域にはさまざまな支援のニーズを抱える方が一層増えていきます。多様なニーズに対応できる多様な支援の仕組みが必要となっていきます。

多くの高齢者は、万が一お世話が必要な状態になった場合でも、住み慣れた自宅での生活の継続を望んでいます。[*ア](#)
住み慣れた地域社会で暮らし続けられるように、2025年（平成37年）に向けて、地域包括ケアシステムづくりを推進し、支え合いの地域社会の構築を目指す必要があります。

介護が必要な方が増えていく一方で、介護福祉士、ホームヘルパー等の介護従事者不足が懸念されていますが、こうした傾向は今後も続くものと指摘されています。したがって、こうした有資格者による介護支援は、より高い技能を要する中・重度の要介護者を中心に提供される必要性が今後高まっていくものと捉えることができます。

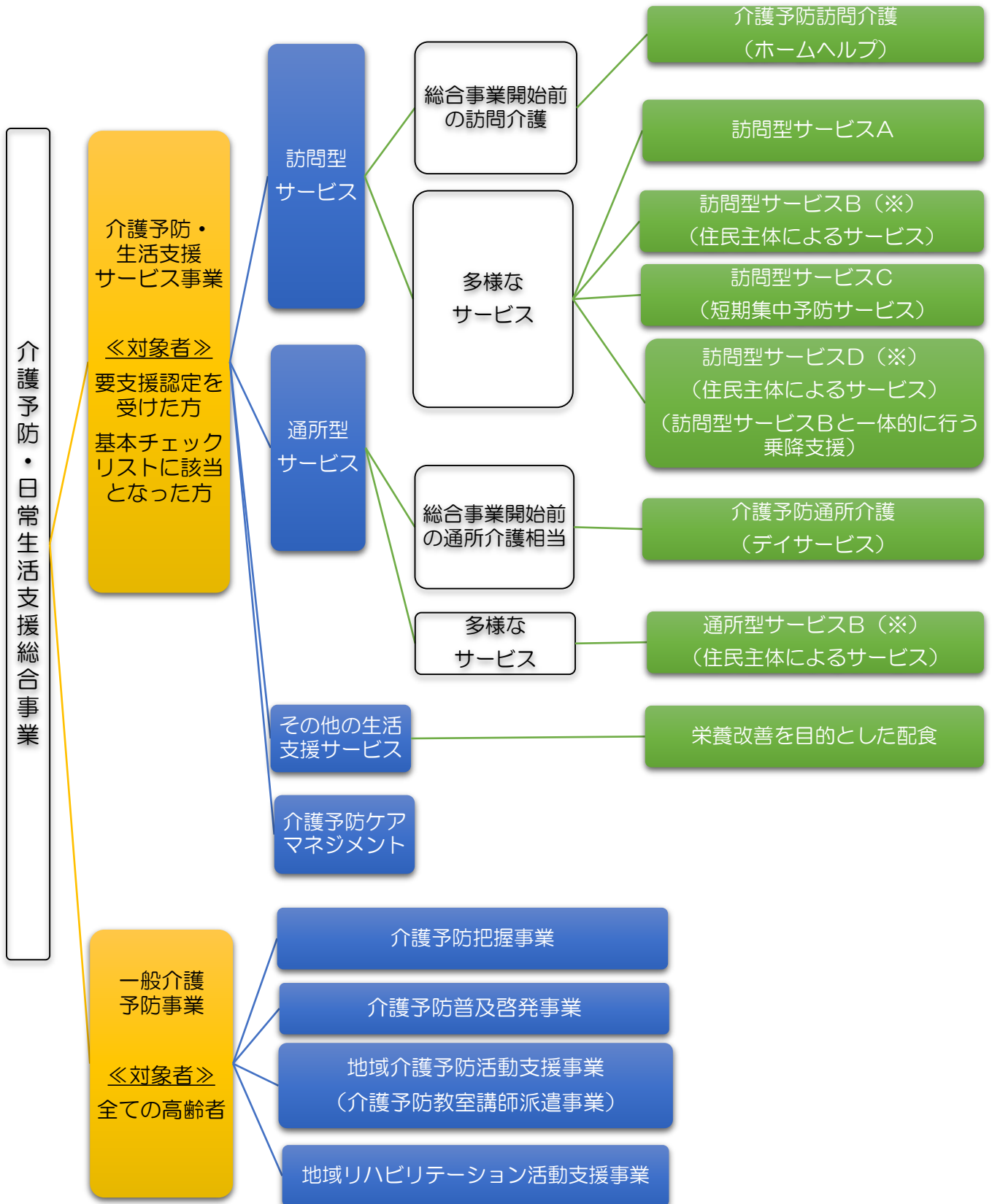
地域包括ケアシステムをすぐに構築することは大変困難です。
よって、早い時点から、仕組みづくりを推進していくことが重要と判断し、平成27年度から総合事業を開始しました。
平成30年度からの第7期計画では、これまでにできた仕組み・体制の推進を図ります。

*ア： 第7期介護保険事業計画策定に伴い実施した『一般高齢者実態調査』結果では、介護が必要になったときに、自宅で暮らし続けたいとする回答が最も多くなっています。

問) 介護が必要になったときに望む暮らし方

- 家族の介護を受けて自宅で暮らしたい……………9.0%
- 介護保険サービスを利用して自宅で暮らしたい……………48.7%
- 特別養護老人ホームなどの介護保険施設に入所し、
そこで介護サービスを受けたい……………21.9%
- 介護保険以外の施設（有料老人ホーム等）に入所し、
そこで介護サービスを受けたい……………6.0%
- その他（無回答、わからない等）……………1.4%

図4) 流山市介護予防・生活支援総合事業の類型



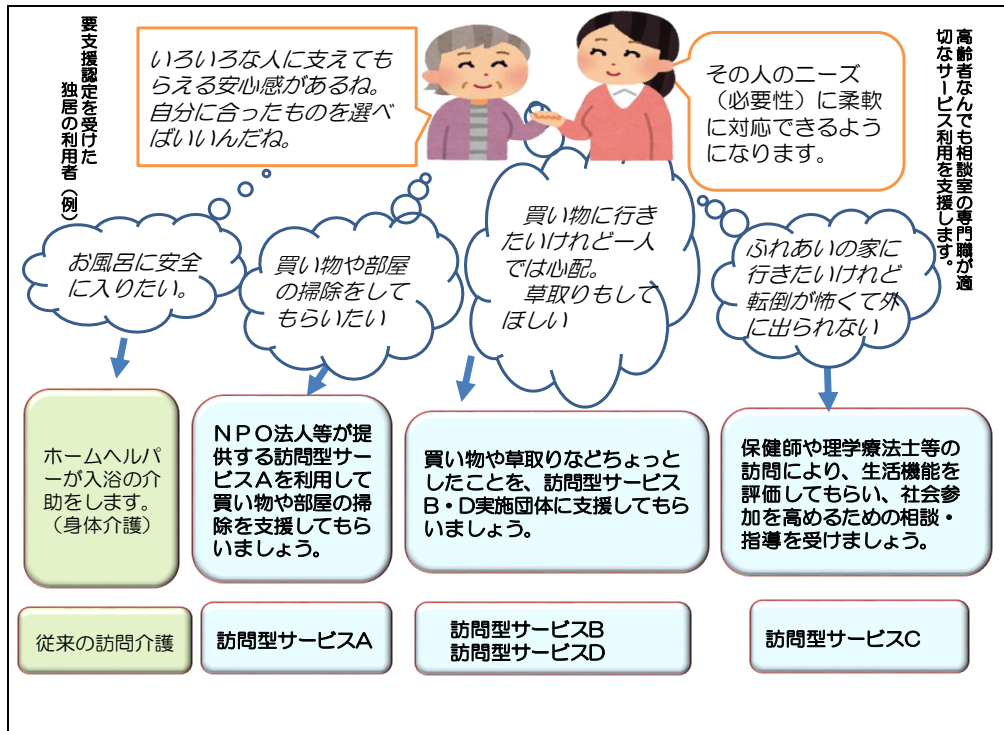
(※)訪問型サービス B・D、通所型サービスBについては住民が主体となって提供するサービスです。

■流山市における総合事業の取組

① 介護予防・生活支援サービス事業

i) 訪問型サービスについて

図5) 訪問型サービスのイメージ



従来の給付サービスでは、事業者指定を受けた事業者のみが身体介護又は生活援助を提供できました。

第7期では、高齢者なんでも相談室の適切なケアマネジメントを通じ、訪問型サービスとして、必要に応じこれまでの指定事業者によるサービスが受けられる仕組みだけでなく、地域のチカラを活かした多様なサービスを事業者等が提供します。《上記 図5 参照》

訪問型サービスの種類	概要
訪問型サービス A	市の研修を受けた方が指定事業所に所属し、掃除や調理等の家事援助を提供します。従来の訪問介護より安価に利用することができます。
訪問型サービス B (ちょい ^{こま} 困サービス)	住民主体のボランティア（有償のものを含む）により、生活の中でのちょっとした困り事への対応を行います。
訪問型サービス C (短期集中予防サービス)	閉じこもり等の心身の状況のために通所による事業への参加が困難で、訪問による介護予防の取組が必要と認められる方を対象に、保健・医療専門職（保健師・理学療法士・作業療法士等）が訪問し、必要な相談・指導等を3～6か月間の短期間で実施します。
訪問型サービス D (ちょい ^{こま} 困サービス ^{プラス})	訪問型サービス B と一体的に行う移動前後の乗降支援を行います。

ii) 通所型サービスについて

従来の介護予防通所介護を総合事業で提供するものが通所型サービスです。

通所型サービスについては、高齢者なんでも相談室の適切なケアマネジメントを通じ、必要に応じて、これまでの指定事業者によるサービスが受けられる仕組みとします。

また、要支援者及び事業対象者は、生活機能の一部が低下している場合が多く、残存能力が比較的高い傾向にあることから、住民主体のボランティア（有償のものを含む）が提供する定期的な利用ができる身近な通いの場（通所型サービスB：ちょい^{かよ}サービス）の開設・利用を推進していきます。本サービスにおいても、要支援者及び事業対象者が利用する場合には、到達目標と個別のプログラムを定め、本人の生活機能の維持・改善を図るサービス内容とする仕組みとします。

このほか、通所型サービスを提供する事業者には、介護支援サポーターなど地域のマンパワーを積極的に取り入れた体制により、通所型サービスの利用者に積極的に働きかける手法を取り入れるよう働きかけます。

なお、次の②「一般介護予防事業」として位置付ける高齢者ふれあいの家や自治会館等を中心とした身近な場所で介護予防に取り組める拠点づくりを積極的に進め、通所介護からふれあいの家等での「通い」の機能の充実化に取り組みます。

住民主体型サービス実施団体への補助について

訪問型サービスB（ちょい^{こま}困サービス）・D（ちょい^{かよ}通サービス^{プラス}）、通所型サービスB（ちょい^{かよ}通サービス）を実施しようとする団体に準備金、また、実施する団体に運営費を補助金として交付し、地域での助け合い・支え合い活動を支援します。（いずれも法人格を持つ団体を除く団体に補助）

iii) その他の生活支援サービスについて

介護予防・生活支援サービス事業を利用する要支援者等のうち、栄養改善を図ることが必要な方を対象として、給食サービスを提供します。

iv) 介護予防ケアマネジメント

要支援者等が、総合事業によるサービス等を利用し生活機能の維持・向上を図るためには、本人の心身の状態に応じた適切なサービス等を利用することが大切です。総合事業を利用しようとする要支援者等の心身の状態等の評価（アセスメント）、利用が適するサービス等の選択と立案（ケアプラン作成）、効果的なサービス提供のための調整（サービス担当者会議等）、利用効果の測定・評価（モニタリング）等の介護予防ケアマネジメントは、これまでどおり、高齢者なんでも相談室が行い、要支援者等を適切な総合事業のサービス等に結びつけます。

また、この介護予防ケアマネジメントは、市の承認に基づき、高齢者なんでも相談室から居宅介護支援事業所に委託することを可能とします。

② 一般介護予防事業

一般介護予防事業は、全ての高齢者を対象として、地域の実情に応じて効果的で効率的な介護予防の取組を推進するものです。

第7期では、次のi)～v)に掲げる事業に計画的に取り組んでいくこととします。

特に、平成25年度からスタートした介護支援サポーター事業は、積極的な社会参加を通じて自らの介護予防にも資するという高齢化が進展する現代社会に求められる介護予防の典型モデルとして定着しつつあります。

全ての高齢者を対象とする一般介護予防事業を積極的に展開することで、将来的な要介護高齢者の伸びを緩やかにするとともに、支え合いの地域づくりに大きくつながります。

図6) 一般介護予防事業の類型

一般介護予防事業

i 介護予防把握事業

地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる。

ii 介護予防普及啓発事業

介護予防活動の普及・啓発を行う。

iii 地域介護予防活動支援事業

地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う。

iv 地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する。

v 一般介護予防事業評価事業

介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業の事業評価を行う。

i) 介護予防把握事業

生活機能の低下等によって何らかの支援を必要とする方を早期に把握し、支援につなげる事業です。高齢者なんでも相談室をはじめ、薬剤師会に加盟している薬局で、生活機能低下が疑われる方がいた場合は、早期に支援につながるような体制を整えています。

ii) 介護予防普及啓発事業

介護保険法第4条第1項において「国民の努力及び義務」として、高齢者には、要介護状態とならないための予防やその有する能力の維持向上に努めることが求められています。

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けていくために、介護予防に関する情報提供の機会を設け、市民総ぐるみで介護予防に関する意識の高揚を図ります。

また、平成27年度には、介護予防や健康づくりに関して、一人ひとりの継続的な活動を支援するために、介護予防手帳「いきいき元気応援手帳」を作成しました。

図7) 介護予防手帳「いきいき元気応援手帳」



手帳の構成

この手帳は5つの項目から構成されています。

していることや興味の確認 2～3ページ
内 容▶あなたがしていること、趣味、興味のあること、得意なことなどを確認しましょう。
書くひと▶あなた
私のプラン 4～9ページ
内 容▶あなたの暮らしの支えになるような活動の目標やその達成に向けて必要な取り組みを書いてください。
書くひと▶あなた
活動記録 10～13ページ
内 容▶あなたが過ごし参加する場所での活動の様子を書いてください。
書くひと▶あなたとあなたの活動に関わる人
介護予防の紹介 14～17ページ
介護予防につながる活動等のご紹介をしています。
介護予防と健康づくりのポイント 18～32ページ

この手帳について

この手帳は、あなたが住み慣れた地域でいきいきと楽しく暮らし続けていくことを願い作成したものです。

いきいきと楽しく暮らし続けていくためには、あなたの毎日の暮らしの支えになるような、気持ちが明るくなるような活動を持つことが大切です。

あなたがしたいことを実現すること、得意なことやできることを家庭や地域の中で発揮することを目標にし、その目標を達成するために自分が何をしたらよいかを考え、積極的に取り組んでいきましょう。

また、あなたの取り組みへの参加度合いは、地域の人たちと一緒に確認しましょう。思うように参加できないときなど、きっと相談に乗ってくれるはずですよ。

あなたが地域に参加することで、他の人の目標達成の力になることもできます。地域のみんなで協力し合い、いきいきと楽しく健康な暮らしを続けましょう。

iii) 地域介護予防活動支援事業

ア) 介護予防教室講師派遣事業

【事業概要】

高齢者が住み慣れた地域ながれやまでいきいきと暮らし続けていくために、介護予防知識の普及啓発および、介護予防地域活動団体の育成及び支援を図ることを目的として、地域において自主的な介護予防活動を行う65歳以上のグループに介護予防に関する講師を派遣します。

これまでに、高齢者ふれあいの家や自治会館等に、介護度重度化防止推進員³を派遣し、ながいき体操⁴を普及し、口腔機能向上、栄養改善、認知症をテーマとしたメニューも追加しました。また、自主的な活動の継続を図るため、グループだけで取り組むことができる体操として、「ながいき100歳体操⁵」を取り入れました。

<派遣講師>①介護度重度化防止推進員（ながいき応援団）②栄養士 ③歯科衛生士
④リハビリテーション専門職 ⑤音楽療法に関する指導を行う者

【事業の方向性】

元気な方がより一層元気になるだけでなく、たとえ何らかの支援を必要とする方でも身近な場所に通える場があり、お互いに支え合いが生まれる地域を目指します。そのために、市内全域で、高齢者が容易に通える範囲に、住民主体のグループが活動できるよう支援します。

項目		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
計画値	グループ数	40	50	60
	参加者数	700	800	900

図8) ながいき100歳体操の実施のながれ



³ 介護度重度化防止推進員…千葉県等が実施する介護度重度化防止推進員養成研修を修了し流山市で介護予防に関する活動をしている方のこと。

⁴ ながいき体操…「流山市民の歌」に合わせて身体をリズムカルに動かす体操です。

⁵ ながいき100歳体操…重錘バンド（おもり）をつけて、ゆっくりとした音楽で歌いながら行う、誰でもできる簡単な体操です。

イ) 介護支援サポーター事業

【事業概要】

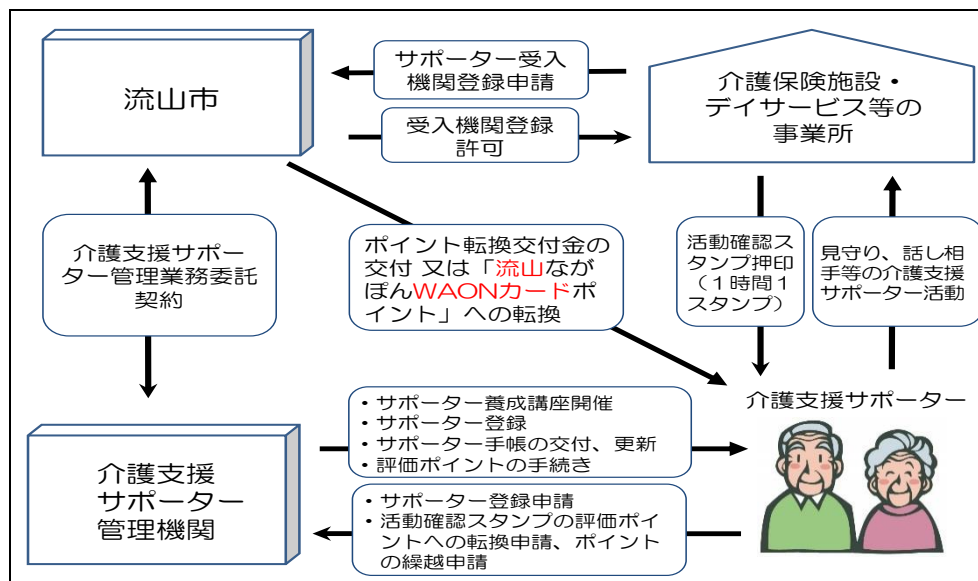
高齢者の積極的な社会参加を促すことを通じて介護予防を図ることを目的とした事業です。

65歳以上の要介護・要支援認定を受けていない高齢者及び介護予防生活支援サービス事業対象者ではない高齢者を参加対象者として実施します。介護保険施設などの場で、利用者の話し相手、見守りのほか、レクリエーション活動の補助などの活動を行った場合にポイント（1時間1ポイント、1日2ポイントまで付与）が得られます。蓄積したポイントは、希望に応じ、年度末に交付金（最大5,000円）又は流山共通ポイント（通称：「流山ながぼんWAONカードポイント」、最大6,000ポイント）に交換できる仕組みとなっています。（交付金額及びポイント数とも平成29年3月末時点）

【事業の方向性】

- ★1. 事業を継続するとともに、平成29年10月1日時点で、602人のサポーター登録者累計数を、第7期中に700人とすることを目標と定め、説明会やサポーター養成講座を積極的に開催します。
- ★2. 登録者が活動に結びつきやすいようコーディネート機能を向上させるほか、定期的にフォローアップの機会を設けることなどにより、活動率（活動者数／登録者数）を7期中に10%向上させることを目標とします。

図9) 介護支援サポーター事業の仕組み



【「流山ながぼんWAONカードポイント」について】

流山市内の加盟店で使える市内共通ポイントカードです。市内加盟店で、買い物金額に応じたポイントが付与され、加盟店舗（平成29年9月1日時点52店舗）で、1ポイント1円で使える仕組みです。

iv) 地域リハビリテーション活動支援事業

介護や支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自分らしく、生きがいを持って生活を継続できるようにするためには、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけるリハビリテーションが重要であると指摘されています。

流山市地域リハビリ連絡会の協力により、訪問型サービスC（短期集中予防サービス）、介護予防普及啓発事業、介護予防教室講師派遣事業（地域介護予防活動支援事業）、地域ケア会議、認知症初期集中支援、在宅医療介護連携会議など、多岐にわたりにリハビリテーション専門職の協力を得ています。

特に、平成28年度からは、「iii）ア）介護予防教室講師派遣事業」にて、体操に取り組む住民主体のグループへの体力測定、体操指導、講座の他、ながいき応援団の育成を行い、地域に根差した活動につながりました。

第7期では、引き続き、流山市地域リハビリ連絡会と協議を重ね、地域ケア会議、訪問型サービスC（短期集中予防サービス）、認知症初期集中支援においても、より専門性を活かした取組を推進していきます。

v) 一般介護予防事業評価事業

介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を行うとともに、一般介護予防事業の評価を実施し、PDCA サイクルを回すことにより、エビデンス（＝効果の検証）に基づいた介護予防の実施を図ります。

③ 第6期における総合事業の評価・検証

第6期介護保険事業計画に定める事業内容の達成状況等の評価・検証を行い、第7期はその結果を踏まえてPDCA サイクルを回すことにより、エビデンス（効果の検証）に基づいた介護予防及び日常生活の支援の実施を図ります。

評価・検証は、介護に関する提供体制を評価する指標や、実際に行われた活動内容を評価する指標、認定率・認定者数等の結果を評価する指標などを組み合わせて行います。

今後、市町村等の様々な取組状況を評価できるよう、客観的な指標を設定した上で、市町村等に対する財政的インセンティブが与えられる（国の交付金が交付される）こととなっています。具体的な指標や、交付金の考え方については別途国から示される予定です。

(2) 社会参加を通じた生きがいと介護予防の推進

高齢者が地域活動等に積極的に参加することは、本人自身の介護予防にもつながり、生きがいや目標を持って生き生きとした毎日を送ることが期待できます。

したがって、(1)に記載した介護支援サポーター事業のほか、さまざまな地域活動が活発に展開されるように支援を行っていきます。

① 老人クラブ活動の支援（高齢者生きがい推進課）

【事業概要】

地域を豊かにするためのボランティア活動や高齢者向けのスポーツ等の実施、普及、推進を通じて生きがいや健康づくりを行う老人クラブに対して運営費を補助し、明るい長寿社会の実現と高齢者福祉の向上を図ります。

【取組の方向性】

高齢者人口が増加する中で、老人クラブの加入率は減少してきており、それに伴い、クラブ数の減少も生じています。

高齢者が生きがいを持ち、いきいきと過ごせるよう、引き続き老人クラブへの補助金の支援を継続し、クラブ数及び会員数の維持又は増加できるよう積極的に支援していきます。

項目		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
計画値	クラブ数	66クラブ	66クラブ	66クラブ
	会員数	3,300人	3,300人	3,300人

② シルバーコミュニティ銭湯（高齢者生きがい推進課）

【事業概要】

地域住民のふれあい、コミュニティの活性化、高齢者の健康の増進を図るため、70歳以上の高齢者を対象に毎月12日と22日に、指定公衆浴場を無料で利用できるようにしています。

【取組の方向性】

高齢化が進む中で利用者の増加が見込まれるため、継続して事業を展開していきます。

また、今後も広報紙、ホームページ以外でもポスターの作成等制度の周知を図ります。

項目		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
計画値	延利用回数	2,900人	3,000人	3,100人

③ ひとり暮らし高齢者の招待（高齢者生きがい推進課）

【事業概要】

ひとり暮らしの高齢者を対象に高齢者福祉センター森の倶楽部へ招待して、演芸観賞や教養講座の受講、日帰り旅行などを通じて仲間づくりをすることで、生きがいを見出し、引きこもりの防止や介護予防を図ります。

【取組の方向性】

平成26年度から高齢者福祉センター森の倶楽部の管理運営に指定管理者を導入しています。指定管理者の自主事業として行っており、今後もより多くのひとり暮らし高齢者が満足できるよう取り組んでいきます。また、参加者の募集については、民生委員・児童委員を通じた案内など、より多くの方が参加できるよう周知に努めていきます。

④ 協働による市民福祉活動の推進（社会福祉課・コミュニティ課）

【事業概要】

「自分たち地域の課題は、自分たちで考え、自分たちで解決に向けて行動する」という自治の姿の実現を目指して、協働のまちづくりに向けたNPOと行政のパートナーシップを強化していく必要があります。地域での公益的な市民活動（福祉・環境・まちづくり等）を行う団体等を市民活動推進センターと連携して支援することで、協働による市民福祉の促進を図ります。

【取組の方向性】

協働まちづくりの実現に向けて公共の一翼を担う自主的な市民公益事業に対し助成する「流山市民活動団体公益事業補助金」の周知を図ります。また市民活動推進センターと連携して、市民活動の活性化を図っていきます。

⑤ 地域住民によるボランティア活動の促進（社会福祉課・高齢者生きがい推進課）

【事業概要】

ボランティアセンターを運営する流山市社会福祉協議会や地域の自発的な敬老活動・高齢者見守り活動などを行っている地区社会福祉協議会などを支援し、連携してボランティア活動の促進と地域福祉の推進を図っています。

【取組の方向性】

各地域に根差したボランティア活動を行っている団体に地区社会福祉協議会等がありますが、地域によって活動の頻度等に差があることから、活動に応じた支援をしていくことで、活動の更なる促進を図ります。

⑥ 高齢者ふれあいの家開設支援（高齢者生きがい推進課）

【事業概要】

65歳以上の高齢者が地域で自由に集える場として、民家等を活用して「高齢者ふれあいの家」を開設する個人や団体に対して、開設資金及び運営費の一部を助成します。

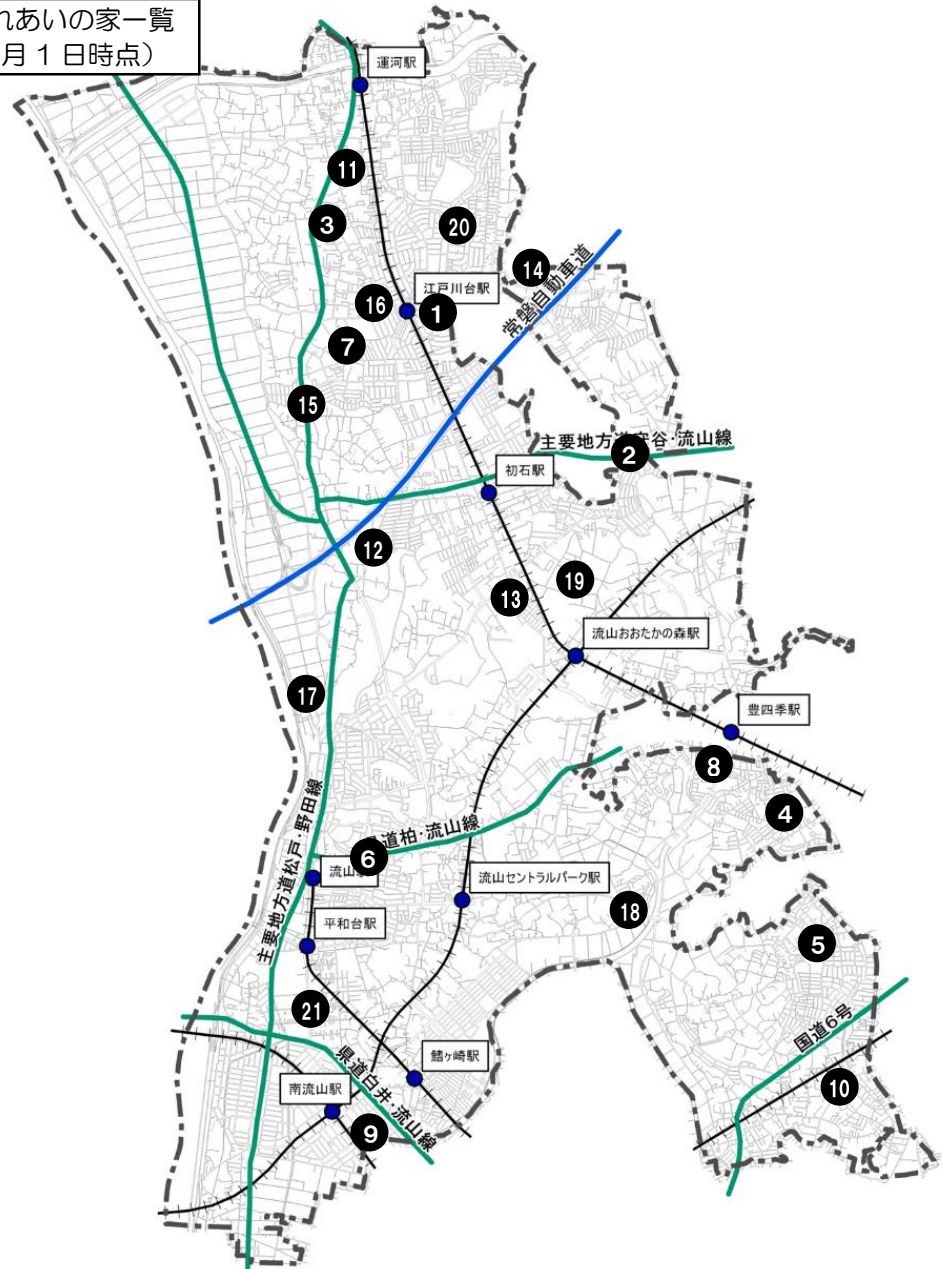
高齢者ふれあいの家は、平成29年10月現在で21か所が開設されており、高齢者の外出を促すことで、引きこもりの防止、社会参加の促進、介護予防につながっています。また、ボランティアとして活躍する高齢者の生きがいの充実、地域の子どもの多世代間の交流など多様な機能を担っています。

【取組の方向性】

高齢者が徒歩で通える範囲内の設置が理想であることから、自治会、NPO、個人に働きかけを行い、毎年新規開設2件の設置を目指します。

項目		平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画値	開設箇所数	24箇所	26箇所	28箇所

図10) 高齢者ふれあいの家一覧
(平成29年10月1日時点)



第1章 地域ぐるみ支え合い体制づくりの推進

施設名・場所	開設日時	実施内容	利用料等
①茶話やか広間 江戸川台東2-19(7156-1164)	月～金 午前10時～午後4時まで	サロン・教養講座 囲碁将棋・書道	ご芳志 100～200円
②気晴らし喫茶室 美田69-60(7154-1325)	月～金 午後3時～午後5時まで	サロン 中国語講座	無料
③ふれあいの家「風の村」 東深井20-29(7153-6333)	火・水・木 午前9時30分～午後4時まで	健康麻雀・健康体操 囲碁将棋	各教室により異なる
④なつのふれあいの家 野々下6-657-18(7138-6337)	月～木・土 午前10時～午後5時まで	フラワーアレンジメント・学習会 健康体操・3B体操・茶話会 囲碁・健康麻雀	各教室により異なる
⑤松ヶ丘ふれあいの家「野馬土手」 松ヶ丘2-330-111(7144-8272)	月～金 午前10時～午後4時まで	サロン・茶話会 ミニサークル・ミニ教室	1回100円
⑥平和台ふれあいの家「花みずき」 平和台5-37-13(080-8497-2495)	火～土 午前10時～午後4時まで	サロン・茶話会・教養講座 ながいき100歳体操	1回100円
⑦ふれあいの家「コロ一会」 富士見台2-5-6 管理事務所2階(7154-7691)	水・金 午前10時～午後4時まで	健康麻雀・囲碁将棋 サロン・折り紙・手芸	1日200円
⑧豊台高齢者ふれあいの家「悠々サロン」 野々下3-958-7(7146-0362)	火～土 午前10時～午後4時まで	茶話会・囲碁将棋・コーラス カラオケ・3B体操 手芸・パッチワーク	各教室により異なる
⑨ふれあいの家「かえるクラブ」 南流山1-13-1(080-2020-1088)	火～金 午後1時から午後4時まで	グランドゴルフ・健康麻雀 絵手紙・手芸・卓球・囲碁将棋 健康体操・かえる公園清掃	月100円
⑩向小金ふれあいの家「月見台」 向小金2-250-2(090-1262-1192)	月～金 午前10時～午後4時まで	サロン・茶話会 ミニサークル・ミニ教室 ながいき100歳体操	1回100円
⑪ふれあいの家「いそいそ」 東深井94-24(090-5396-5431)	月～金 午前10時～午後4時まで	介護予防運動 ながいき100歳体操・健康麻雀 カラオケ・茶話会・笑いヨガ	1回100円 カラオケは1回300円 笑いヨガは1回500円
⑫ふれあいの家「えがお」 若葉台3-131(7153-5733)	月～金 午前10時～午後4時まで	催し物・3B体操・介護予防体操 ヨガ・囲碁将棋・健康麻雀 高齢者福祉講座・茶話会	1回200円 3B体操などは 1回300～500円
⑬ふれあいの家「つどい」 西初石5-177-146(7153-0173)	月・水・木 午前10時～午後4時まで	健康体操・物作り・コーラス 切手収集・折鶴・いきいき体操	各教室により異なる
⑭ふれあいの家「いきいきクラブ」 青田82-4(04-7152-0566)	月・火・水・土 午前10時～午後4時30分まで	健康麻雀・健康体操	1回200円
⑮ふれあいの家「きた」 中野久木429(7153-7664)	月・水(祝日の場合は火・木) 午前10時～午後2時まで	茶話会・囲碁将棋・健康麻雀 卓球・カラオケ	1日100円 北自治会員は1か月200円 各教室は1回500円以内
⑯ふれあいの家「こもれび」 美原4-198(7155-7160)	月・火・金 午前10時～午後3時まで	茶話会・運動療法・音楽療法	1日100円
⑰ふれあいの家「びーすふる」 下花輪409-6 東葛病院付属診療所2階(7158-9232)	月～金 午前10時～午後4時まで	囲碁・将棋・健康麻雀・手芸 ながいき100歳体操等	無料 実費：年間300円 (保険加入)
⑱ふれあいの家「ふたば」 古間木278-120(7199-9586)	月・木 午前10時～午後4時まで	手芸・茶話会・囲碁・将棋、 健康麻雀、ながいき100歳体操等	1日200円 (介護保険負担割合証 提示者は100円)
⑲ふれあいの家「おたかの森」 東初石5-157-5(新C-91-1)(7153-0624)	火・木・日 午後1時～午後9時まで	茶話会・囲碁・将棋、 昔あそび、踊り等	無料 (茶話会のみ1回100円)
⑳ふれあいの家「雪割草」 江戸川台東3-197(080-3473-0802)	月～木・土 午前10時～午後4時30分まで	茶話会・囲碁・将棋、 脳トレ等	1回200円
㉑ふれあいの家「ふれあい倶楽部」 流山991-1 ふれあい会館(7159-5602)	月・金 午後0時～午後5時まで	健康麻雀・茶話会	1回200円

4 介護・福祉サービスの充実

(1) 地域包括支援センターの機能強化

ア) 高齢者なんでも相談室の意義

流山市では、日常生活圏域《P6 参照》ごとに1箇所の高齢者なんでも相談室を定め、医療法人及び社会福祉法人に委託して運営しています。

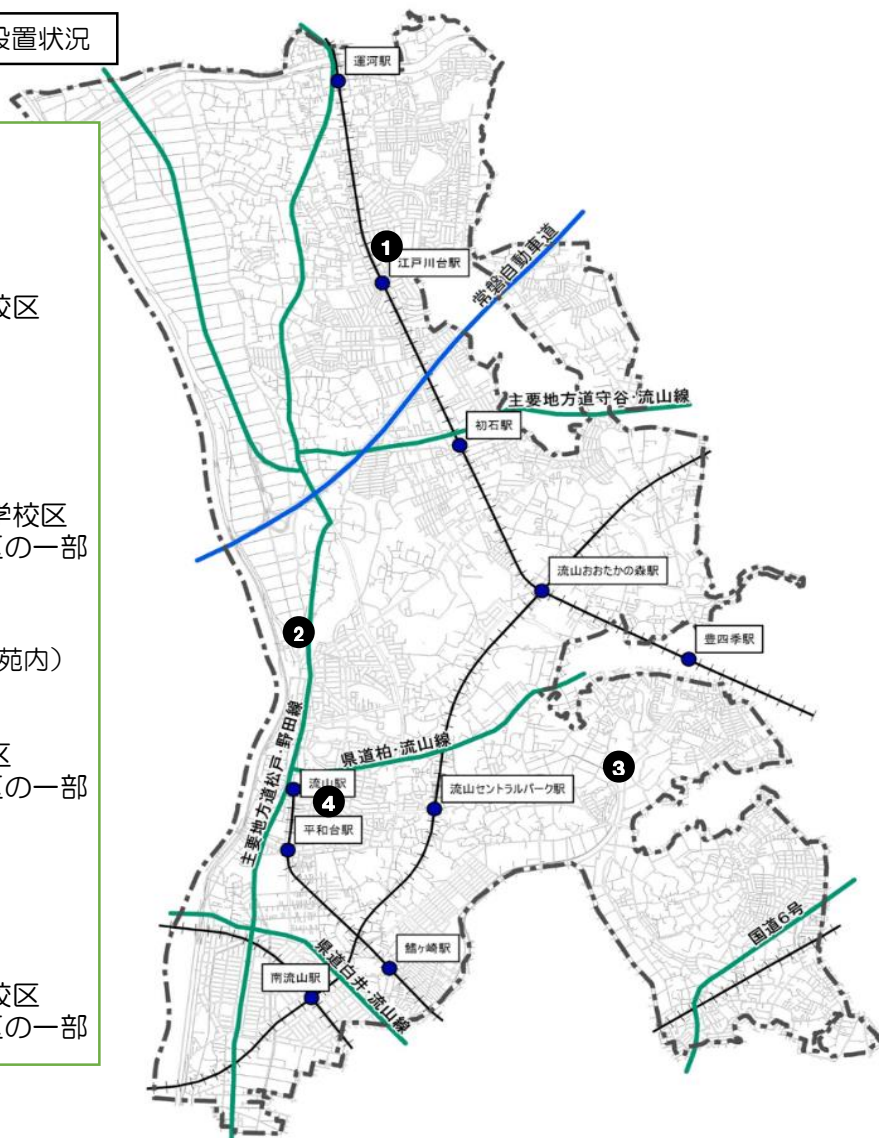
高齢者なんでも相談室では、保健師等、社会福祉士及び主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）が連携して対応に当たり、総合相談支援のほか、成年後見制度等の権利擁護、介護予防ケアマネジメント及び地域のネットワーク構築等の包括的・継続的マネジメントの事業（=これらを「包括的支援事業」といいます。）を行っています。

高齢者なんでも相談室は、地域の高齢者にとって最も身近な介護・福祉に関する相談支援窓口であるとともに、地域包括ケアシステム構築に向けた中核的な機関の役割を担っています。

平成27年度より、「地域包括支援センター」の役割を分かりやすく表した「高齢者なんでも相談室」とし、地域包括支援センターの認知度の向上や業務の周知に努めました。

図 11) 高齢者なんでも相談室の設置状況

- ① 北部高齢者なんでも相談室
江戸川台東 2-19
(旧江戸川台出張所)
☎ : 7155-5366
FAX : 7154-3207
担当 : 東深井中・北部中学校区
- ② 中部高齢者なんでも相談室
下花輪 409-6
(東葛病院附属診療所内)
☎ : 7150-2953
FAX : 7158-8419
担当 : 常盤松中・西初石中学校区
おおたかの森中学校区の一部
- ③ 東部高齢者なんでも相談室
野々下 2-488-5
(特別養護老人ホームあざみ苑内)
☎ : 7148-5665
FAX : 7141-2280
担当 : 八木中・東部中学校区
おおたかの森中学校区の一部
- ④ 南部高齢者なんでも相談室
平和台 2-1-2
(ケアセンター2階)
☎ : 7159-9981
FAX : 7178-8555
担当 : 南部中・南流山中学校区
おおたかの森中学校区の一部



イ) 高齢者なんでも相談室に求められる機能強化と取組の方向性

平成 27 年度の介護保険法の改正により、包括的支援事業に「在宅医療・介護連携の推進」、「認知症対策の推進」、「地域ケア会議の推進」、「生活支援サービスの体制整備」が位置付けられています。高齢者なんでも相談室の業務は、こうした事業にも密接に関係することになります。

このため、高齢者なんでも相談室の対応力の引き上げが必要となることから、職員の資質の向上を図るとともに、より効率的で効果的な事業運営を行っていかねばなりません。

一方で、高齢者なんでも相談室に係る認知度については、一般高齢者の認知度が低い状況にあります（「知っている」と答えた人数割合＝23.6%） [《P21 参照》](#)。

市では、平成 25 年度から高齢者なんでも相談室の業務全般を対象として学識経験者、被保険者代表等により構成する第三者評価委員会により、業務の第三者評価を実施しています。その評価結果は、市ホームページや各高齢者なんでも相談室で閲覧できるようになっています。[《P78 図 13 参照》](#)

図 12) 高齢者なんでも相談室に関する取組の状況

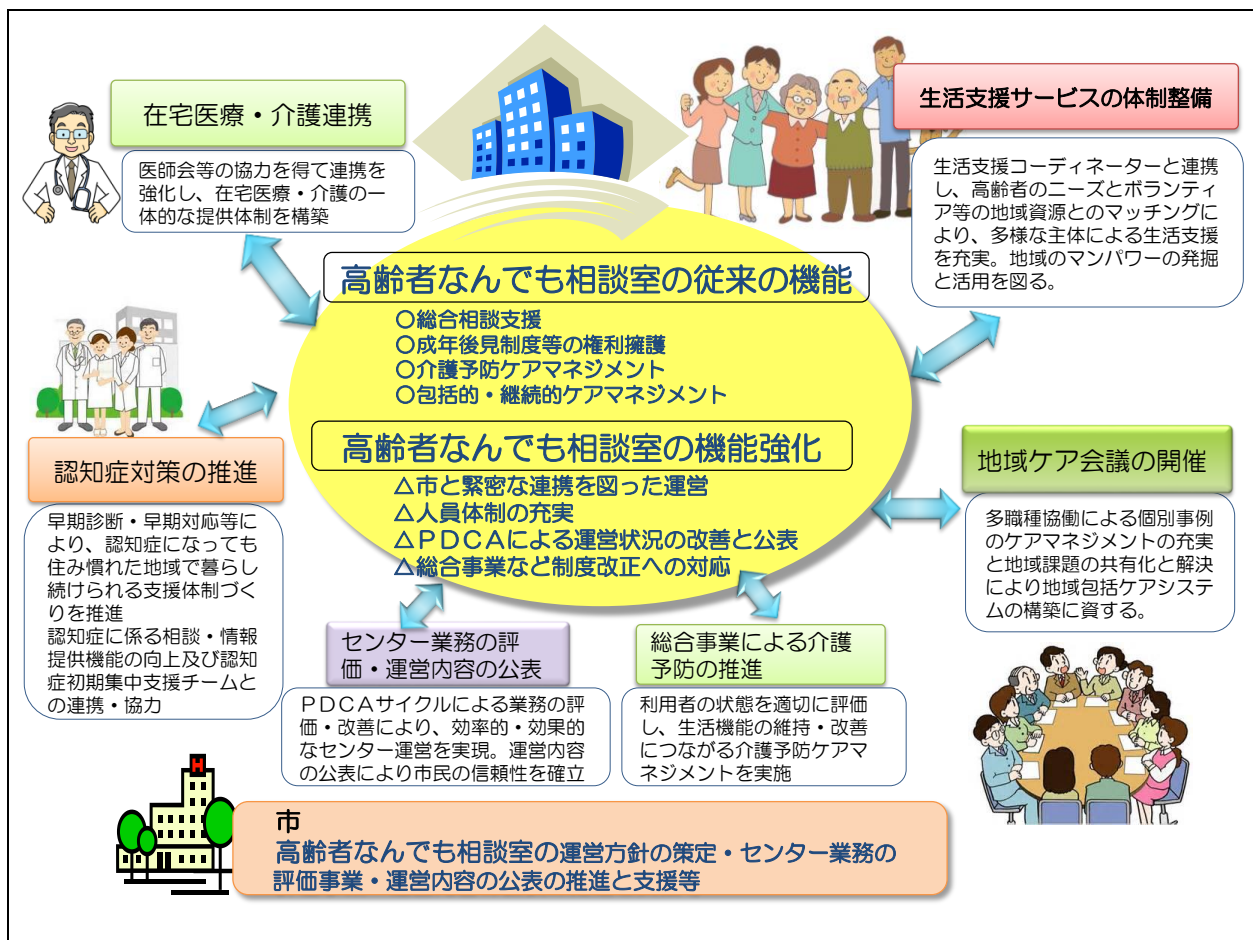


図 13-1) 高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）の第三者評価（表紙部分）

平成28年度 流山市東部地域包括支援センター 第三者評価

自己評価日 平成28年 8月 4日
 第三者評価日 平成28年 8月17日

東部地域包括支援センター 概要

事業所名称	流山市東部地域包括支援センター	担当地域： 東部中学校区、八木中学校区、おおたかの森中学校区の一部	
所在地	流山市野々下2丁目488番地5		
連絡先	04-7148-5665		
管理者	多田 美緒		
職員体制	看護師 1名 社会福祉士 2名 主任介護支援専門員 1名 介護支援専門員 1名		
高齢者人口	10,057人	居宅介護支援事業所数 6ヶ所 特別養護老人ホーム 3ヶ所 老人保健施設 1ヶ所 グループホーム 4ヶ所 小規模多機能型居宅介護 1ヶ所 ケアハウス 1ヶ所 特定施設入居者生活介護 3ヶ所 通所介護 9ヶ所 通所リハビリ 1ヶ所 訪問介護 5ヶ所 訪問看護 1ヶ所 訪問リハビリテーション 1ヶ所 短期入所生活介護 4ヶ所 短期入所療養介護 1ヶ所	
高齢化率	26.6%		
地域特性	国道6号線を挟み、松戸市、柏市に隣接している。高齢化率は昨年に比べ0.5%の増加(65歳以上202人増加)。住宅地とその他の地域(マンション・農村エリア)では高齢化率に差があり、社会資源にも偏りがある。地区社協、自治会、老人会のサロンやふれあいの家など、高齢者が身近に参加できる場が多く、地域活動が活発である。		
総評	【特に優れている点】 ・「見守り新鮮情報」という国民生活センターが発行している消費者被害や失禁等のチラシを民生委員に配布した。 ・社会資源マップの名前を市民に分かりやすいものに改めた。 ・他市(松戸、柏)に隣接しているため、他市の事業者の情報を収集し、把握するよう努めている。		【次のステップに向けて取り組みを期待したい点】 ・相談室を設置してもらいたい。

図 13-2) 高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）第三者評価（業務評価部分）

テーマ1 体制整備と計画的な事業運営について

項目	内容	センターによる自己評価		評価委員会による評価		評価を受けての具体的な取り組み
		評価	特記事項	評価	特記事項	
1	地域ケア会議等の開催により担当地域の抱える課題を適切に把握し、その課題を反映した計画内容として構成されている。	◎	自治会も含めて地域連携推進会議を開催。各自治会へアンケートを実施し各自治会が抱えている課題の把握を行った。又、共通の課題を抱えている自治会ごとに意見交換を行った。把握された課題をもとに地区診断を行い、可能な限り計画に反映している。	○	・自治会長だけではなく、地区の担当者ともつながりを持つようになった。 【期待すべき項目】 ・一部の自治会だけではなく、全自治会に活動を広げてほしい。 ・地域連携推進会議に欠席した自治会に対して、結果報告を行ってほしい。	機関誌「絆」を通じて教室案内や活動の報告を発信し、包括の活動が地域へ広がるよう努めます。全ての自治会と関りが持てるよう、地域連携推進会議を実施していきます。また欠席をした自治会へのフォローについても検討していきます。
2	年度終了後、計画の達成状況を評価・分析し、次年度の計画策定に活かす工夫をしている。	○	9月に全体で中間評価を実施し、事業の振り返りや進捗状況の確認を行った。又、年度末には各事業ごとに評価を行い、次年度の計画に反映している。	○	・各職員の業務分担が明確化している。	
3	地域の中の多様な生活支援や介護予防・社会参加へのニーズを把握し、生活支援サービス等の体制整備に向けた取組をしている。	○	地域活動の情報を収集し、社会資源マップを作成。地域住民や関係機関へ配布した。	○	【期待すべき項目】 ・社会資源マップはページ番号の付記と施設や医療機関等の情報を地域別にした一覧表を作成してほしい。	地域の方々の意見を取り入れながら、内容を検討し更新していきます。

【取組の方向性】

- ★1. 市と高齢者なんでも相談室は、一体性や緊密な連携を図りながら、公平・公正、かつ、適切なセンター運営を確保します。
- ★2. 総合事業に基づく訪問型サービス・通所型サービス等が適切に提供されるよう介護予防ケアマネジメントを実施します。
- ★3. 高齢者数の増加に対応するため、高齢者なんでも相談室を増設し、また、事業の充実、体制の強化を引き続き継続していくために、その業務量に対する必要な人員体制の強化を図ります。
- ★4. 高齢者なんでも相談室第三者評価事業を継続し、PDCA サイクルに基づくセンター業務の質の向上を図るとともに、その結果を市のホームページ等で公表し、センターの効率的・効果的な運営を図ります。
- ★5. 市民の高齢者なんでも相談室に係る認知度を高めるとともに、高齢者なんでも相談室の活動内容の理解の浸透を図ります。具体的には、市や高齢者なんでも相談室が市民を対象として開催する講座、研修などの機会に、高齢者なんでも相談室に関し説明し周知していくとともに、高齢者なんでも相談室のホームページを開設し、必要な情報を提供して市民の利便性の向上を図ります。

項目		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
計画値	地域ケア会議開催数	24回	24回	24回

(2) 在宅介護の支援

① 在宅サービスの充実・強化（介護支援課）

【事業概要】

高齢者が要介護状態又は要支援状態となっても、可能な限り、住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるよう地域における継続的な支援体制の整備を図っていきます。

特に、重度の要介護者、単身又は夫婦のみの高齢者世帯、認知症での方の増加等を踏まえ、高齢者の日常生活全般を毎日複数回の柔軟なサービス提供により支えることが可能な定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護及び複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）等の普及に努めます。これにより、要介護者等の在宅の高齢者が安心して生活することができ、要介護度が高く医療ニーズのある人にも対応可能なサービスが提供される体制を整備していきます。また、家族の介護離職防止にも効果が見込まれます。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、社会福祉法人及び医療法人がサービス提供の開始を予定しています。サービスの提供は365日24時間体制となっています。

ア 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

中重度の要介護者を主な対象として、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的又は密接に連携しながら、必要な時間に必要なケアを提供するほか、24時間いつでも事業所のオペレーターと会話ができ、必要なときには随時の訪問対応を提供するサービスです。

イ 小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心として、要介護者等の様態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせてサービスを提供することにより、中重度となっても在宅での生活が継続できるよう支援するサービスです。

ウ 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）

訪問看護及び小規模多機能型居宅介護が組み合わされたサービスであり、医療ニーズの高い要介護者の状況に応じたサービス提供により、地域における多様な療養支援を行うことができます。主な利用例として、がん末期の看取り期・病状不安定期における在宅生活の継続支援、家族へのレスパイトケア、相談対応による不安の軽減や退院直後の在宅療養生活へのスムーズな移行支援等が想定されます。

② 家族介護支援事業（介護支援課）

【事業概要】

家族介護者に対する慰労金や介護用品の支給等を行い、家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を図ります。「在宅高齢者家族介護慰労事業」、「在宅高齢者家族介護用品支給事業」、「徘徊高齢者家族支援サービス事業」があります。

ア 在宅高齢者家族介護慰労事業

介護保険を利用していない重度の要介護認定高齢者を在宅で介護する市民税非課税世帯の家族を対象に、慰労金を支給します。

イ 在宅高齢者家族介護用品支給事業

紙おむつ等の介護用品が必要な介護度中重度の高齢者を在宅で介護する市民税非課税世帯の家族を対象に、利用券を発行し、家族の経済的負担軽減を図ります。

ウ 徘徊高齢者家族支援サービス事業

徘徊高齢者位置探索情報提供サービスを利用した家族介護者を対象に、登録料の一部を助成します。

(3) 高齢者福祉サービスの充実

① 布団乾燥消毒サービス（高齢者生きがい推進課）

【事業概要】

高齢者の自宅での生活維持及び健康保持を図るため、寝たきり高齢者、または高齢者のみの世帯で布団を干すことが困難な方のお宅に布団乾燥車を派遣し、乾燥消毒を行います。

【取組の方向性】

高齢者数の増加に伴い、布団乾燥消毒サービスの利用者も増えていくことが見込まれます。サービス提供にあたっては、申請時に個別訪問を行い十分調査して、柔軟に対応していきます。

項目		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
計画値	登録者数	70人	80人	90人
	利用回数	1,000回	1,050回	1,100回

② 高齢者外出支援サービス（高齢者生きがい推進課）

【事業概要】

高齢者の自宅での生活を維持し介護状態の進行を防止するため、ひとり暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯等で、加齢による身体機能の低下、心身の障害などの理由で一般の交通機関を利用することが困難な方に対して、市の委託を受けた事業者が移送車両で自宅の玄関から病院や介護保険施設の入り口までの移動及び昇降時の介助を行います。

【取組の方向性】

高齢者数の増加に伴い、高齢者外出支援サービスの利用者も増えていくことが見込まれます。高齢者の自立した日常生活の継続及び家族の身体的、精神的負担の軽減を図るため、世帯の状況を十分調査して柔軟に対応していきます。

項目		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
計画値	登録者数	230人	260人	290人
	利用回数	4,000回	4,250回	4,500回

③ 高齢者訪問理美容サービス（高齢者生きがい推進課）

【事業概要】

高齢者の自宅での生活を維持し介護状態の進展を防止するため、理容所または美容所に出向くことが困難な在宅高齢者を対象に、訪問による理美容サービスを提供することによって、継続した在宅生活の維持と質の向上を図ります。

【取組の方向性】

高齢者の増加に伴い、訪問理美容サービスの対象者も増えていくことが見込まれます。サービス提供にあたっては、申請時に個別訪問を行い十分調査して、柔軟に対応していきます。

項目		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
計画値	登録者数	30人	35人	40人
	利用回数	75回	100回	125回

④ 緊急通報装置の給付（高齢者生きがい推進課）

【事業概要】

ひとり暮らしの高齢者等に対し、緊急時に消防本部と連絡が取れる緊急通報装置を給付することにより、安心した在宅生活が送れるよう支援します。

【取組の方向性】

高齢者数の増加に伴い、緊急通報装置の設置台数も増えていくことが見込まれます。サービス提供にあたっては、申請時に個別訪問を行い十分調査して、柔軟に対応していきます。

項目		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
計画値	緊急通報装置 設置件数	20件	30件	40件

⑤ 高齢者セーフティネット活動支援事業（高齢者生きがい推進課）

【事業概要】

ひとり暮らしの高齢者等に対し、地域住民による訪問または見守りを行うことによって孤独感の解消と安否確認をするとともに、ふれあいと支えあいのある心豊かな地域福祉社会づくりを推進します。

【取組の方向性】

高齢者が地域で安心して暮らすために地区社会福祉協議会が実施する見守り活動を含めた福祉活動に対して支援していきます。

⑥ 給食サービス（介護支援課）

【事業概要】

食事の調達が困難なひとり暮らし等の高齢者を対象に、昼食又は夕食を週1回から週3回までの範囲内で、対象者の健康状態に合わせたメニュー（普通食・疾病に応じ、塩分摂取量やたんぱく質摂取量、カロリー摂取量を調整した療養食・咀嚼機能に支障のある方に配慮したやわらか食などの介護食）の提供を行うことで在宅生活の継続を支援します。

【取組の方向性】

利用対象となる高齢者の状態に従って、次の3区分により給食サービスを実施します。なお、いずれの区分についても、高齢者のみの世帯が対象となります。

区分	利用対象者
栄養改善配食サービス	栄養改善の必要な要支援者等を対象とした給食サービス
栄養改善の必要な高齢者の食の自立支援配食サービス	栄養改善の必要な高齢者を対象とした給食サービス
高齢者給食サービス	食事の調達が困難な高齢者を対象とした給食サービス

* 栄養状態の改善の必要性については、申請に基づき高齢者なんでも相談室の専門職がアセスメント（評価）を行い、決定します。

⑦ 高齢者等ごみ出し支援事業（クリーンセンター）

【事業概要】

家庭ごみをごみ集積所まで排出することが困難なひとり暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯、ひとり暮らしの障害者又は障害者のみの世帯等に対し、家庭ごみを戸別収集することにより、在宅での生活を維持できるように支援します。

【取組の方向性】

家庭ごみの排出を支援するとともに、家庭ごみの排出状況に異変等が確認された場合には福祉部門に情報提供を行うなど、安否確認につながる横断的な取組として実施していきます。

(4) 認知症に係る総合的な支援

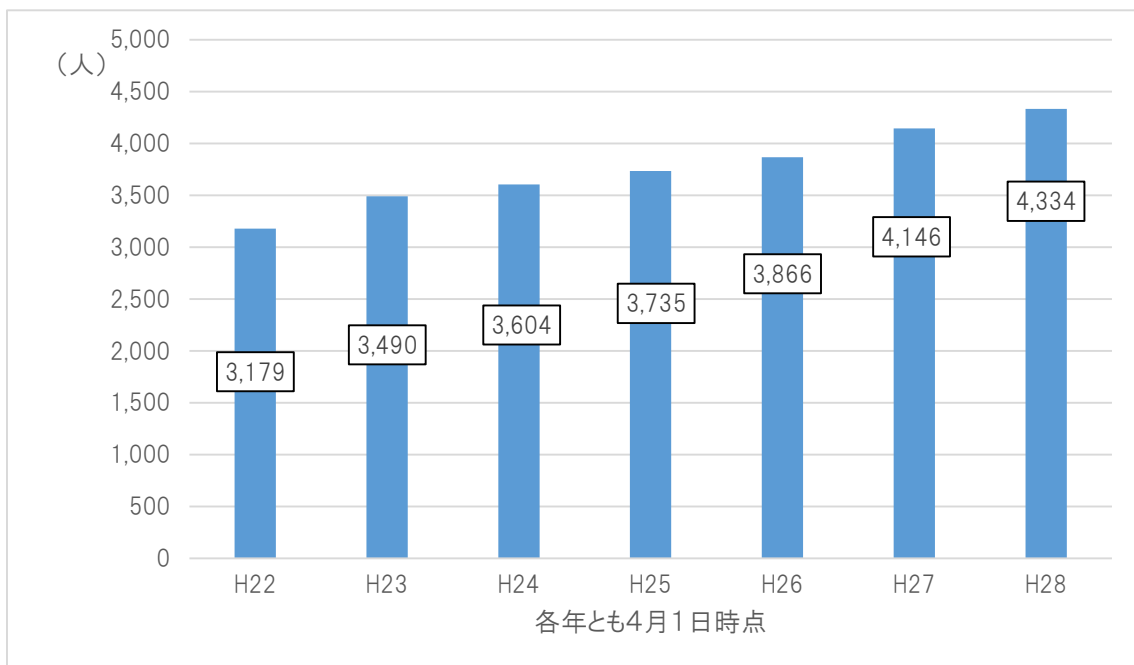
要介護認定者の増加に比例して、認知機能の低下がある方が増え続けていることから《[下記 図 14 参照](#)》、認知症の方に対する支援については、第6期において重点事項に掲げ、取組を進めてきました。

国では、平成27年1月に策定した認知症施策推進総合戦略（通称：新オレンジプラン）において、「認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現」を掲げています。

新オレンジプランの実現のため、第7期でも、認知症対策に重点的に取り組み、より具体的で効果的な施策の展開を図ります。

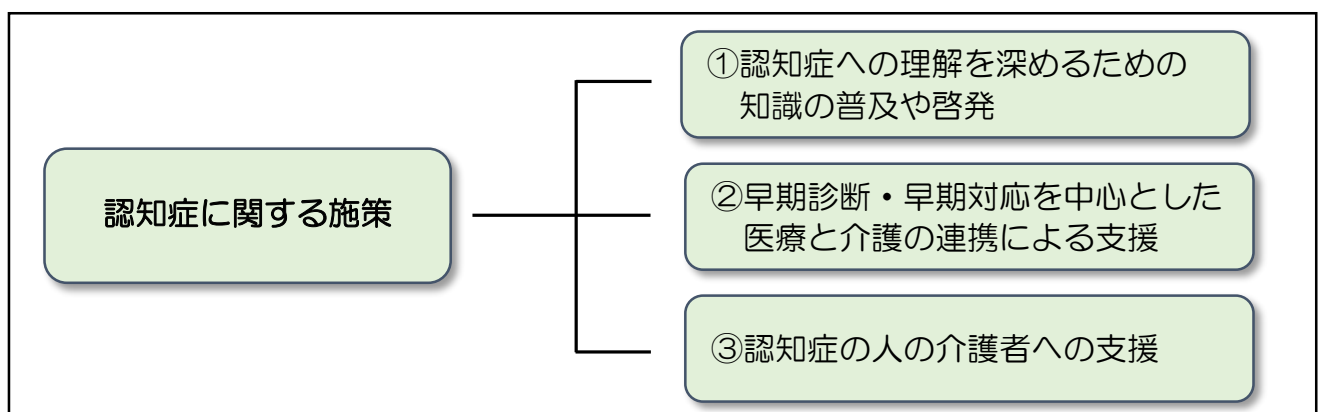
施策の体系として、「①認知症への理解を深めるための知識の普及や啓発」、「②早期診断・早期対応を中心とした医療と介護の連携による支援」、「③認知症の人の介護者への支援の推進」に分類し《[下記 図 15 参照](#)》、これらをバランスよく実施していきます。

図 14) 認知機能の低下があると評価された要介護（要支援）認定者数の推移



*注：図 14 は、要介護（要支援）認定の主治医意見書において、認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ a（買い物、金銭管理等それまでできたことにミスが目立つ等）以上の評価を受けた方の数です。

図 15) 認知症施策の分類



①認知症への理解を深めるための知識の普及や啓発

ア) 認知症サポーター養成事業（介護支援課）

【事業概要】

高齢者なんでも相談室が中心となって、地域住民や銀行、スーパーマーケットなどの職場等を対象として、認知症に関する正しい理解の普及を図る、認知症サポーター養成講座を開催しています。講座修了者には、「オレンジリング」が交付され、認知症の人やその家族が安心して暮らし続けられる地域づくりの支援者となります。

第6期では、地域の自治会や専門学校、小学校、高校での実施のほか、新たに中学校や郵便局、銀行といった職場からの依頼による講座も実施しました。

サポーター養成講座修了者は、平成29年10月1日時点で、11,040人となっています。

【取組の方向性】

認知症を抱える人は今後も増加していくものと見込まれます。したがって、認知症サポーターの養成は、引き続き取り組むべき施策と捉えています。

より多くの市民に受講していただくため、認知症サポーター養成講座を生活に密着した薬局や銀行、交通機関職員、さらに認知症の方の支援に関わる警察や施設の方に向けて積極的に開催していきます。また、既に認知症サポーター養成講座を受講した方が一歩前進した学習や実践的な活動ができるようなフォローアップの機会を設けていきます。

項目		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
計画値	サポーターの常駐 している施設等	70箇所	78箇所	86箇所

イ) 認知症に関する講座・「認知症を知る月間」の開催（介護支援課）

【事業概要】

地域住民の認知症に対する理解を深めてもらうために、高齢者なんでも相談室では、地域住民を対象とした認知症に関する講座を開催しています。

また、平成26年度から世界アルツハイマーデー（9月21日）に合わせ、9月を「認知症を知る月間」としています。地域住民の認知症に対する理解を深め、認知症になっても安心して生活を続けられる地域づくりを進めるため、各種イベントを実施し、相乗的な普及効果を図っています。

【取組の方向性】

高齢者なんでも相談室では、今後も地域に密着した方法で認知症の知識の普及を図る機会を設けていきます。

また、「認知症を知る月間」では、認知症に関する講演会や認知症川柳コンテストなど、広く市民を対象にした認知症の普及啓発に関する企画を実施していきます。

また、事業を通して、若年性認知症等の疾病特性に関する理解を図るよう取り組みます。

②早期診断・早期対応を中心とした医療と介護の連携による支援

ア) 認知症ケアパス(状態に応じた適切なサービス提供の流れ)の普及(介護支援課)

【事業概要】

標準的な認知症ケアパスとは、認知症を発症したときから、生活機能障害が進行していく中で、その進行状況にあわせて、認知症の人が、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスや成年後見制度等を利用すればよいか、大まかな道筋を示したものです。

第6期には、認知症について正しく知っていただき、心配になったときや困ったときに相談できる窓口を知ってもらうこと、元気なうちに自分は何ができるかを知ってもらうことに重点を置き、現在の認知症に関する情報を整理した、流山市認知症ケアパス「知ってて安心 認知症安心ガイドブック」を作成しました。ホームページや介護支援課、高齢者なんでも相談室等で配布しています。

【取組の方向性】

適時情報を更新し、状態に応じた適切なサービスが提供されるよう、相談や認知症に関する講座等の機会に情報提供していきます。

図 16) 流山市認知症ケアパス「知ってて安心 認知症安心ガイドブック」



イ) 認知症の早期対応システムの構築（介護支援課）

【事業概要】

認知症を抱える人への対応は、その発症の早期の時点において、本人及び家族に対し、医療機関への受診、必要に応じた介護サービスの利用に結びつけることが重要です。

早期の対応を行う仕組みとして、介護支援課に「認知症初期集中支援チーム」を設置し、認知症サポート医などの専門医からの助言を受けつつ、本人の居宅を訪問し、その状態を観察・評価して、医療・介護のサービスや制度の利用につながるよう包括的・集中的に支援しています。

また、「認知症地域支援推進員」は、認知症対応に特化した活動に従事し、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援のほか、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行います。

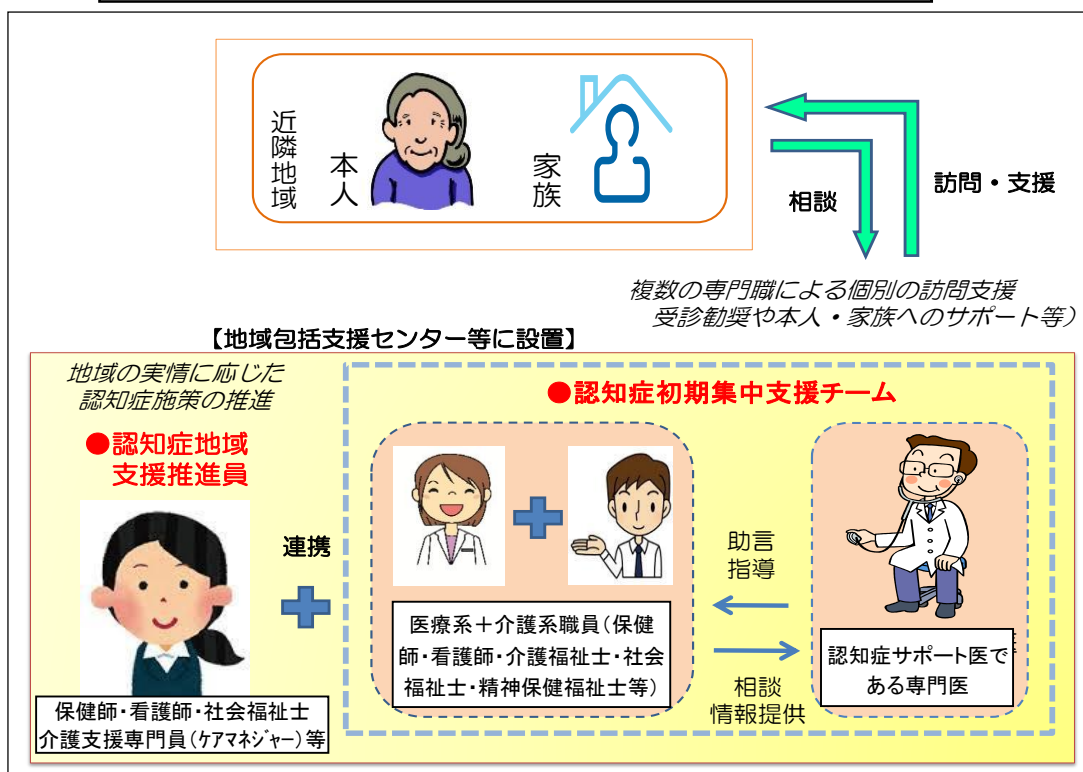
【取組の方向性】

「認知症初期集中支援チーム」については、流山市在宅医療介護連携拠点事業《P92～93参照》で検討・議論し、平成27年度末に設置しました。第7期においても引き続き体制の強化や早期対応に努め、対応方法のノウハウの構築や関係機関とのスムーズな連携体制の構築を目指していきます。

「認知症地域支援推進員」については、各圏域の高齢者なんでも相談室や市内の高齢者福祉施設へ配置できるよう整備を進め、認知症に関する相談窓口の拡大に努めていきます。

項目		平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画値	認知症地域支援推進員の人数	20人	24人	28人

図 17) 認知症初期集中支援チーム等のイメージ



③認知症の人の介護者への支援

ア) SOSネットワーク（高齢者生きがい推進課）

【事業概要】

警察、市、金融機関、学校、医療機関、老人ホーム、コンビニエンスストア等と連携するとともに、安心メールで市民にも協力を依頼し、早期に徘徊等の行方不明者を発見・保護し、徘徊する高齢者を介護する家族などの安心の一助を図ります。

【取組の方向性】

徘徊等の行方不明者が広域的に移動した場合、1市だけでの対応では困難となっています。また、徘徊等による行方不明者が発生した場合は、迅速に情報共有を行うことが必要です。夜間や休日の連絡には制約が生じることがあります。

認知症の人や家族の不安感の軽減を図るため、今後も事業の継続を図るとともに、広域対応、夜間、休日対応を検討していきます。

また、流山市安心メールを活用し、迅速な情報収集に役立てます。

イ) 交流・社会参加の支援（介護支援課）

【事業概要】

介護者支援のため、認知症介護の知識等の習得及び家族（介護者）同士の情報交換や交流を図ることを目的として、市及び高齢者なんでも相談室が隔月で認知症を介護する家族のための集いを開催しています。助言者や専門職員から認知症に関する情報提供やアドバイスをおこない、介護者の心身の健康保持や介護負担の軽減に努めています。

【取組の方向性】

認知症を抱える方を介護する家族のための集いでは、家族が一人で抱え込まないなど、介護者の精神的負担の軽減を図るよう運営していきます。そこで、参加者が「参加をしてよかった。」と思えるような、場を提供していくためにアンケートによる定期的な評価を実施していきます。

第6期で民間事業者が主催する「オレンジカフェ」が立ち上がっており、第7期でも、継続した活動及び立ち上げの支援を行っていきます。

また、若年性認知症に関する支援の方法を検討していきます。

(5) 介護人材に関する施策（介護支援課）

国の推計では、2025年（平成37年）に向けて、介護人材は、おおよそ237万人から249万人が必要と推計しています。現在、全国的な課題として、医療・介護人材の不足が懸念されています。介護人材の確保・定着を図っていく必要があります。

介護人材の確保対策に関しては、国、県、市が、それぞれの立場に応じた取組みを行っています。国では、介護報酬改定を通じた処遇改善を図っており、千葉県では、平成26年4月に、千葉県福祉人材確保・定着推進方針を策定し、県、市町村、各関係団体、事業者が連携して介護人材の確保に取り組んでいくことを定めています。

介護人材に関する施策は、国、県、市が連携をとりつつ、それぞれの役割に応じた取組が必要です。今後も、県と連携を密にして、必要な施策に取り組み、介護人材の確保を図ります。

①介護職員初任者・実務者研修受講費助成事業

【事業概要】

市内に就業する介護職員の育成と、介護施設等への就労を支援することを目的として、介護職員初任者・実務者研修受講者のうち、研修終了後、3か月以上市内の介護保険施設・事業所に勤務している方を対象に研修受講費用の一部を助成します。【平成28年度より開始しました。】

【取組の方向性】

高齢者の増加に伴い介護人材の不足が予想されます。介護人材の育成と就労支援のため引き続き初任者・実務者研修の受講費の助成をしていきます。

②地域住民への介護理解促進事業（ちょっともっと介護塾）

【事業概要】

介護職を離職中の人やキャリアアップを目指している人、又は介護職に関心のある市民等を対象に、在宅介護の知識や情報、技術等を習得する講座を設け、介護を担うことに対しての心構えや意識啓発につながるための事業を市内の介護福祉士養成校に委託し実施しています。

今後の介護の担い手のすそ野拡大による人材確保と、知識や技術等の取得による介護者支援を目的としています。

【取組の方向性】

当該事業は平成28年度から開始した事業です。今後も介護従事者の担い手の確保や介護従事者への知識・技術の習得の機会、在宅で家族を介護する方の不安を解消していくため、継続して実施していきます。また受講者が増えるよう周知に力を入れていきます。

5 介護と医療の連携推進

(1) 流山市在宅医療介護連携拠点事業の展開

ア) 流山市在宅医療介護連携拠点事業導入の背景

地域包括ケアシステムを確立するためには、24時間365日、在宅療養者が安心して過ごせる環境づくりとして、とりわけ医療と介護の連携が重要であるとされています。そこで、医療や介護の関係職種が円滑に在宅療養者を支援できる総合的、一体的な仕組みの構築を図ることを目的に流山市在宅医療介護連携拠点事業を実施しています。

イ) これまでの取組

市内の医療、介護の職能団体の代表からなる「流山市在宅医療介護連携会議」と医療、介護専門職の顔の見える関係づくりを目的とした「介護と医療をつむぐ会」を設置、開催し在宅療養の場で実際の連携が図られるような仕組みづくりを進めました。また、ICT（Information and Communication Technology）を活用した情報共有システムを導入し多職種連携システムの効率的・効果的な運用を図りました。

平成28年度に「流山市在宅医療介護連携拠点事業実施計画」を策定し、計画を達成するために、流山市在宅医療介護連携会議において「多職種連携・体制構築部会」「研修・啓発部会」を設置し目標達成に向けて具体的な課題の解決に取り組んでいます。また、東京理科大学と協働し目標値の算出を試みています。

ウ) 取組の方向性

国の定める8つの事業項目から、流山市在宅医療介護連携拠点事業の6つの柱を設定し、「流山市在宅医療介護連携拠点事業実施計画」を策定しました。目標達成に向けて、流山市在宅医療介護連携会議の部会（多職種連携・体制構築部会、研修・啓発部会）と、職能団体、つむぐ会が連動【図18参照】しながら、具体的な活動を実施していきます。

また、地域包括ケアシステムや在宅療養をテーマとした広報紙（おうち療養情報紙「もっと安心 ずっと流山」）の作成や、市ホームページで在宅医療・介護に関する情報提供、市民を対象とした講演会をおこない、市民へ向けた啓発にも取り組んでいきます。

※流山市在宅医療介護連携会議 各部会の役割

<多職種連携・体制構築部会>

訪問診療（在宅医療）の推進と在宅療養における医療と介護の連携体制を、各職能団体の協力を得ながら構築する。

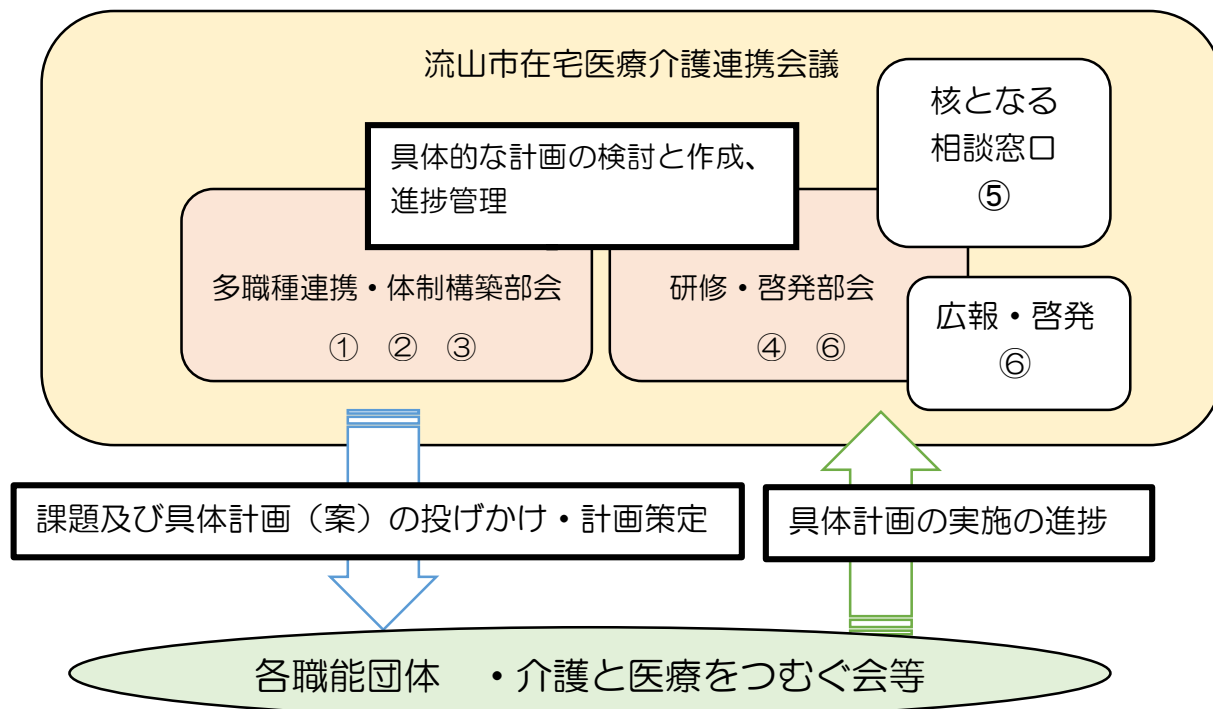
<研修・啓発部会>

介護・医療職のスキルアップのための研修会・勉強会等の企画・立案をし、顔の見える関係づくりの拡充を図り、医療依存度の高い在宅療養者のケアや、看取りを支える体制を構築する。また、在宅医療介護の推進のための市民啓発の在り方を検討する。

図18) 流山市における計画

流山市在宅医療介護連携拠点事業実施計画	
<p><理念></p> <p>医療や介護が必要になっても住み慣れた地域で安心・安全に自分らしく生活ができる。希望すれば、最期は自宅で亡くなる事ができる。</p>	
<p><理念を実現するための柱></p> <ul style="list-style-type: none"> ①在宅療養、看取りを支える訪問診療医・往診医を増やす。 ②バックベッド⁶の確保 ③医療・介護の迅速かつスムーズな情報連携 ④医療職・介護職の人材が増え、介護職も医療依存度の高い方のケアや看取りのケアができるようになる。 ⑤流山市の核となる相談窓口の設置 ⑥市民が在宅医療について理解している。 	
<p><目標> 平成34年(2022年)までに、在宅療養者を人生の最期まで支える24時間365日緊急対応可能な医療と介護の連携システムの構築を図る。</p>	

図19) 流山市における取組体制



⁶ バックベッド…在宅での療養を行っている患者の病状の急変等により入院が必要になった場合に、円滑に入院できる医療機関の体制。

6 在宅での生活の継続を支える地域づくり

(1) 地域の支え合い活動の推進

① 地域支え合い活動の推進（社会福祉課）

【事業概要】

地域支え合い活動は、災害時の支援と孤独死防止に向けた日常からの支え合いを両輪とする事業です。世帯全員が75歳以上の高齢者世帯、要介護認定の方、障害をお持ちの方などを、市、自治会、民生委員・児童委員、消防・警察など地域ぐるみで見守る仕組みです。

支援を必要とする方のうち同意が得られた方について、「支え合い活動対象者名簿」に情報を登載し、市と協定を結んだ自治会等の活動団体に提供しています。提供された名簿をもとに避難訓練や日常的な声かけ活動を行ってもらい、地域ぐるみの支え合い体制づくりを促進します。

【取組の方向性】

市では、より多くの自治会に地域支え合い活動に参加してもらえるよう、民生委員や自治会と連携して地域支え合い活動の普及啓発に努めています。また、協定締結後も地域支え合い活動の定着が図られるように、活動を開始した自治会との情報交換・活動事例の提供を通して、継続的な活動への取組をサポートしていきます。

図 20) 地域支え合い活動推進条例における各主体の役割と連携のイメージ



項目		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
計画値	活動自治会数	100自治会	120自治会	140自治会

② 生活支援コーディネーターの配置（介護支援課）

「生活支援コーディネーター」は、地域の高齢者が抱える生活支援ニーズや地域の課題を把握し、ニーズに応じた支援のほか、関係者間のネットワークづくりや課題解決にむけた役割を担います。

市内に生活支援コーディネーターを1名配置し、高齢者なんでも相談室等と連携し、社会資源の把握や支援ニーズの収集に努めています。

【取組の方向性】

生活支援コーディネーターが把握した地域の課題について、介護支援課は必要に応じ、関係機関とともに課題の解決に向けた取組を検討していきます。

国のガイドラインでは、NPO、社会福祉法人などの地域の関係者のネットワーク化を図り、協議体の設置を図ることが示されていますが、既存のさまざまな会議を活用し、必要に応じて部会を立ち上げる等により、柔軟に対応していきます。

(2) 高齢者の権利擁護に係る施策の推進

① 高齢者虐待防止ネットワーク事業（介護支援課）

【事業概要】

高齢者虐待の予防、早期発見、早期対応のための体制を構築するために、平成20年に創設した「流山市高齢者虐待防止ネットワーク」で、関係機関のネットワークを強化し、高齢者の権利擁護を図ることを目指しています。

【取組の方向性】

ネットワークでは、会議を行うことで抽出された課題を検討し、専門的な見地から助言を得ながら、地域課題を抽出し、政策形成につなげます。さらに、関係機関の連携強化を図ります。

また、研修会でも、関係機関の連携強化及び高齢者虐待の予防、早期発見、早期対応の意識づけをおこないます。

さらに、第6期において改訂をおこなった「流山市高齢者虐待対応マニュアル」を活用し、市内の関係機関へ高齢者虐待の早期発見と適切な対応につなげていきます。

② 消費生活対策（コミュニティ課）

【事業概要】

高齢者が消費者被害に遭わないよう、情報提供や未然防止のための啓発講座やパネル展を開催して注意喚起を図ります。

【取組の方向性】

流山市消費生活センターでの過去3年間の相談件数は1,200件台で推移していますが、高齢者が契約当事者である相談は年々増加しており、平成28年度は60歳以上の相談が全体の40%を超えています。

今後も市内の高齢者数は増加を続けることから、老人会・高齢者なんでも相談室等での啓発講座を積極的に行うなど、高齢者被害の未然防止に努めていきます。

項目		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
計画値	啓発講座開催回数	50回	50回	50回
	パネル展開催回数	8回	8回	8回

(3) 成年後見制度の研究・促進

①計画の背景（介護支援課・障害者支援課）

【成年後見制度とは】

認知症や精神上的の障害により判断能力が不十分であるために契約等の法律行為における意思決定が困難な人について、成年後見人・保佐人・補助人がその判断能力を補うことによって、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護することです。今後、認知症高齢者の増加や単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中、本制度の重要性はますます高まっています。

【成年後見制度の現状と課題】

現在の成年後見制度の利用者数は全国的に増加傾向にあるものの、その利用者数は平成28年12月末時点で約20万人程度に留まっています。また、後見・保佐・補助類型のうち後見類型の利用者の割合が全体の約80%を占めています。社会生活上の大きな支障が生じない限り成年後見制度があまり利用されず、判断能力が低下した時に備え、自分の後見の在り方を自らの意思で決定するという自己決定の尊重理念が実現されていないケースも多いと推測されています。

【成年後見制度の利用促進に向けた取組】

国において、平成29年から平成33年までの5か年を対象とする成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月24日閣議決定。）が策定されました。流山市もこれを勘案し、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な方向性を定めるものです。

②市の取組（介護支援課・障害者支援課）

ア 成年後見制度活用促進事業

【事業概要】

成年後見制度の普及・啓発促進のため、市民向け講演会や弁護士・社会福祉士による無料相談会を実施するとともに、専門職に対するスキルアップのための研修会を実施し、制度の活用促進を図っています。

【取組の方向性】

第7期においては、国基本計画を踏まえ、任意後見や保佐・補助類型の活用が有効なケースなどを具体的に周知啓発し、早期の段階から成年後見制度の利用について住民が身近な地域で相談できるよう、高齢者なんでも相談室や地域における専門職を単位とした相談体制を強化します。併せて、権利擁護支援の重要性や専門職との連携の重要性等に関して正しい認識をもち、気づき・つなぎの能力を高めることにより、権利擁護支援の必要な人を地域で発見し、必要な支援に結びつける、一連の流れを重視した体制整備を行っていきます。

また、一般市民における成年後見制度の認知度はまだ低く、具体的な効果等についてはよく知られていません。したがって、市民の皆様が成年後見制度の利用をより現実的なものとするため、制度の実用的な活用方法等について周知啓発していきます。

イ 成年後見制度利用支援事業

【事業概要】

身寄りがなく成年後見の申立てをする親族がない高齢者等に対する市長申立て及び低所得者の申立てに要する経費並びに報酬費用の一部または全部を助成することによる経済的な支援を行います。

【取組の方向性】

第7期においては、成年後見制度活用促進事業により相談体制を強化したことによる市長申立て件数の増加が予想されることに伴い、今後も市長申立てに係る申立て費用及び報酬費用の一部又は全部の助成を継続していきます。

③地域連携ネットワークについて（介護支援課・障害者支援課）

国において、平成29年度から相談体制・地域連携ネットワークの構築支援に係る事業が行われています。流山市では、この事業による各地域の先進的な取組例等を参考にして、実情を踏まえながら地域連携ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）の構築を進めていきます。

第7期計画においては、まず、①成年後見制度利用のニーズの把握及びその方法の検討並びに②現存する地域資源の発掘及び整理を重点的に検討していきます。その上で、③県からの広域的な観点からの検討・支援を十分に取り入れながら、総合的に体制が整ったと判断される段階でネットワークを構築していきます。



ネットワークの整備・運営機能を担う中核機関についても、その期待される役割の性質からその設置は市町村の責任で行う必要がありますが、地域の実情に応じた形で柔軟に設置できるよう十分に検討していきます。



ネットワークにおいて期待される役割のうち、広報機能・相談機能については、ネットワーク構築前から既存の事業を活用することにより、その役割を果たしていきます。担い手の育成・活動の促進等といった成年後見制度利用促進機能や見守り体制の整備による安心して利用できる環境整備等その他の機能については、ネットワークにおいて整備していきます。特に、後期高齢者人口が増加することにより、成年後見制度の需要も増加するため、担い手となる市民後見人の育成を考えていかなければなりません。しかし、市民後見人に対する市民の認知度が低いため、まずは現状の課題を抽出・分析し、推進していきます。

図 21) 流山市成年後見制度利用促進に関する基本的方向性

①相談体制の強化等

- ・高齢者なんでも相談室や地域における専門職を単位とした相談体制の強化
- ・制度の実用的な活用方法等の周知啓発

②市内の状況整理

- ・制度利用に係るニーズの把握、方法の検討
- ・既存の地域資源の発掘、整理
- ・国、県からの広域的支援等

③ネットワーク整備

- ・担い手（市民後見人・法人後見）の育成、活動の促進等
- ・安心して利用できる環境整備
- ・中核機関の設置、運営等

成年後見制度 3 類型の概要について

類型	後見を受ける本人の判断能力等	概要
後見	全くない	<p>法律上当然に代理権及び取消権が付与される。</p> <p>後見人は本人（被後見人）に代わって、本人の財産を管理し、本人のために介護サービスの契約を締結するなど、本人に代わって法律行為をする権限（代理権）が与えられています。また、本人（被後見人）がした行為は、日用品の購入その他日常生活に関する行為を除き、本人に不利益なものと認められるものを取り消す権限（取消権）があります。</p>
保佐	著しく不十分	<p>民法で規定されている特定の法律行為についてのみ同意権・取消権を有する。また、<u>審判によって</u>特定の法律行為について代理権を付与することも可能。</p>
補助	不十分	<p><u>審判によって</u>民法で規定されている特定の法律行為について同意権・取消権を付与できる。また、<u>審判によって</u>特定の法律行為について代理権を付与することも可能。</p>

(4) 地域で安心して暮らすための支援

① 防火・防災・緊急体制（防災危機管理課・社会福祉課・予防課）

【事業概要】

自治会や関係機関等と連携し、災害が発生した場合に自力で避難することが困難な高齢者等（避難行動要支援者）の避難支援体制の構築に取り組みるとともに、災害時に配慮を要する高齢者等（要配慮者）に対応できる福祉避難所の確保を図ります。

単身高齢者宅の防火診断の実施と住宅用火災警報器の設置を促進することにより、火災予防に努めています。

【取組の方向性】

東日本大震災の教訓を踏まえて改正された災害対策基本法及び地域支え合い活動推進条例に基づき、避難行動要支援者の避難支援に当たる自治会等に、平常時から「避難行動要支援者名簿」を提供し、災害時に地域において迅速かつ円滑に避難支援活動が行える体制の構築に努めます。

通常の避難所では対応できない要配慮者の受け入れ先として、特別養護老人ホーム等を福祉避難所として使用できるよう社会福祉法人等と協定を締結してきました。今後も新たな施設等の開設にあわせて協定を締結するとともに、要配慮者に対応した食糧の備蓄も進めていきます。

単身高齢者宅の防火診断の実施と住宅用火災警報器の設置を促進することにより火災予防に努めていきます。

② 防犯対策（コミュニティ課）

【事業概要】

流山市内で高齢者が振り込め詐欺等の犯罪に遭わないよう、所轄警察署等の関係機関と連携し街頭啓発を行うなどの活動を実施することで防犯意識の向上を図ります。

また、地域の中での防犯活動を推進し、高齢者の防犯意識の向上を図り、高齢者を対象とした防犯対策の啓発を図ります。

【取組の方向性】

所轄警察署及び関係機関と連携し、啓発品の配布や街頭啓発を行うなどの活動を実施していきます。高齢者が犯罪に遭わないよう、地域での防犯活動を推進するため、活動支援体制の強化を図ります。

また、市内犯罪情報の周知を図るため、安心メールで市内犯罪発生情報を随時配信し、防犯関係団体からは犯罪情報を文書で配布するなど、引き続き広報活動を継続していきます。

③ 交通安全対策（道路管理課）

【事業概要】

高齢者を対象とした交通安全の啓発並びに交通安全施設の設置・管理を行っています。

【取組の方向性】

高齢者人口が増加傾向にあり、高齢者が関係する交通事故が多発することが予測されることから、交通安全教育の充実及び啓発指導を推進し、交通事故防止に取り組みます。さらに、交通安全施設の設置・補修についても併せて推進します。

7 高齢者の住まいに係る施策の推進

(1) 高齢者が安心して居住する場の確保

① 高齢者の住み替え支援（建築住宅課・高齢者生きがい推進課）

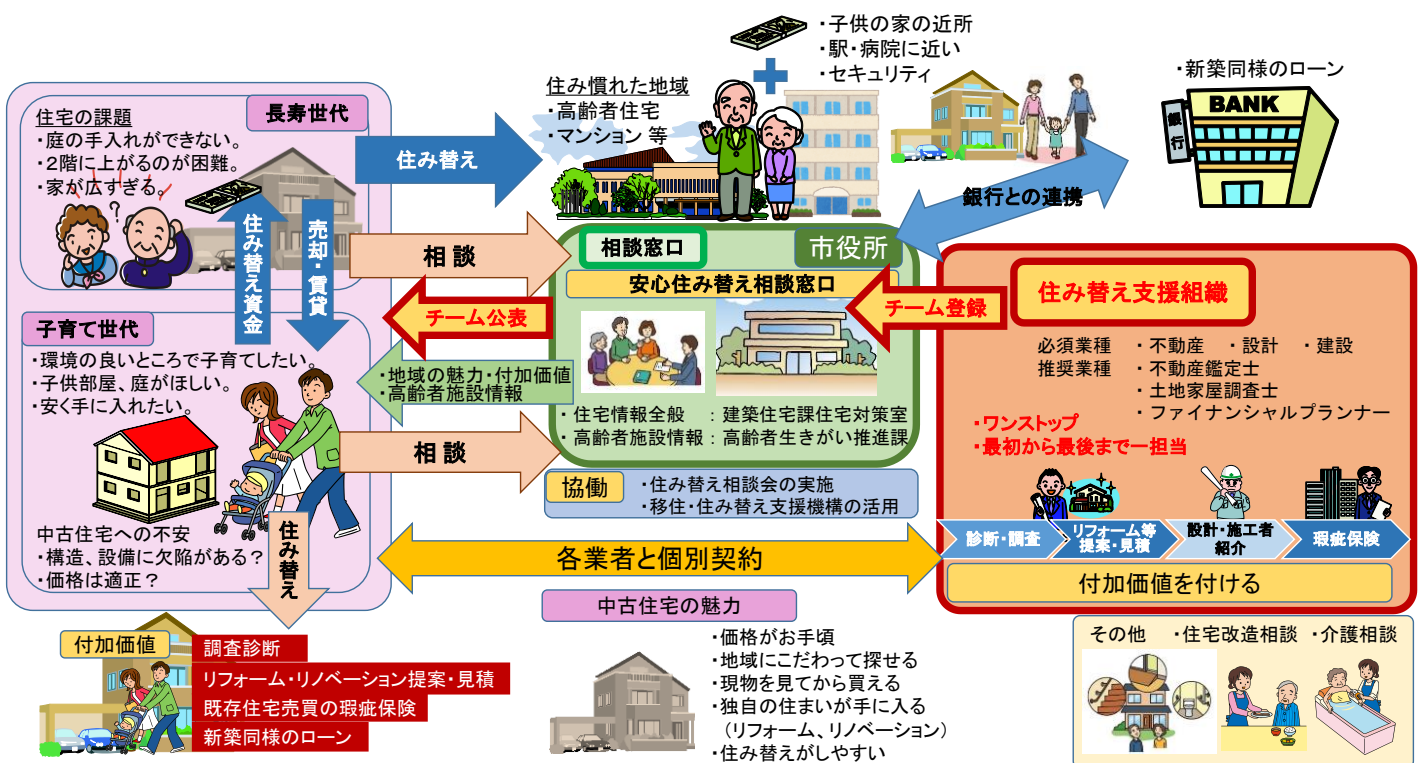
【事業概要】

既存市街地を中心に高齢化が進む中で、所有する戸建住宅の維持管理が困難になり、住み続けることが困難になる高齢者が増えています。住宅の賃貸や売却、リフォームや二世帯住宅への建て替え、マンションへの住み替えや高齢者向け住宅等への入居など、高齢者の住み替えに関する相談窓口を設け、高齢者が安心して本市に住み続けられるよう支援します。

【取組の方向性】

高齢者の住み替えやその後の土地・建物の有効活用を支援する「高齢者住み替え支援制度」や住み替え相談会などを通じて、高齢者が安心して本市に住み続けられるよう支援していきます。

図 22) 高齢者住み替え支援制度



② ケアハウス（高齢者生きがい推進課）

【事業概要】

原則として60歳以上で、自炊ができない程度の身体機能の低下が認められ、または高齢のために独立して生活するには不安が認められ、家族の援助を受けられないといった自立生活に不安のある高齢者の居住場所として、ケアハウスの情報を提供します。

【取組の方向性】

ケアハウスへの入居を必要とする方に対して、既存施設の情報を丁寧に説明していきます。

③ サービス付き高齢者向け住宅（高齢者生きがい推進課）

【事業概要】

ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増えている中、自立生活に不安のある高齢者の居住場所が求められています。バリアフリー化され暮らしやすい環境を考慮した住まいとして、民間活力によって、介護付き有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の整備を進めます。

【取組の方向性】

日常生活に不安を抱える高齢者の安心した住まいとしての活用や、訪問介護や通所系サービスなどの利用により介護がより必要な状態になっても、生活の継続ができる住まいとして期待されています。利用ニーズを見極めつつ、民間活力によりバランスよく整備を図っていく予定です。

一方で、入居に際しては、出来る限り流山市民を優先入居させること、他市の被保険者の入居については住所地特例により対応することなど適切な事業者指導を行います。

(2) 在宅の居住環境の整備

① 住宅改修支援事業（介護支援課）

【事業概要】

介護支援専門員（ケアマネジャー）に対して、ケアプランの利用のない場合の住宅改修に係る理由書作成に対する支援を行うことで、適正な住宅改修を支援していきます。

【取組の方向性】

ケアプラン利用のない方の住宅改修の支援として、引き続き実施していきます。

② 住宅改造費の助成（高齢者生きがい推進課）

【事業概要】

運動機能の低下や身体に障害があることで在宅生活に支障がある高齢者が、住み慣れた自宅で安心して暮らせる住環境づくりを支援するため、住宅の改造費の一部を助成します。

【取組の方向性】

高齢者数の増加に伴い、今後ますます利用増加が見込まれることから、利用申請者の実態を把握して適正に執行していきます。

第2章 高齢者を支える介護体制づくり

(介護保険事業のサービス量見込みと保険料)

1 予防給付サービスの推進 (介護支援課)

要支援 1～2の方を対象に、要介護状態にならないよう身体機能の維持・向上を図るサービスです。

【予防給付サービスにおける取組の方向について】

介護予防サービス受給者へのサービスの提供が充足しているのか、不足しているのかを把握し、必要な介護予防サービスを提供できるよう取り組んでいきます。

※ 計画値については、平成27年度から平成29年度の給付実績及び今後のサービス利用者数の増加見込みから推計しました。年延人数・回数・日数は年間の推計、実人数は1か月あたりの利用者数の推計です。

(1) 介護予防訪問看護

【事業概要】

訪問看護が必要と主治医が認めた要支援者を対象に、その居宅において看護師等が療養上の世話または必要な診療の補助を行います。

【取組の方向性】

項目		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
計画値	年延回数	3,053回	3,517回	3,925回
	実人数	60人	69人	77人

(2) 介護予防訪問リハビリテーション

【事業概要】

訪問リハビリテーションが必要と主治医が認めた要支援者を対象に、その居宅において、心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーションを行います。

【取組の方向性】

項目		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
計画値	年延回数	1,015回	1,171回	1,440回
	実人数	13人	16人	21人

(3) 介護予防居宅療養管理指導

【事業概要】

要支援者を対象に、病院等の医師、歯科医師、薬剤師等が療養上の管理及び指導をします。

【取組の方向性】

項目		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
計画値	年延人数	624人	720人	864人
	実人数	52人	60人	72人

(4) 介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

【事業概要】

通所リハビリテーションが必要と主治医が認めた要支援者を対象に、当該施設において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行い、心身機能の維持回復を図ります。

【取組の方向性】

項目		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
計画値	年延人数	2,016人	2,172人	2,352人
	実人数	168人	181人	196人

(5) 介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）

【事業概要】

要支援者を対象に、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行い、身体機能の維持・向上を図ります。

【取組の方向性】

項目		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
計画値	年延日数	952日	1,075日	1,296日
	実人数	13人	14人	15人

（6）介護予防福祉用具貸与

【事業概要】

心身の機能が低下し、日常生活を営むのに支障がある要支援者を対象に、日常生活上の便宜を図るため、また、要支援者の機能訓練の為に福祉用具を貸与します。

【取組の方向性】

項目		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
計画値	年延人数	3,012人	3,348人	3,768人
	実人数	251人	279人	314人

（7）介護予防特定施設入居者生活介護

【事業概要】

有料老人ホーム等の施設に入居している要支援者を対象に、当該特定施設が計画に基づき入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練及び療養上の世話をします。

【取組の方向性】

項目		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
計画値	年延人数	876人	1,152人	1,476人
	実人数	73人	96人	123人

（8）特定介護予防福祉用具販売

【事業概要】

要支援者に対し、福祉用具のうち入浴または排せつの用に供するもの等を販売します。

【取組の方向性】

項目		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
計画値	年延人数	144人	156人	168人
	実人数	144人	156人	168人

(9) 介護予防住宅改修

【事業概要】

要支援者が在宅での生活に支障がないように、手すりの取り付け等の住宅改修に要する費用を助成します。

【取組の方向性】

項目		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
計画値	年延人数	240人	264人	288人
	実人数	240人	264人	288人

(10) 介護予防支援（介護予防ケアプラン作成）

【事業概要】

要支援認定を受けた方が介護予防サービスを利用するためには、指定介護予防支援事業所（高齢者なんでも相談室）または自己（本人または家族）で作成するケアプランが必要となります。

要支援認定を受けた方が適切なサービスを利用できるように、指定介護予防支援事業所（高齢者なんでも相談室）が利用者の心身の状況等を的確に把握し、介護予防サービスの利用計画を作成し、サービス提供事業者との連絡や調整を行います。

【取組の方向性】

項目		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
計画値	年延人数	5,580人	6,216人	6,996人
	実人数	465人	518人	583人

2 介護給付サービスの推進（介護支援課）

要介護 1～5の方を対象に、自立した生活を継続するためのサービスです。

【介護給付サービスにおける取組の方向性について】

介護サービス受給者へのサービスの提供が充足しているのか、不足しているのかを把握し、必要な介護サービスを提供できるよう取り組んでいきます。

※ 計画値については、平成27年度から平成29年度の給付実績及び今後のサービス利用者数の増加見込みから推計しました。年延人数・回数・日数は年間の推計、実人数は1か月あたりの利用者数の推計です。

■在宅サービス

(1) 訪問介護（ホームヘルプサービス）

【事業概要】

居宅において介護を受ける要介護者（居宅要介護者）に対し、能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、その方の居宅において介護福祉士等が入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話をします。

【取組の方向性】

項目		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
計画値	年延回数	469,760回	498,250回	528,845回
	実人数	1,400人	1,440人	1,482人

(2) 訪問入浴介護

【事業概要】

居宅要介護者の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護をします。

【取組の方向性】

項目		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
計画値	年延回数	4,589回	4,589回	4,589回
	実人数	88人	88人	88人

(3) 訪問看護

【事業概要】

訪問看護が必要と主治医が認めた居宅要介護者に対し、その居宅において看護師等が療養上の世話または必要な診療の補助を行います。

【取組の方向性】

項目		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
計画値	年延回数	48,155回	51,936回	55,297回
	実人数	609人	675人	739人

(4) 訪問リハビリテーション

【事業概要】

訪問リハビリテーションが必要と主治医が認めた居宅要介護者に対し、その居宅において、心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーションを行います。

【取組の方向性】

項目		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
計画値	年延回数	12,767回	12,767回	12,767回
	実人数	104人	104人	104人

(5) 居宅療養管理指導

【事業概要】

居宅要介護者を対象に、病院等の医師、歯科医師、薬剤師等が、療養上の管理及び指導をします。

【取組の方向性】

項目		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
計画値	年延人数	13,380人	14,124人	14,676人
	実人数	1,115人	1,177人	1,223人

(6) 通所介護（デイサービス）

【事業概要】

居宅要介護者を対象に、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練をし、心身機能の維持を図ります。

【取組の方向性】

項目		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
計画値	年延回数	178,153回	183,914回	189,718回
	実人数	1,550人	1,596人	1,648人

(7) 通所リハビリテーション（デイケア）

【事業概要】

主治医により通所リハビリテーションが必要と認められた居宅要介護者を対象に、当該施設において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行い、心身機能の維持回復を図ります。

【取組の方向性】

項目		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
計画値	年延回数	53,383回	54,496回	55,918回
	実人数	583人	584人	586人

(8) 短期入所生活介護（ショートステイ）

【事業概要】

居宅要介護者を対象に、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行い、身体機能の維持・向上を図ります。

【取組の方向性】

項目		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
計画値	年延日数	54,961日	57,288日	59,446日
	実人数	385人	387人	390人

(9) 短期入所療養介護（ショートケア）**【事業概要】**

居宅要介護者を対象に、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、身体機能の維持・向上を図ります。

【取組の方向性】

項目		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
計画値	年延日数	2,993日	2,993日	2,993日
	実人数	36人	36人	36人

(10) 福祉用具貸与**【事業概要】**

心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある居宅要介護者の方に、日常生活上の便宜を図るため、また、要介護者等の機能訓練の為に福祉用具を貸与します。

【取組の方向性】

項目		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
計画値	年延人数	23,712人	24,276人	24,888人
	実人数	1,976人	2,023人	2,074人

(11) 特定施設入居者生活介護**【事業概要】**

有料老人ホーム等の施設に入居している要介護者を対象に、当該特定施設が計画に基づき入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練及び療養上の世話をします。

【取組の方向性】

第7期介護保険事業計画中に150床の整備を進めます。介護付有料老人ホームは住所特例の対象施設であり、流山市外の方が入居しても本市の被保険者とはなりません。そのため150床のうち、約7割である105床に本市の被保険者が入居するものとして計画値を作成しました。

項目		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
計画値	年延人数	3,720人	3,888人	4,068人
	実人数	310人	324人	339人

(12) 特定福祉用具販売

【事業概要】

居宅要介護者に対し、福祉用具のうち入浴または排せつの用に供するもの等を販売します。

【取組の方向性】

項目		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
計画値	年延人数	396人	444人	468人
	実人数	396人	444人	468人

(13) 住宅改修費の支給

【事業概要】

居宅要介護者が在宅での生活に支障がないように、手すりの取り付け等の住宅改修に要する費用を助成します。

【取組の方向性】

項目		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
計画値	年延人数	420人	432人	444人
	実人数	420人	432人	444人

(14) 居宅介護支援（ケアプランの作成）

【事業概要】

要介護認定を受けた方が介護サービスを利用するためには、居宅介護支援事業所の介護支援専門員（ケアマネジャー）または自己（本人または家族）が作成するケアプランが必要となります。適切なサービスを利用できるように、介護支援専門員が利用者の心身の状況等を的確に把握し、介護サービスの利用計画を作成し、サービス提供事業者との連絡や調整を行います。

【取組の方向性】

項目		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
計画値	年延人数	39,384人	39,900人	40,608人
	実人数	3,282人	3,325人	3,384人

■施設サービス

(15) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

【事業概要】

常時介護を必要とし、居宅での介護が困難な入所者（原則として要介護3以上）を対象に、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常の世話及び機能訓練を行います。

【取組の方向性】

介護老人福祉施設への入所希望は、平成29年7月1日現在で284名です。この入所希望者の解消のため、第7期介護保険事業計画中に、合計110床の整備を進めます。

項目		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
計画値	年延人数	8,940人	9,180人	10,260人
	実人数	745人	765人	855人

(16) 介護老人保健施設（老人保健施設）

【事業概要】

入院して治療をする必要はないものの、在宅での療養が困難な要介護者に対して、看護や機能訓練などのサービスを提供し、家庭への復帰を目指します。

【取組の方向性】

項目		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
計画値	年延人数	2,952人	2,952人	2,952人
	実人数	246人	246人	246人

(17) 介護療養型医療施設（療養型病床群）

【事業概要】

長期にわたり療養を必要とする要援護高齢者を対象に、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護その他の世話及び機能訓練等を行います。

【取組の方向性】

本市の介護療養型医療施設は平成23年度に廃止となりました。表中の人数については他市町村の介護療養型医療施設の利用者見込数です。

項目		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
計画値	年延人数	216人	216人	216人
	実人数	18人	18人	18人

(18) 介護医療院

今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設「介護医療院」が創設されますが、第7期計画介護保険計画期間中の整備の見込みはありません。

3 地域密着型サービスの推進（介護支援課）

住み慣れた地域で暮らし続けることを目的とし、利用者のニーズにきめ細かく対応するためのサービスです。原則として流山市民のみ利用することが出来ます。

【給付サービスにおける取組の方向性について】

介護（予防）サービス受給者へのサービスの提供が充足しているのか、不足しているのかを把握し、必要な介護（予防）サービスを提供できるよう取り組んでいきます。

※ 計画値については、平成27年度から平成29年度の給付実績及び今後のサービス利用者数の増加見込みから推計しました。年延人数・回数・日数は年間の推計、実人数は1か月あたりの利用者数の推計です。

■介護給付

（1）定期巡回・随時対応型訪問介護看護

【事業概要】

要介護高齢者を対象に、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的または密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時対応を行います。

【取組の方向性】

平成29年度に、1事業所がサービスの提供を開始しました。第7期介護保険事業計画中に、2事業所の整備を進めます。今後も利用者は増加していくと考えられます。

項目		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
計画値	年延人数	156人	312人	468人
	実人数	13人	26人	39人

（2）地域密着型通所介護

【事業概要】

平成28年度から、介護給付サービスの通所介護のうち定員18名以下の事業所は、地域密着型サービスに移行しました。居宅要介護者を対象に、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行います。

【取組の方向性】

平成29年10月現在において、14事業所がサービスを提供しています。第7期介護保険事業計画中は、現在の稼働率や定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の普及の観点から、原則新たな整備を行いません。

項目		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
計画値	年延回数	36,576人	38,998人	41,234人
	実人数	342人	356人	368人

(3) 認知症対応型通所介護

【事業概要】

平成29年度において、3事業所がサービスを提供しています。第7期介護保険事業計画中は、現在の稼働率を鑑み、新たな整備は行いません。

【取組の方向性】

項目		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
計画値	年延回数	761回	761回	761回
	実人数	5人	5人	5人

(4) 小規模多機能型居宅介護

【事業概要】

居宅要介護者（居宅要支援者を含む。）を対象に、心身の状況、環境等に応じ、通所サービス、訪問サービス、宿泊サービスの3つのサービスを組み合わせ、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行います。

【取組の方向性】

平成29年度において、4事業所が各日常生活圏域に拠点をもち、サービスを提供しています。第7期介護保険事業計画中は、現在の稼働率を鑑み、新たな整備は行いません。

予防給付サービス分

項目		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
計画値	年延人数	24人	36人	48人
	実人数	2人	3人	4人

介護給付サービス分

項目		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
計画値	年延人数	492人	528人	540人
	実人数	41人	44人	45人

(5) 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

【事業概要】

認知症要介護者（認知症要支援者であって要支援2に該当する者を含む。）を対象に、共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行います。

【取組の方向性】

平成29年度において、11事業所（14ユニット）がサービスを提供しています。第7期介護保険事業計画は、現在の稼働率等を鑑み、新たな整備は行ないません。

項目		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
計画値	年延人数	1,476人	1,476人	1,476人
	実人数	123人	123人	123人

(6) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

【事業概要】

入居定員が29人以下である施設に入居している要介護者を対象に、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練及び療養上の世話を行います。

【取組の方向性】

第7期介護保険事業計画では、介護給付サービスの介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備を予定しているため、新たな整備は行いません。

項目		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
計画値	年延人数	696人	696人	696人
	実人数	58人	58人	58人

(7) 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）

【事業概要】

要介護度が高く、医療ニーズの高い高齢者を対象に、小規模多機能型居宅介護のサービスに、必要に応じた訪問看護を組み合わせたサービスです。

【取組の方向性】

平成29年度に、1事業所がサービスの提供を開始しました。第7期介護保険事業計画では、サービスの安定化を図るため、新たな整備は行いません。

項目		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
計画値	年延人数	348人	348人	348人
	実人数	29人	29人	29人

4 介護予防・日常生活支援総合事業の推進（介護支援課）

(1) 訪問型サービス（第一号訪問事業）

【事業概要】

要支援認定者又は事業対象者（以下「要支援認定者等」といいます。）に対し、居宅において、身体介護及び生活援助を行います。《P65 参照》

【取組の方向性】

項目		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
計画値	年延回数	3,468人	3,768人	4,116人
	実人数	289人	314人	343人

(2) 通所型サービス（第一号通所事業）

【事業概要】

要支援認定者等に対して、施設等の居宅以外の場所において、日常生活上の世話及び機能訓練をし、心身機能の維持・向上を図るものです。《P66 参照》

【取組の方向性】

項目		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
計画値	年延回数	7,020人	7,644人	8,352人
	実人数	585人	637人	696人

(3) 介護予防ケアマネジメント（第一号介護予防支援事業）

【事業概要】

総合事業における介護予防ケアマネジメントは、高齢者なんでも相談室が要支援認定者等に対してアセスメントを行い、その状態、置かれている環境等に応じて、本人が自立した生活を送ることができるようケアプランを作成するものです。《P66 参照》

【取組の方向性】

項目		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
計画値	年延人数	7,416人	8,076人	8,832人
	実人数	618人	673人	736人

5 その他サービスの推進（介護支援課）

（1）介護支援専門員（ケアマネジャー）の支援

【事業概要】

市内の事業所に勤務する介護支援専門員に対し、資質向上のため定期的に情報提供、意見交換、研修会などを開催し、関係機関や関係職種等との連携づくりや、個々の介護支援専門員に対する支援を行います。

【取組の方向性】

第6期と同様に、流山市介護支援専門員連絡会が主体となり、業務の中で課題や社会情勢に応じた研修を積極的に行っていくことで、今後も支援を継続していきます。

（2）シルバーサービス事業者連絡会

【事業概要】

誰もが安心して利用できる社会サービス体制を実現するために、市内で介護サービスを提供する事業者に対し、事業者間の情報共有・サービスの維持向上を目的とした連絡会や研修会開催の支援を行います。

【取組の方向性】

第6期と同様に、流山市シルバーサービス事業者連絡会が主体となり、市内で介護サービスを提供する事業者間の連携や相互補完を進め、介護サービスの安定的な供給体制づくり、情報の共有及びサービスの質の向上を図ります。

（3）介護相談員派遣

【事業概要】

介護相談員が、介護サービス提供する事業所を訪ね、サービスを利用する方等の話を聞き、利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、派遣を受けた事業所における介護サービスの質の向上を図ります。

【取組の方向性】

介護相談員派遣事業の推進のため、活動状況の公表、介護相談員だよりの発行、事業者説明会等により、サービス利用者及び事業者に事業の趣旨の理解を目指していきます。

（4）介護保険制度モニター

【事業概要】

介護保険サービス利用者に限らず、市内の要介護者等へ介護保険制度に対する意見、要望及び介護サービスの情報等を広く公正に聴き、それをもとに市内で提供される介護サービスの質の向上と、介護保険制度の充実を図っていきます。

【取組の方向性】

介護保険制度モニター連絡会議を通じて、介護保険制度に対する意見、要望、情報を提供していただき介護保険サービスの質の向上を図る。また、3年毎の介護保険事業計画の改正に向け、市民の声を反映させます。

(5) 給付適正化

【事業概要】

介護サービス利用者に対して利用状況及び介護給付費を通知し、介護保険への理解と事業所の不正請求防止を図ります。また、市職員が居宅介護支援事業所を訪問し、ケアプランの点検及び指導を行います。

【取組の方向性】

介護保険事業の適正かつ効率的な運営のために、不適切な給付の削減及び自立支援に資するケアプラン指導を通じて、介護給付の適正化を図ります。

項目		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
計画値	介護給付費通知回数	4回	4回	4回
	ケアプラン点検実施事業所数	6事業所	6事業所	6事業所

6 介護保険サービスの事業規模及び介護保険料

(1) 要介護・要支援認定者数の見込み

平成30年度から平成32年度までに、637人増加する見込みです。なお、介護サービスの見込量を推計するにあたって、その基礎となる認定者数の見込みについては、各年度の中央値に近い10月1日時点を基準にしています。

平成30年度

単位：人

		合計	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
男	第1号被保険者	2,525	432	237	624	435	321	256	220
	65～74歳	506	59	37	135	86	89	47	53
	75歳以上	2,019	373	200	489	349	232	209	167
	第2号被保険者	99	12	7	24	26	12	3	15
	総数	2,624	444	244	648	461	333	259	235
女	第1号被保険者	4,859	787	573	1,106	705	625	549	514
	65～74歳	517	97	68	98	87	54	52	61
	75歳以上	4,342	690	505	1,008	618	571	497	453
	第2号被保険者	98	6	4	21	27	24	10	6
	総数	4,957	793	577	1,127	732	649	559	520
計	第1号被保険者	7,384	1,219	810	1,730	1,140	946	805	734
	65～74歳	1,023	156	105	233	173	143	99	114
	75歳以上	6,361	1,063	705	1,497	967	803	706	620
	第2号被保険者	197	18	11	45	53	36	13	21
	総数	7,581	1,237	821	1,775	1,193	982	818	755

平成31年度

単位：人

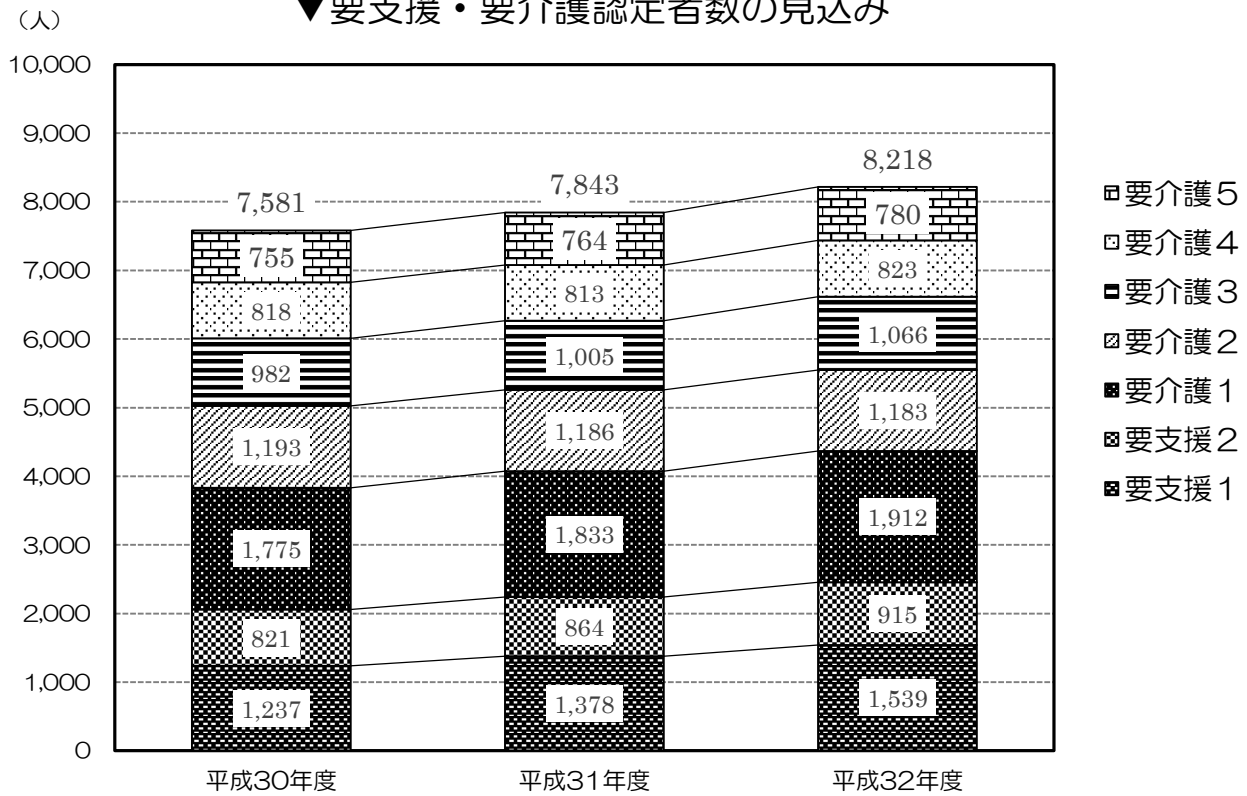
		合計	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
男	第1号被保険者	2,649	494	245	657	434	332	252	235
	65～74歳	531	65	31	144	87	101	47	56
	75歳以上	2,118	429	214	513	347	231	205	179
	第2号被保険者	100	16	7	24	29	8	2	14
	総数	2,749	510	252	681	463	340	254	249
女	第1号被保険者	4,990	862	610	1,130	692	633	548	515
	65～74歳	521	100	77	77	95	51	53	68
	75歳以上	4,469	762	533	1,053	597	582	495	447
	第2号被保険者	104	6	2	22	31	32	11	0
	総数	5,094	868	612	1,152	723	665	559	515
計	第1号被保険者	7,639	1,356	855	1,787	1,126	965	800	750
	65～74歳	1,052	165	108	221	182	152	100	124
	75歳以上	6,587	1,191	747	1,566	944	813	700	626
	第2号被保険者	204	22	9	46	60	40	13	14
	総数	7,843	1,378	864	1,833	1,186	1,005	813	764

平成32年度

単位：人

		合計	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
男	第1号被保険者	2,828	568	256	698	434	361	259	252
	65～74歳	572	74	26	157	88	115	52	60
	75歳以上	2,256	494	230	541	346	246	207	192
	第2号被保険者	99	20	7	24	31	3	1	13
	総数	2,927	588	263	722	465	364	260	265
女	第1号被保険者	5,173	945	652	1,166	683	662	550	515
	65～74歳	535	105	88	56	106	50	56	74
	75歳以上	4,638	840	564	1,110	577	612	494	441
	第2号被保険者	118	6	0	24	35	40	13	0
	総数	5,291	951	652	1,190	718	702	563	515
計	第1号被保険者	8,001	1,513	908	1,864	1,117	1,023	809	767
	65～74歳	1,107	179	114	213	194	165	108	134
	75歳以上	6,894	1,334	794	1,651	923	858	701	633
	第2号被保険者	217	26	7	48	66	43	14	13
	総数	8,218	1,539	915	1,912	1,183	1,066	823	780

▼要支援・要介護認定者数の見込み



	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
要支援認定率	4.6%	5.0%	5.4%
要介護認定率	12.5%	12.5%	12.7%

(2) 介護サービスの利用量の見込み

介護サービスの年間の給付費（千円単位）、年延回数、年延利用人数を推計しました。なお、見込量は、各年度10月1日時点を基準にしています。

① 予防給付サービスの見込量

区分		平成30年度	平成31年度	平成32年度	
(1) 介護予防サービス					
介護予防訪問看護	給付費（千円）	14,231	16,390	18,292	
	年延回数	3,053	3,517	3,925	
	年延人数	720	828	924	
介護予防訪問リハビリテーション	給付費（千円）	2,815	3,236	3,957	
	年延回数	1,015	1,171	1,440	
	年延人数	156	192	252	
介護予防居宅療養管理指導	給付費（千円）	6,829	7,802	9,286	
	年延人数	624	720	864	
介護予防通所リハビリテーション	給付費（千円）	58,482	62,213	67,722	
	年延人数	2,016	2,172	2,352	
介護予防短期入所生活介護	給付費（千円）	6,461	7,300	8,799	
	年延日数	952	1,075	1,296	
	年延人数	156	168	180	
介護予防福祉用具貸与	給付費（千円）	13,615	15,221	17,217	
	年延人数	3,012	3,348	3,768	
特定介護予防福祉用具購入費	給付費（千円）	3,488	3,769	4,051	
	年延人数	144	156	168	
介護予防住宅改修	給付費（千円）	21,769	23,586	25,763	
	年延人数	240	264	288	
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費（千円）	60,445	80,297	101,039	
	年延人数	876	1,152	1,476	
(2) 地域密着型介護予防サービス					
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費（千円）	1,131	1,697	2,263	
	年延人数	24	36	48	
(3) 介護予防支援	給付費（千円）	26,141	29,115	32,764	
	年延人数	5,580	6,216	6,996	
介護予防サービス 合計（予防給付費）		給付費（千円）	215,407	250,626	291,153

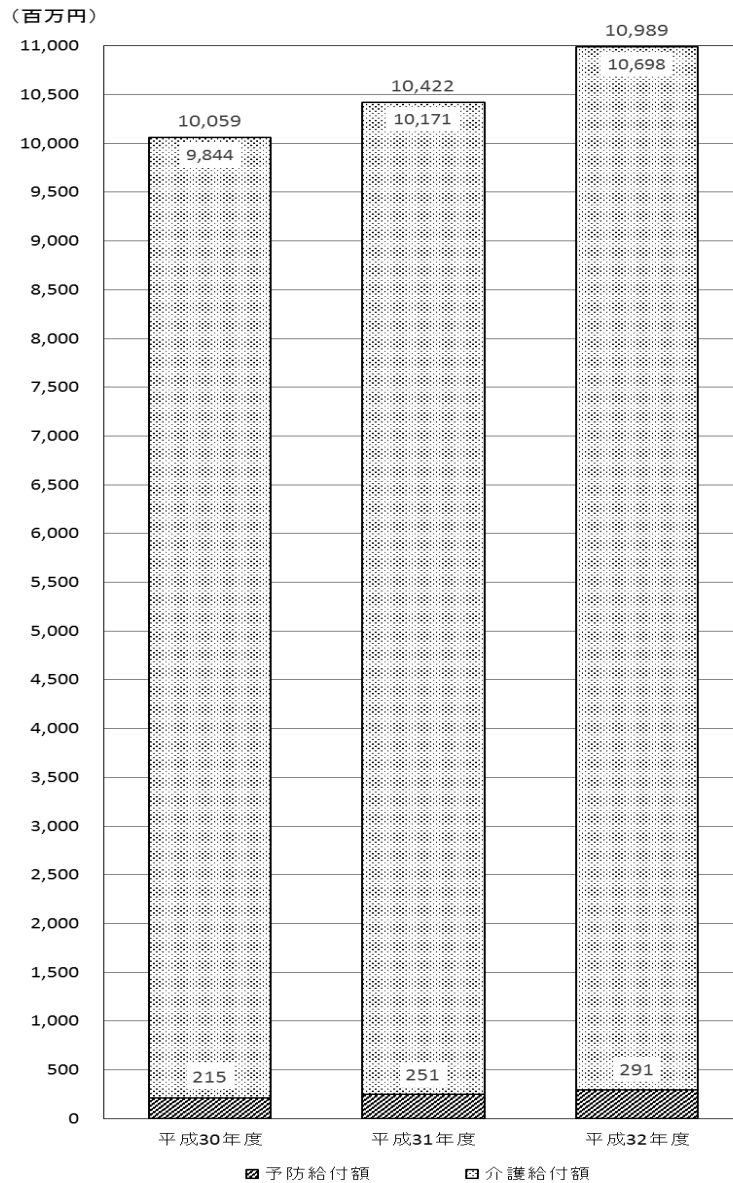
② 介護給付サービスの見込量

		平成30年度	平成31年度	平成32年度	
(1) 居宅サービス					
訪問介護	給付費(千円)	1,263,699	1,337,767	1,417,882	
	年延回数	469,760	498,250	528,845	
	年延人数	16,800	17,280	17,784	
訪問入浴介護	給付費(千円)	55,060	55,060	55,060	
	年延回数	4,589	4,589	4,589	
	年延人数	1,056	1,056	1,056	
訪問看護	給付費(千円)	244,918	262,968	278,314	
	年延回数	48,155	51,936	55,297	
	年延人数	7,308	8,100	8,868	
訪問リハビリテーション	給付費(千円)	38,385	38,385	38,385	
	年延回数	12,767	12,767	12,767	
	年延人数	1,248	1,248	1,248	
居宅療養管理指導	給付費(千円)	173,878	183,245	189,917	
	年延人数	13,380	14,124	14,676	
	給付費(千円)	1,331,474	1,370,214	1,408,136	
通所介護	年延回数	178,153	183,914	189,718	
	年延人数	18,600	19,152	19,776	
	給付費(千円)	430,773	442,975	455,969	
通所リハビリテーション	年延回数	53,383	54,496	55,918	
	年延人数	6,996	7,008	7,032	
	給付費(千円)	459,026	480,869	500,413	
短期入所生活介護	年延日数	54,961	57,288	59,446	
	年延人数	4,620	4,644	4,680	
	給付費(千円)	34,416	34,416	34,416	
短期入所療養介護	年延日数	2,993	2,993	2,993	
	年延人数	432	432	432	
	給付費(千円)	318,931	323,125	325,390	
福祉用具貸与	年延人数	23,712	24,276	24,888	
	給付費(千円)	14,083	15,545	16,187	
	年延人数	396	444	468	
特定福祉用具購入費	給付費(千円)	35,776	35,958	37,035	
	年延人数	420	432	444	
	給付費(千円)	703,456	733,328	765,093	
特定施設入居者生活介護	年延人数	3,720	3,888	4,068	
	(2) 地域密着型サービス				
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費(千円)	25,749	51,498	77,247
年延人数		156	312	468	
給付費(千円)		9,847	9,847	9,847	
認知症対応型通所介護	年延回数	761	761	761	
	年延人数	60	60	60	
	給付費(千円)	102,689	109,643	109,851	
小規模多機能型居宅介護	年延人数	492	528	540	
	給付費(千円)	365,400	365,400	365,400	
	年延人数	1,476	1,476	1,476	
認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	202,297	202,297	202,297	
	年延人数	696	696	696	
	給付費(千円)	90,608	90,608	90,608	
看護小規模多機能型居宅介護	年延人数	348	348	348	
	給付費(千円)	269,539	286,489	302,054	
	年延回数	36,576	38,998	41,234	
地域密着型通所介護	年延人数	4,104	4,272	4,416	
	(3) 介護保険施設サービス				
	介護老人福祉施設	給付費(千円)	2,209,530	2,270,438	2,538,676
年延人数		8,940	9,180	10,260	
給付費(千円)		824,779	824,779	824,779	
介護老人保健施設	年延人数	2,952	2,952	2,952	
	給付費(千円)	81,180	81,180	81,180	
	年延人数	216	216	216	
介護療養型医療施設	給付費(千円)	558,355	564,912	573,894	
	年延人数	39,384	39,900	40,608	
	給付費(千円)	9,843,848	10,170,946	10,698,030	
(4) 居宅介護支援					
介護サービス 合計(介護給付費)					

(3) 介護保険事業にかかる総費用の見込み

費用負担の公平化のため、総給付費及び特定入所者介護サービス費等給付額の調整を行い、調整後の額と高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額及び算定対象審査支払手数料の合計が標準給付費となります。

▼ 総給付費の見込み



▼ 標準給付費の見込み

(単位：千円)

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
標準給付費見込額	10,651,066	11,050,626	11,660,238	33,361,930
総給付費合計	10,059,255	10,421,572	10,989,183	31,470,010
特定入所者介護サービス費等給付額	295,050	305,312	317,808	918,170
高額介護サービス費等給付費	248,082	271,931	298,071	818,084
高額医療合算介護サービス費等給付費	39,359	42,384	45,641	127,384
算定対象審査支払手数料	9,320	9,427	9,535	28,282

(4) 第1号被保険者（65歳以上）の介護保険料の設定

※ 以下の第7期（平成30～32年度）の介護保険料の設定については、現時点における介護報酬額・指標に基づいて試算した結果を示したものです。したがって、今後の国による介護報酬改定等の内容により介護保険料の算定額が変動します。

なお、第7期の介護保険料の決定にあたっては、平成30年第1回定例会（3月）における介護保険条例の改正が伴います。

① 給付費と保険料

65歳以上の方の介護保険料は、介護保険サービスの利用量に対応した必要な財源です。したがって、利用量の増加は保険料の上昇につながるものです。

施設入所待機者の解消や認知症高齢者の増加に対応するため、第7期においても特別養護老人ホームの整備を進めて行く必要がありますので、第7期の介護保険料の算定では、その分の利用量増加も見込んでいます。

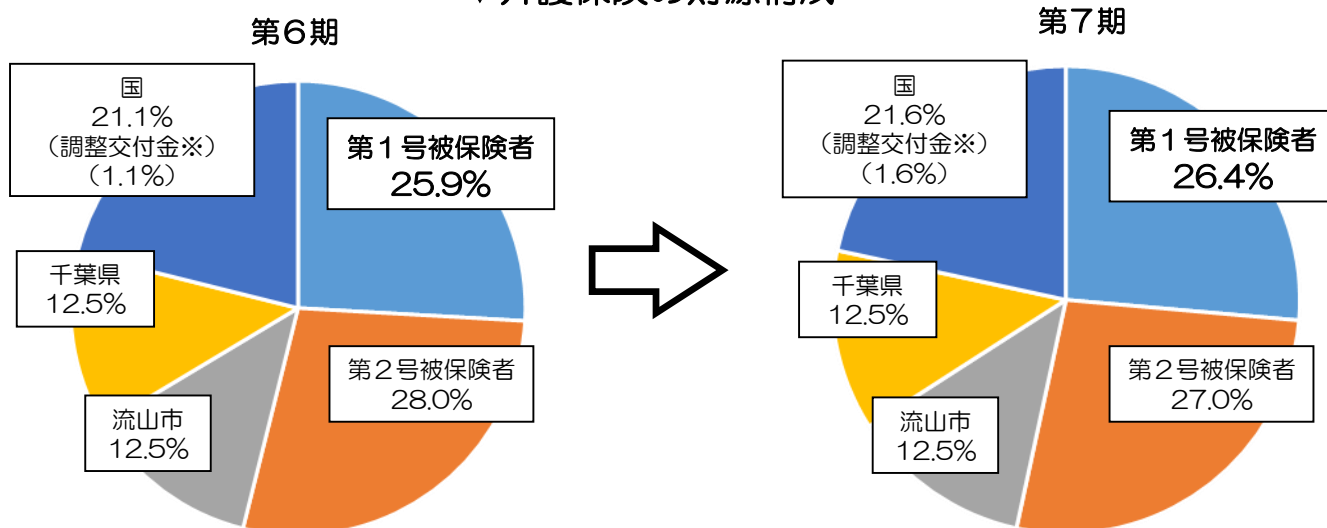
② 第6期（平成27～29年度）事業計画と第7期（平成30～32年度）事業計画の保険料設定上の変更点

【第1号被保険者及び第2号被保険者の負担割合】

第2号被保険者（40歳～64歳の方）の人口減に伴い、第2号被保険者の負担割合は介護保険法に基づく政令により28%から27%に変更され、第6期と比べて1%減少します。

一方で第1号被保険者（65歳以上の方）については、人口増により、負担率が第6期と比べて1%増加しますが、国からの調整交付金※が、第6期の約1.1%と比べて0.5%増の約1.6%分交付される見込みとなっており、その結果、負担割合は26.4%となります。

▼介護保険の財源構成



※ 調整交付金とは、市町村間の介護保険料の格差を調整するために、国から市町村に交付されるもので、市町村ごとの第1号被保険者中の75歳以上の方の割合と、所得水準によって交付額が決定されます。（全国平均で5%）

流山市は、第6期では介護給付費の約1.1%分交付されましたが、第7期については、第1号被保険者中の75歳以上の方の割合が高まることから、約1.6%分交付される見込みとなっています。

【公費による保険料軽減の強化】

低所得者の介護保険料軽減のための費用として、約6千万円が投入される予定です。このうちの50%を国、25%を県、25%を市がそれぞれ負担します。

【費用負担の公平化】

介護保険法改正に基づき、費用負担の公平化を目的として、合計所得金額 220 万円（※）以上の方の利用者負担が3割へ引き上げられます。

*今後の国の政令により定められます。

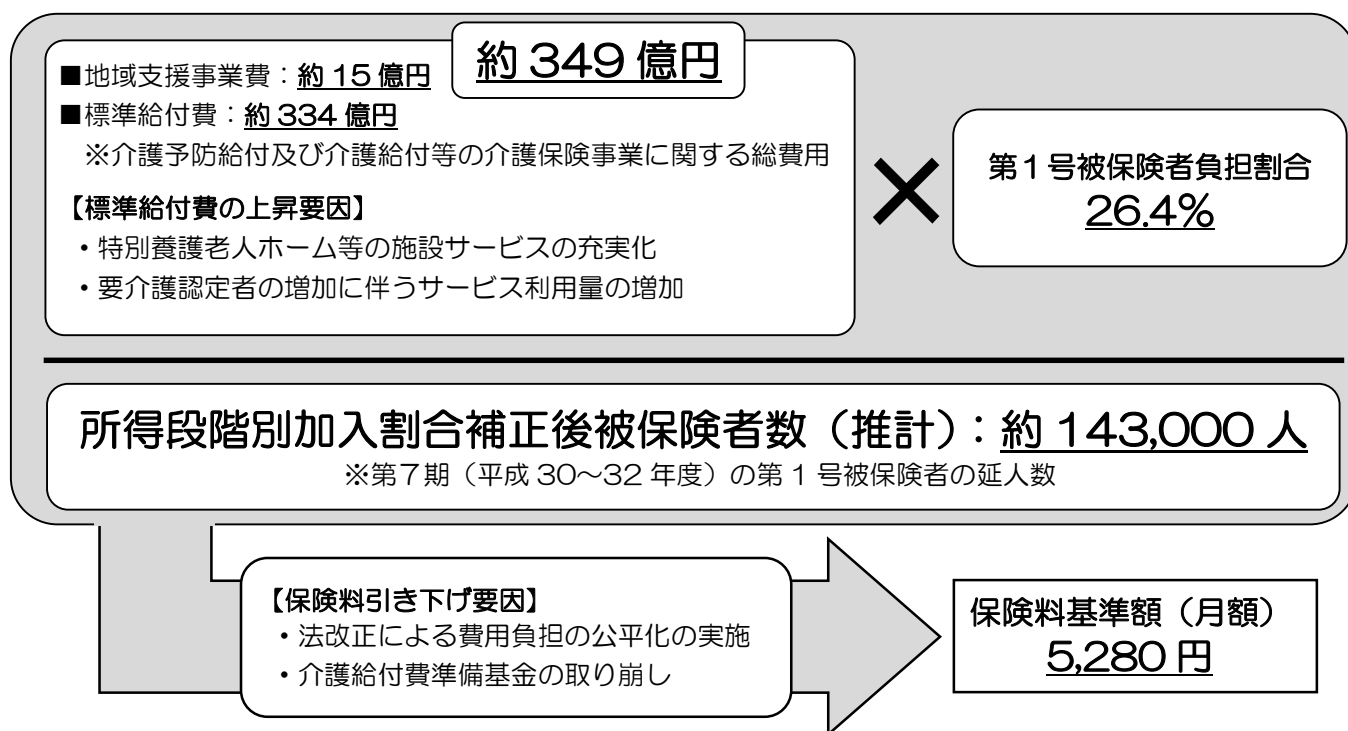
③ 第7期（平成30～32年度）の保険料

第7期の介護保険サービスに必要な標準給付費は約334億円（第6期は約288億円）になる見込みです。この標準給付費に地域支援事業費を加算した349億円と65歳以上の人口推計から算定した後、介護給付費準備基金を活用して上昇額を抑制することで、第7期の介護保険料基準月額額は5,280円（第6期は4,980円）となります。

【介護給付費準備基金の活用】

第7期では、介護給付費準備基金（残高：約4億円）を3億5千万円取り崩して給付費に繰り入れることにより、保険料基準額の上昇を210円抑制します。

▼保険料基準額の算定イメージ



$$\begin{array}{ccccccc}
 4,980 & + & 510 & - & 210 & = & 5,280 \\
 \text{第6期の} & & \text{本来の} & & \text{準備基金の活用} & & \text{第7期の} \\
 \text{基準月額} & & \text{増額分} & & \text{による抑制額} & & \text{基準月額} \\
 \hline
 & & \text{実質的な増額分} & & \text{月額300円} & &
 \end{array}$$

④ 第7期（平成30～32年度）の保険料所得段階設定

第7期の保険料所得段階の設定については、負担能力に応じた保険料賦課とする観点から、以下の項目に関して実施します。

【低所得者の保険料率の引き下げを継続】

第1段階の基準額に対する料率を0.37、第2段階の料率を0.55と設定し、国の基準料率（第1段階0.5・第2段階0.75）からの引き下げを継続することで、低所得者の負担軽減を図ります。

【所得に応じた多段階設定】

第7期においても、所得水準に応じてよりきめ細かな所得段階を設定する観点から、所得段階を18段階とした多段階設定を行います。

(5) 第6期と第7期の介護保険料所得段階設定の比較

第6期(平成27～29年度)の介護保険料所得段階表

保険料段階	対象者	保険料額	
		年額 【基準額×料率】	月額
第1段階	老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方、生活保護受給者の方、又は、本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税対象の年金収入と合計所得金額の合計額が80万円以下の方	22,000 円 【基準額×0.37】	(1,833 円)
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税対象の年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超120万円以下の方	33,000 円 【基準額×0.55】	(2,750 円)
第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税対象の年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円超の方	41,700 円 【基準額×0.7】	(3,475 円)
第4段階	世帯内に住民税を課税されている方がおり、本人が住民税非課税で課税対象の年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方	50,700 円 【基準額×0.85】	(4,225 円)
第5段階	世帯内に住民税を課税されている方がおり、本人が住民税非課税で課税対象の年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超の方	59,700 円 【基準額】	4,980 円
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が125万円未満の方	68,600 円 【基準額×1.15】	(5,717 円)
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が125万円以上160万円未満の方	74,600 円 【基準額×1.25】	(6,217 円)
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が160万円以上200万円未満の方	77,600 円 【基準額×1.3】	(6,467 円)
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	89,500 円 【基準額×1.5】	(7,458 円)
第10段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	95,500 円 【基準額×1.6】	(7,958 円)
第11段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	101,400 円 【基準額×1.7】	(8,450 円)
第12段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が500万円以上600万円未満の方	107,400 円 【基準額×1.8】	(8,950 円)
第13段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が600万円以上700万円未満の方	113,400 円 【基準額×1.9】	(9,450 円)
第14段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が700万円以上800万円未満の方	119,400 円 【基準額×2.0】	(9,950 円)
第15段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が800万円以上900万円未満の方	125,300 円 【基準額×2.1】	(10,442 円)
第16段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が900万円以上1,000万円未満の方	131,300 円 【基準額×2.2】	(10,942 円)
第17段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方	140,200 円 【基準額×2.35】	(11,683 円)
第18段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が1,500万円以上の方	149,200 円 【基準額×2.5】	(12,433 円)

※保険料月額について、()の金額は、保険料年間額を月額換算した額となっており、円未満を四捨五入しています。

※第1段階は、低所得者の介護保険料軽減のための費用を投入することにより、25,000円から3,000円減額した金額となっています。

第7期(平成30～32年度)の介護保険料所得段階表
(現時点の介護報酬等に基づいて算定しています。)

保険料段階	対象者	保険料額	
		年額 【基準額×料率】	月額
第1段階	老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方、生活保護受給者の方、又は、本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税対象の年金収入と合計所得金額の合計額が80万円以下の方	23,400円 【基準額×0.37】	(1,950円)
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税対象の年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超120万円以下の方	34,800円 【基準額×0.55】	(2,900円)
第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税対象の年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円超の方	44,300円 【基準額×0.7】	(3,692円)
第4段階	世帯内に住民税を課税されている方がおり、本人が住民税非課税で課税対象の年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方	53,800円 【基準額×0.85】	(4,483円)
第5段階	世帯内に住民税を課税されている方がおり、本人が住民税非課税で課税対象の年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超の方	63,300円 【基準額】	5,280円
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が125万円未満の方	72,700円 【基準額×1.15】	(6,058円)
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が125万円以上160万円未満の方	79,100円 【基準額×1.25】	(6,592円)
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が160万円以上200万円未満の方	82,200円 【基準額×1.3】	(6,850円)
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	94,900円 【基準額×1.5】	(7,908円)
第10段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	101,200円 【基準額×1.6】	(8,433円)
第11段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	107,600円 【基準額×1.7】	(8,967円)
第12段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が500万円以上600万円未満の方	113,900円 【基準額×1.8】	(9,492円)
第13段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が600万円以上700万円未満の方	120,200円 【基準額×1.9】	(10,017円)
第14段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が700万円以上800万円未満の方	126,600円 【基準額×2.0】	(10,550円)
第15段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が800万円以上900万円未満の方	132,900円 【基準額×2.1】	(11,075円)
第16段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が900万円以上1,000万円未満の方	139,200円 【基準額×2.2】	(11,600円)
第17段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方	148,700円 【基準額×2.35】	(12,392円)
第18段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が1,500万円以上の方	158,200円 【基準額×2.5】	(13,183円)

※保険料月額について、()の金額は、保険料年間額を月額換算した額となっており、円未満を四捨五入しています。

※第1段階は、低所得者の介護保険料軽減のための費用を投入することにより、26,500円から3,100円減額した金額となっています。

資料編

流山市福祉施策審議会 委員名簿

任期：平成 27 年 11 月 24 日～平成 29 年 11 月 23 日

◎は会長、○は会長職務代理者

委嘱区分	役 職 名	氏 名	備 考
福祉サービスの提供を受ける者を代表するもの	流山市老人クラブ連合会 顧問	石塚 三喜夫	
	流山市障害者団体連絡協議会会長	鈴木 れい子	
ボランティア団体を代表する者	特定非営利活動法人さわやか福祉の会 流山ユー・アイ ネット 理事	鎌田 洋子	○
社会福祉法人の役員又は職員	社会福祉法人流山市社会福祉協議会会長	鈴木 孝夫	◎
	社会福祉法人あかぎ万葉理事長	中 登	
民生委員（児童委員）	流山市民生委員・児童委員協議会会長	大野 トシ子	
医師会を代表する者	流山市医師会理事	大津 直之	
歯科医師会を代表する者	流山市歯科医師会理事	平原 雅通	
学識経験を有する者	江戸川大学総合福祉専門学校 社会福祉科 専任教員	永田 隆二	
関係行政機関の職員	松戸健康福祉センター副センター長	新屋敷 房代	
	柏児童相談所所長	奥野 智禎	
市民等	流山市民	上平 慶一	
	流山市民	米澤 政見	
	流山市民	栗飯原 誠	
	流山市民	小泉 尚子	
	流山市民	小林 朋子	
	流山市民	山名 裕里	

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

■ 諮問書



流社第196号
平成29年7月6日

流山市福祉施策審議会
会長 鈴木孝夫様

流山市長 井崎 義治



第7期流山市高齢者支援計画の策定について（諮問）

老人福祉法に基づく高齢者保健福祉計画と介護保険法に基づく介護保険事業計画を一体化した計画として、平成27年3月に策定された第6期高齢者支援計画は、平成29年度をもって計画期間が終了します。

介護保険事業計画は3年毎に策定することになっており、第7期計画（平成30年度から平成32年度までの3年間）を策定するものです。併せて高齢者保健福祉計画の見直しを行います。

つきましては、計画の策定にあたり、流山市の附属機関であります貴審議会の意見を求めたく諮問します。

記

第7期流山市高齢者支援計画の策定について
（案）

別添のとおり

■ 答申書



流福審第 10 号
平成29年11月6日

流山市長 井崎 義治 様

流山市福祉施策審議会
会長 鈴木 孝夫



第7期流山市高齢者支援計画の策定について（答申）

平成29年7月6日付け流社第196号で諮問のあったこのことについて、
下記のとおり答申します。

記

第7期流山市高齢者支援計画（平成30年度から平成32年度まで）について、
審議した結果、次のとおり答申します。

- 1 高齢者の人口が顕著に増加していくなか、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるように、地域共生社会に向けた、地域包括ケアシステムの着実な構築を進めてください。
 - 介護保険制度を持続可能な制度とするために、介護予防事業の推進により一層力を入れてください。また元気な高齢者には、就労支援や地域活動等の社会参加への支援を進めてください。
 - サービスの利用に際し本人、家族の選択や介護者の負担軽減につながるよう、情報提供や相談体制の構築に努めてください。
 - 最期まで住み慣れた地域で生活できるよう、医療、介護、保健・福祉の専門的サービスの多職種と連携し体制の構築に努めてください。
 - 地域ぐるみの助け合い・支え合い活動が活発化するために、今後もより一層、市民、自治会、民生委員、事業者、行政など、地域の関係機関の連携や情報共有の支援に努めてください。
 - 高齢者の権利擁護の施策として、認知症への理解、成年後見制度の課題の抽出と分析を踏まえて、その実施に努めてください。
- 2 本計画の円滑な推進に努められるとともに、本計画の進捗状況の把握・点検・評価を行い、必要に応じて見直しを行ってください。
- 3 パブリックコメント手続き等で、市民等から寄せられた意見及びその対応について、修正の有無を十分に検討してください。

■ 用語集

【あ】

アセスメント

初期評価、事前評価。援助活動開始前に行われる諸手続き。

【い】

一次予防

生活習慣の改善、生活環境の改善、健康教育による健康増進を図り、予防接種による疾病の発生予防、事故防止による障害の発生を予防すること。

【え】

NPO (Non Profit Organization)

市民の自発性に基ついた、営利を目的としない、自立的・継続的に、社会サービスを提供する団体で、NPO法人だけでなく、ボランティア団体や市民活動団体などの任意団体も含む。このうちNPO法人とは、特定非営利活動促進法に基づき設立される団体を指す。

【か】

介護給付

要介護状態と認定された被保険者に提供される介護サービス、介護に関わる費用の支給のこと。5段階の給付区分があり、訪問介護・訪問入浴・訪問リハビリテーション・訪問看護などの居宅サービスや、介護保険施設を利用した施設サービス、市区町村が行う地域密着型サービスなどが受けられる。

介護支援専門員（ケアマネジャー）

要介護認定者の相談に応じたり、要介護認定者等がその心身の状況に応じ適切な在宅サービス又は施設サービスを利用できるよう市町村、居宅サービス事業者及び介護保険施設等との連絡調整を行う者をいう。その資格は、都道府県知事又はその指定した者が行う介護支援専門員実務研修受講試験に合格し、かつ介護支援専門員実務研修を修了し、介護支援専門員の登録及び介護支援専門員証の交付を受けたものとされている。

また、事業所に所属ケアマネジャーの届出を義務付けることにより、ケアマネジャーの地位を利用した違反・名義貸しなどを防止している。

介護相談員

介護サービスの提供の場を訪ね、サービスを利用する者等の話を聞き、相談に応じる等の活動を行う者。サービス事業所等への介護相談員派遣等事業を行う市町村に登録されている。利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、派遣を受けた事業所における介護サービスの質的な向上を図り、苦情に至る事態を未然に防止する。

介護予防

介護が必要になることをできるだけ遅らせ、介護が必要になってからは、その状態を維持、改善して悪化させないようにすること。

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント

要支援認定者等が介護予防サービス等を適切に利用できるように、適切なアセスメントの実施により、利用者の状態の特性を踏まえた目標を設定し、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者の改善の可能性を実現するため適切なサービスを選択するとともに、利用者の自立に向けた目標志向型の計画を策定するサービス。

介護予防・日常生活支援総合事業

市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すもので、平成27年度に開始された。「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」に大別される。

- ・介護予防・生活支援サービス事業 ・ 要支援者等に対して、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス、介護予防ケアマネジメントを行う。
- ・一般介護予防事業 ・ 全ての高齢者を対象とし、市町村の独自財源で行う事業や地域の互助、民間サービスとの役割分担を踏まえつつ、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても、生きがい・役割をもって生活できる地域の実現を目指す。

介護療養型医療施設（療養型病床群）

施設の介護支援専門員（ケアマネジャー）等が作成した施設サービス計画に基づき、病院・診療所の療養病床の介護保険適用部分に入院した要介護認定者に対して、療養上の管理・看護・医学的管理下の介護等の世話・機能訓練等の必要な医療を行うもの。

平成29年度末に介護保険施設等へ転換し、廃止される方針が出されたが、6年間延長（平成35年末）されることとなった。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とする者（いわゆる要介護高齢者）であり、在宅において適切な介護を受けることが困難な者が入所する施設。

施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

市町村が事業者指定を行い、原則として、当該市町村の住民のみが保険給付の対象となる、定員が29名以下の小規模な介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）。

介護老人保健施設（老人保健施設）

病状安定期にあり、入院治療する必要はないが、リハビリ、看護・介護を必要とする要介護認定者が入所対象となる。看護、医学的管理下での介護、機能訓練その他必要な医療、日常生活上の世話等の介護サービスの提供を行い、在宅の生活への復帰を支援する施設。

かかりつけ医

自分の体の状態を把握している身近な医師。普段の健康管理、病気の初期治療、高度な検査や治療を必要とするかどうかの判断や病院の紹介など行う。

複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）

医療ニーズの高い要介護者への支援の充実を目的として、小規模多機能型居宅介護と訪問看護の複数のサービスを組み合わせた複合型事業所において、看護と介護サービスの一体的な提供を行うサービス。

【き】

基本チェックリスト

相談窓口において、必ずしも認定を受けなくても「介護予防・生活支援サービス事業」を利用できるよう、本人の状況を確認する質問表のこと。運動、口腔、栄養、物忘れ、うつ症状、閉じこもり等の全25項目の質問からなる。

居宅介護支援

利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から提供されるよう、介護サービス計画を作成するとともに、計画に基づく居宅サービス等の提供が確保されるよう居宅サービス事業者その他の者との連携調整を行うほか、要介護認定者が介護保険施設へ入所を要する場合、施設の紹介等を行うサービスのこと。

居宅療養管理指導

病院、診療所又は薬局の医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当する者を行う保健師、看護師、准看護師を含む）又は管理栄養士が、通院困難な要介護認定者等の居宅を訪問し、療養生活の質の向上を図るため、療養上の管理指導を行うサービスのこと。

【け】

ケアハウス

60歳以上の者（夫婦の場合、どちらか一方が60歳以上）で、かつ、身体機能の低下や高齢等のため、独立して生活するには不安が認められる者で、家族による援助を受けることが困難な者が低額な料金で入所できる軽費老人ホームのひとつ。

入所者の生活相談、食事サービスの提供等及び緊急時の対応を行う。入所者が個別の介護等を必要とする状態になった場合は、外部の在宅福祉サービスを利用する。

なお、軽費老人ホームは、食事の提供や日常生活上必要な便宜を供与する「A型」、自炊が原則の「B型」、高齢者が車いす生活となっても自立した生活を送れるよう配慮した「ケアハウス」があり、「ケアハウス」は「軽費老人ホーム（C型）」ともいわれる。

ケアプラン（介護サービス計画）

要介護認定者等が介護サービスを適切に利用できるよう、心身の状況、生活環境等を勘案し、サービスの種類・内容・担当者等を定めた計画。計画には在宅の場合の「居宅サービス計画」、施設の場合の「施設サービス計画」の2種類がある。

ケアマネジメント

介護保険制度においては、介護の全体計画（介護サービス計画）の作成を中心として、介護サービスを総合的・効率的に提供しようとする仕組みのことをいう。

権利擁護

認知症高齢者や知的障害者等で判断能力が十分でない者に対して、福祉サービスの利用援助や金銭管理等の援助などを行うこと。

【こ】

高齢者虐待

高齢者の心身に傷を負わせる人権侵害の行為を意味する。殴る蹴るなどの身体的虐待、ののしる、無視するなどの心理的虐待、食事を与えないなどの介護や世話の放棄・放任、財産を勝手に使うなどの経済的虐待、性的虐待がある。

骨粗しょう症

骨がスカスカになって骨折しやすくなる状態。女性ホルモンのバランスが大きく変化する閉経後、骨粗しょう症になる人の割合が多い。

【さ】

サービス付き高齢者向け住宅

高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）に基づき創設された、バリアフリー構造等の一定の基準を満たし、ケアの専門家による安否確認サービスや生活相談サービスを提供する住宅のこと。

また、同法により、これまでの「高齢者円滑入居賃貸住宅（高円賃）」、「高齢者専用賃貸住宅（高専賃）」、「高齢者向け優良賃貸住宅（高優賃）」は廃止され、サービス付き高齢者向け住宅に一本化された。

【し】

若年性認知症

18歳から64歳までに発症した認知症の総称。アルツハイマー病、脳血管障害、頭部外傷など原因が様々である。10万人当たり40人程度の発症率で、患者数は全国に数万人と推定される。なお、発症原因が外傷性疾患及び内分泌疾患等の場合は65歳になるまで介護保険は適用されない。

重点健康相談

重点課題とされる「高血圧」、「高脂血症」、「糖尿病」、「歯周疾患」、「骨粗しょう症」等のうち、市が地域の実情等を勘案し、課題を選定し、保健師等が担当者として行われる健康に関する指導及び助言をいう。

主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）

地域における保健・医療・福祉のネットワークづくりを推進する中核的役割、介護支援専門員（ケアマネジャー）への支援困難事例の支援、スーパーバイズ（相談・援助等）の実施等の役割を担う。また、高齢者なんでも相談室においては包括的・継続的マネジメントを担う。

小規模多機能型居宅介護

在宅の要介護認定者等について、「通い（日中ケア）」を中心として、利用者の様態や希望に応じ、随時「訪問（訪問ケア）」や「泊まり（夜間ケア）」を組み合わせ提供される介護保険サービスで、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話をなじみの職員が行うことにより、要介護認定者等の在宅生活の継続を支援する。

シルバー人材センター

定年退職後などにおいて臨時、短期的な就業を通じて自己の労働能力を活用し、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高年齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図ることを目的とした団体。

【せ】

生活支援コーディネーター

生活支援サービスの充実や高齢者の社会参加のために、ボランティア等の生活支援・介護予防の担い手の養成・発掘など地域資源の開発や地域ニーズと地域資源とのマッチングなどを行う。

生活支援コーディネーターは、地域における助け合いや生活支援サービスの提供実績のある者など、地域でコーディネート機能を適切に担うことができる者で、国、県の実施する養成研修を修了した者が配置される。

生活習慣病

高血圧・脳血管疾患・虚血性心疾患等の循環器系の疾患や悪性新生物（がん）・糖尿病・歯周疾患など、生活習慣の改善によりある程度予防することができる疾患の総称。

成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な人の法律行為（財産管理や契約の締結など）を、家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人を代理して行ったり、同意なく結んだ不利益な契約を取り消すなどの保護や支援を行う民法の制度。制度利用には、家庭裁判所に本人、配偶者、四親等内の親族が申し立てを行うことになる。なお、身寄りのない人の場合、市町村長に申し立て権が付与されている。

【た】

団塊の世代

第一次ベビーブームとなった昭和 22 年から 24 年に生まれた世代をいい、作家の堺屋太一氏が小説の題名で命名したことに由来する。

短期入所生活介護（ショートステイ）

特別養護老人ホーム等の福祉施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活の世話及び機能訓練を受けるサービス。在宅福祉サービスのひとつ。

短期入所療養介護（ショートケア）

介護老人保健施設、介護療養型医療施設、療養病床を有する病院、診療所などにおいて、要介護認定者等を短期間入所させ、看護、医学的管理のもと、介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、療養生活の質の向上及び家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るサービスのこと。

【ち】

地域支援事業

被保険者が要介護状態等になることを予防するとともに、要介護状態等になった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、平成 18 年 4 月の介護保険制度の改正により設けられた事業。

平成 27 年度の制度改正により見直され、具体的には、「介護予防・日常生活支援総合事業」（要支援者等対象：介護予防・生活支援サービス事業、全高齢者対象：一般介護予防事業）や、総合相談権利擁護等に加え、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進等を行う「包括的支援事業」、栄養改善の必要な高齢者の食の自立支援配食サービス等の「任意事業」からなる。

高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）

地域住民すべての心身の健康の維持、生活の安定、保健、医療、福祉の向上と増進のために必要な援助、支援を包括的に担う地域の中核機関。

- ・運営主体 …… 市町村、または市町村から委託された法人（在宅介護支援センターを運営する社会福祉法人、医療法人等、その他省令で定められた要件に適合する法人）
- ・エリア …… 小・中学校区、保健福祉圏域、合併前の行政エリア、地形、人口分布などに基づく生活圏域を踏まえ、一つの高齢者なんでも相談室がカバーするエリアを設定（人口 2～3 万人に 1 箇所が概ねの目安）
- ・スタッフ …… 保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士

地域密着型サービス

高齢者が要介護状態となっても、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、原則として日常生活圏域内で介護保険サービスの利用及び提供が完結するもの。施設所在市町村の住民のみが保険給付の対象となる。

地域密着型通所介護

デイサービス事業所のうち、利用定員（当該事業所において同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限）が 18 人以下の事業所が、平成 28 年度から地域密着型サービスに位置づけられ、地域密着型通所介護を提供する。

【つ】

通所介護（デイサービス）

在宅の要介護認定者等をデイサービス事業所に通わせ、入浴や食事の提供、生活等に関する相談・助言、健康状態の確認、その他日常生活上の世話、機能訓練を行うサービスをいう。在宅福祉サービスのひとつ。

通所リハビリテーション（デイケア）

在宅の要介護認定者等を、介護老人保健施設や病院、診療所等に通わせ、心身の機能回復を図り、日常生活の自立を支援するための理学療法、作業療法等の必要なりハビリテーションを受けるサービスをいう。

【て】

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

在宅の要介護高齢者の日常生活を支えるために必要な介護・看護サービスを、包括的かつ継続的に提供するサービス。一日複数回の短時間定期訪問と随時の対応を行う。

【と】

特定健康診査

40歳以上75歳未満の者に対してメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の早期発見を目的として医療保険者が行う健康診査のことであり、平成20年度から実施されている。

特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等での介護）

有料老人ホーム、軽費老人ホーム等に入所している要介護認定者等に、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うサービスのこと。要介護認定者のみ入居可能なものが「介護専用型特定施設」。要介護認定者等でない者も入居可能であり、入居後に要介護認定者等となった場合に介護サービスや介護予防サービスを受けられるものが「混合型特定施設」。

特定保健指導

特定健康診査によりメタボリックシンドローム、あるいはその予備群であることが判明した者に対して、医師・保健師・管理栄養士等が実践的なアドバイスを行う保健指導をいう。

【に】

二次予防

発生した疾病や障害を検診などにより早期に発見し、早期に治療や保健指導などの対策を行ない、疾病や障害の重症化を予防すること。

認知症

さまざまな原因で脳の機能が低下することにより、記憶障害などの障害が起こり、生活する上で支障が出ている状態。

認知症初期集中支援チーム

複数の専門職が、認知症が疑われる人、認知症の人とその家族を訪問し、アセスメントや家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行うチームのこと。

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

共同生活を営むことに支障のない認知症高齢者等が、小規模な生活の場（5人から9人までの共同居住形態）において、食事の支度、掃除、洗濯等を介護従事者と共同で行い、家庭的で落ち着いた雰囲気の中で生活を送ることにより、認知症状の進行を穏やかにする。

認知症対応型通所介護

認知症高齢者等を対象としたデイサービス（通所介護）。事業所において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う。

認知症地域支援推進員

研修を受講した専門職が、高齢者なんでも相談室と密接に連携しながら、認知症対応に特化した活動に従事し、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援のほか、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う。

【は】

徘徊高齢者

認知症などで徘徊により居場所が分からなくなっている高齢者のこと。

8020運動

歯や口腔の健康づくりを図るため「80歳になっても20本以上自分の歯を保とう」という国民運動のこと。高齢社会における健康対策として、日本が世界に先駆けて独自に提案した施策。

パブリックコメント

行政機関が政策の立案等を行う際にその案を公表し、この案に対して広く市民・事業者等から意見や情報を提出していただく機会を設け、行政機関は、提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行うというもの。

【ほ】

訪問介護（ホームヘルプサービス）

要介護認定者に対し、居宅（有料老人ホーム、軽費老人ホーム等含む）において、介護福祉士、ホームヘルパーにより、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話（調理、洗濯、清掃等の家事、生活等に関する相談及び助言等）を行うサービスのこと。

訪問介護員（ホームヘルパー）

要介護認定者等の家庭を訪問し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や、家事、洗濯、買い物などの家事援助などのサービスを提供する者。

訪問看護

在宅で看護を必要とする要介護認定者等の居宅を訪問し、医師の指示に基づき、看護師等が（保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士）病状の観察、身体の清潔、床ずれの手当て等療養生活の支援、心身機能の維持回復、又は必要な診療の補助を行うサービスのこと。

訪問入浴介護

要介護認定者等の居宅を訪問し、浴槽を提供し入浴を行うことによって、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るサービスのこと。

訪問リハビリテーション

病状が安定期にある要介護認定者等の居宅を訪問し、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーションを行うサービスのこと。

【め】

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）

内臓脂肪蓄積型肥満を共通の要因として高血糖、脂質異常、高血圧のうち少なくとも2つ以上を呈する病態のことをいう。糖尿病や循環器疾患などの生活習慣病を発症する危険性が高いと言われている。

【や】

夜間対応型訪問介護

居宅の要介護認定者については、夜間に定期的な巡回訪問、または通報を受けて随時の訪問を行い、介護福祉士等により提供される入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話をを行う介護保険サービスのこと。

【ゆ】

有料老人ホーム

高齢者を入居させ、食事の提供、介護又は日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設。養護老人ホーム等の入所要件に該当しない高齢者や自らの選択によりニーズを満たそうとする高齢者の入居施設。

【よ】

予防給付

要支援の認定を受けた人が、要介護状態になることを予防するとともに、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるようするため介護予防サービスを提供する。

【ろ】

老人クラブ

高齢者の知識及び経験を生かし、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を通じ、老後の生活を豊かなものにするを目的とした自主的な組織。会員の年齢は概ね60歳以上。

流山市高齢者支援計画

(高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)

— 平成30年度～平成32年度 —

平成30年3月

企画・編集：流山市 健康福祉部 社会福祉課 健康福祉政策室
高齢者生きがい推進課
介護支援課

住所：〒270-0192 千葉県流山市平和台1丁目1番地の1

電話：04-7158-1111 (代表)